

# 公認会計士・監査審査会の活動状況

(令和4年度版)

令和5年6月

公認会計士・監査審査会

## 「公認会計士・監査審査会の活動状況」について

公認会計士・監査審査会令第2条の規定に基づいて定めた公認会計士・監査審査会運営規程第16条に基づき、令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）における公認会計士・監査審査会の活動状況を公表します。

読者の便宜を図るために、一部、令和4年3月31日以前の情報及び令和5年4月1日以降の情報も記載しています。

なお、令和4年度及び本年度とは、令和4年4月1日～令和5年3月31日を指し、令和4事務年度及び本事務年度とは、令和4年7月1日～令和5年6月30日を指します。

### ○公認会計士・監査審査会運営規程

第16条 審査会は、毎年度終了後、当該年度における各種措置及び検査実施件数等の活動状況を公表するものとする。

### 《本冊子に対するご意見等の連絡先》

公認会計士・監査審査会事務局 総務試験課企画係  
03-3506-6000(内線 2436)

# 目 次

はじめに .....	1
------------	---

## 【本編】

### 第1章 組織

1. 公認会計士・監査審査会 .....	3
2. 事務局 .....	3

### 第2章 監査事務所等に対する審査及び検査等

1. 概説 .....	5
2. 監査事務所等モニタリング基本方針等 .....	7
(1) 監査事務所等モニタリング基本方針 .....	7
(2) 監査事務所等モニタリング基本計画 .....	8
3. 監査事務所等に対する審査及び検査の状況 .....	9
(1) 協会による品質管理レビューの状況 .....	9
(2) 品質管理レビューに対する審査の状況 .....	10
(3) 監査事務所に対する報告徴収の状況 .....	11
(4) 監査事務所に対する検査の状況 .....	12
(5) 検査結果 .....	12
(6) 金融庁長官に対する勧告の状況 .....	13
(7) 外国監査法人等に対する検査・監督の状況 .....	13
4. 審査及び検査等に係る情報発信 .....	14
(1) 「令和4年版モニタリングレポート」の作成・公表 .....	14
(2) 「監査事務所検査結果事例集」の作成・公表 .....	14
5. 関係機関との連携 .....	15
(1) 金融庁関係部局との連携 .....	15
(2) 協会との連携 .....	16
(3) 金融商品取引所との連携 .....	16
(4) 日本監査役協会との連携 .....	16
6. 令和4事務年度の課題に対する取組 .....	16
(1) 業務管理態勢の検証 .....	16
(2) 品質管理態勢の検証 .....	17
(3) 個別監査業務の検証 .....	17
(4) 検査以外のモニタリングの強化 .....	18
(5) 協会の品質管理レビューの検証及び協会との連携 .....	18
(6) 情報発信の強化 .....	18
(7) モニタリング実施態勢の充実 .....	19
(8) モニタリング実施方法の見直し .....	19

### 第3章 公認会計士試験の実施

1. 概説	20
(1) 試験制度の概要	20
(2) 現行試験の概要	20
(3) 受験願書等のインターネット受付	23
2. 公認会計士試験の実施状況	23
(1) 試験実施における新型コロナウイルス感染症対策	23
(2) 令和4年公認会計士試験	24
(3) 令和5年公認会計士試験	25
3. 公認会計士試験に係る情報発信等	26
4. 今後の課題	26
(1) 自然災害を踏まえた試験運営	26
(2) 受験願書等に係るインターネット受付の利便性向上	27
(3) 公認会計士試験受験者増に向けた取組	27
(4) 公認会計士試験受験者増を受けた対応	27

### 第4章 公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議

1. 制度の概要	28
2. 事案の概要	28

### 第5章 諸外国の関係機関との協力

1. 監査監督機関国際フォーラム (IFIAR) における活動	33
(1) 設立の経緯	33
(2) 組織	34
(3) 活動状況	35
(4) 日本 IFIAR ネットワーク	38
2. 二国間での協力	39
3. 今後の課題	39



## 【資料編】

### 1 公認会計士・監査審査会関連資料

1-1	公認会計士・監査審査会発足の経緯	44
1-2	第7期 公認会計士・監査審査会会長及び委員名簿	46
1-3	公認会計士・監査審査会の開催状況	47

### 2 審査及び検査関連資料

2-1	品質管理レビューの審査及び監査事務所等に対する検査手続	50
2-2	監査事務所等モニタリング基本方針－監査品質の持続的な向上の促進－	51
2-3	令和4事務年度監査事務所等モニタリング基本計画	59
2-4	公認会計士・監査審査会の勧告一覧	77
2-5	UHY 東京監査法人に対する検査結果に基づく勧告について	78
2-6	監査法人ハイビスカスに対する検査結果に基づく勧告について	81
2-7	ひびき監査法人に対する検査結果に基づく勧告について	84
2-8	赤坂有限責任監査法人に対する検査結果に基づく勧告について	87
2-9	外国監査法人等に対する検査監督の考え方	90
2-10	公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針	93

### 3 公認会計士試験実施関連資料

3-1	公認会計士試験制度の概要	106
3-2	令和5年公認会計士試験第I回短答式試験における新型コロナウイルス感染症への対策について	107
3-3	令和4年公認会計士試験短答式試験の合格発表について（抜粋）	109
3-4	令和4年公認会計士試験の合格発表について（抜粋）	110
3-5	令和5年公認会計士試験第I回短答式試験の合格発表について（抜粋）	118
3-6	令和4年度の講演会の開催状況	119

### 4 諸外国の関係機関との協力関連資料

4-1	IFIAR 本会合開催実績	120
4-2	第22回監査監督機関国際フォーラム（ビデオ会議形式）について	121
4-3	監査監督機関国際フォーラムによる「2022年検査指摘事項報告書」の公表について	125
4-4	IFIAR 検査ワークショップ開催実績	130
4-5	日本 IFIAR ネットワーク会員	131

## はじめに

公認会計士・監査審査会（以下、「審査会」という。）は、平成16年4月、独立して職権を行使する機関として金融庁に設置されました。以来、公認会計士監査の品質の向上を図り、その信頼性を確保することにより、資本市場の公平性と透明性を高めることを使命としてまいりました。

### 1. 本年度を振り返って

審査会は、昨年4月から第7期（令和4年4月～令和7年3月）がスタートし、新たな体制で活動しています。

監査事務所等に対する審査及び検査等（モニタリング）については、昨年5月に公表した第7期における「監査事務所等モニタリング基本方針—監査品質の持続的な向上の促進—」及び同年7月に公表した「令和4事務年度監査事務所等モニタリング基本計画」に基づき実施しています。本年度は、引き続き、監査事務所の業務管理態勢・品質管理態勢の実効性を重視してモニタリングを行っていますが、特に上場会社監査の担い手としての役割が増大している中小規模監査事務所に対するモニタリングをより重視した運用を行っています。審査会が実施したモニタリングの成果については、関係者のみならず広く一般に提供し、会計監査への関心や意識を高めていただくことを目的として「令和5年版モニタリングレポート」及び「監査事務所検査結果事例集（令和5事務年度版）」を作成中であり、本年7月頃に公表を予定しております。

令和4年公認会計士試験については、引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じた上で実施しました。また、願書提出者数は平成28年試験以降7年連続して増加しました。これには種々の要因がありえますが、試験に関する情報提供の充実などに努めた結果、若年層を中心に関心が高まっていることのほか、年々利用率が高まっているインターネット出願の導入に伴う出願時の利便性の向上も寄与したと考えております。

諸外国の監査監督当局との協力・連携については、本年度も審査会は金融庁と共に、東京に本部事務局が置かれた、各国の監査監督当局間の協力・連携の場である「監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）」における活動を通じて、会計監査に関する国際的な制度・運用の把握や、グローバルな監査の品質の向上に係る国際的な議論への積極的な貢献を続けてきました。また、令和3年4月より2年の任期で務める副議長国（日本）の当局として、IFIAR本会合や6大監査法人ネットワークとのCEOセッション、グローバル監査品質ワーキング・グループ会合などにおける、現下の情勢を踏まえた監査の課題等についての議論に一層積極的に参画しました。このほか、二国間の協力関係においても、各国と締結してきた情報交換枠組等を活用し、国際的に活動する監査事務所に係る情報共有を相互に行うなど、審査会の審査・検査活動に資する当局間の連携を行いました。

## 2. 今後の課題

第7期審査会2年目となる令和5年度においては、上記のとおり、今年度重点的に実施した取組やこれまで取り組んできた実績を踏まえつつ、特に以下のような点について着実な業務の遂行に努めていきます。

監査事務所等に対するモニタリングについては、改正公認会計士法の施行、改訂「監査法人のガバナンス・コード」や「品質管理基準」等の適用開始など、監査事務所をめぐる変化に適切に対応したモニタリングの実施に努めます。また、監査の品質の確保・向上を図り、業務の適正な運営を確保する主体は監査事務所であることから、監査事務所に自発的な改善活動を促すような実効的なモニタリングに取り組みます。特に、監査事務所の業務管理態勢や品質管理態勢については、リモート検査の活用による効率性の向上を図りつつ、その実効性を引き続き検証していきます。加えて、モニタリングの成果を関係者及び広く一般に提供していくため、モニタリングレポート等の内容の更なる充実に努めていきます。

公認会計士試験については、受験者数の増加傾向を持続するためにも、引き続き、若年層や女性も含めて、より多くの人々に挑戦していただけるよう、公認会計士の使命・役割等をテーマとした講演を行い、公認会計士という資格・職業の意義や魅力について、なお一層の情報発信を続けていきます。

諸外国の監査監督当局との協力・連携については、国内外における公認会計士・監査法人や被監査会社を取り巻く環境の変化に対応するため、IFIAR等での議論への積極的な参加や、海外における監査の在り方をめぐる議論の動向把握に努めていきます。特に、令和5年4月の第23回IFIAR本会合において、IFIAR副議長を務めていた公認会計士・監査審査会事務局長 兼 金融庁総合政策局審議官が、IFIAR議長に選出されたことも踏まえ、より一層グローバルな監査の品質の向上に貢献していきます。令和6年4月の第24回IFIAR本会合は日本（大阪）で開催する予定であり、その準備も進めていきます。

審査会はこれらの活動を通じ、資本市場の公平性と透明性を高め、ひいては、日本経済、世界経済の健全な発展に貢献していきます。

令和5年6月

公認会計士・監査審査会会長

松井 隆亨

## 第1章 組織

### 1. 公認会計士・監査審査会

審査会は、公認会計士法（以下、「法」という。）第35条第1項及び金融庁設置法第6条第2項に基づき、平成16年4月に金融庁に設置された合議制の行政機関である（P44資料1-1参照）。

審査会は、公認会計士に関する事項について理解と識見とを有する者のうちから、両議院の同意を得て内閣総理大臣から任命された、会長及び9人以内の委員により組織される。委員は非常勤であるが、うち1人については常勤とすることができる。任期は3年である。（法第36条、第37条の2第1項、第37条の3第1項）

会長及び委員は独立してその職権を行い、また、法定の事由がある場合を除き、在任中にその意に反して罷免されることはない（法第35条の2、第37条の4）。

令和4年4月1日に発足した第7期（令和4年4月～令和7年3月）においては、松井隆幸会長、青木雅明常勤委員及び非常勤委員8名の計10名の構成で活動を行っている（P46資料1-2、P47資料1-3参照）。

審査会の主な業務は以下のとおりである。

- ① 公認会計士、監査法人（以下、「監査事務所」という。）及び外国監査法人等（注）並びに日本公認会計士協会（以下、「協会」という。）に対する検査等
- ② 公認会計士試験の実施
- ③ 監査事務所に対する懲戒処分等の調査審議
- ④ 諸外国の関係機関との連携・協力

（注）外国監査法人等とは、外国会社等が金融商品取引法の規定により提出する財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を外国において行う者として金融庁長官に届出をした者をいう。

### 2. 事務局

審査会には、審査会の事務を処理するために事務局が置かれている（法第41条第1項）。

事務局は、事務局長の下、総務試験課及び審査検査課で構成され、総務試験課は、公認会計士試験の実施、監査事務所に対する懲戒処分等の調査審議、諸外国の関係機関との連携・協力及び事務局全体の総合調整を所掌し、審査検査課は、監査事務所の監査又は証明業務及び協会の事務の運営状況についての

審査並びに監査事務所、外国監査法人等及び協会に対する検査を所掌している。

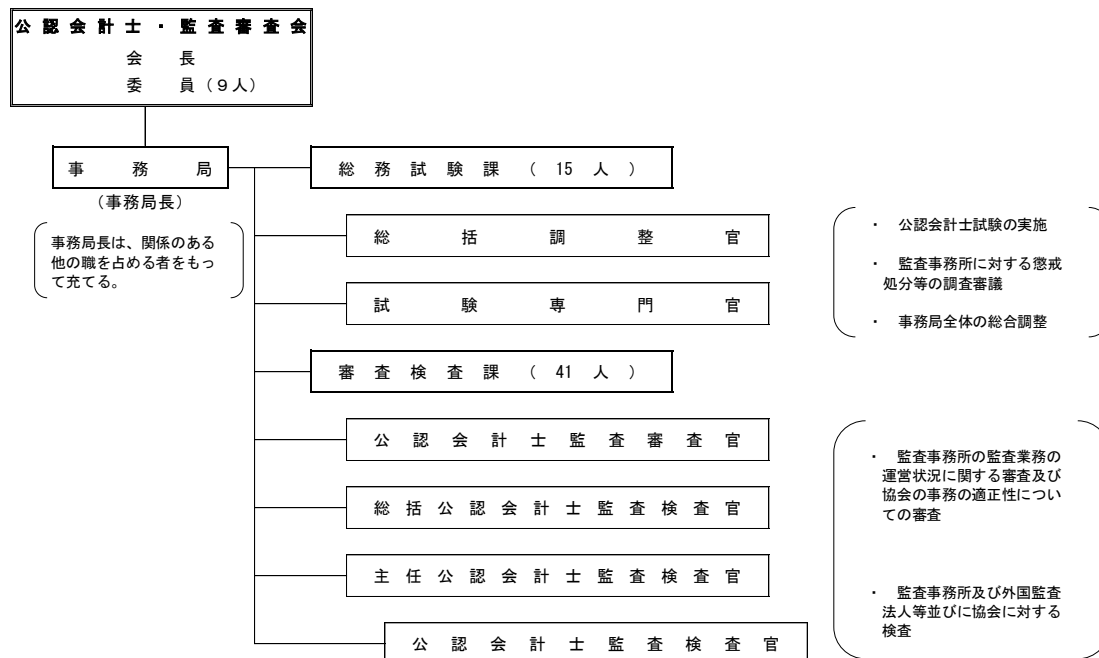
事務局の定員は、平成 16 年 4 月発足時 40 人であったが、その後順次増員され、令和 4 年度末の定員は、総務試験課 15 人及び審査検査課 41 人の計 56 人となっている。

《事務局の定員の推移》

(年度末ベース)

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24~27	H28~29	H30~R元	R2~3	R4
総務試験課	11	12	12	12	12	14	14	14	14	14	14	14	15
審査検査課	29	29	31	35	39	41	44	43	42	42	43	42	41
総括公認会計士 監査検査官	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	1
主任公認会計士 監査検査官	4	4	4	4	5	5	7	7	7	6	6	6	6
公認会計士 監査検査官	18	18	20	24	26	28	28	27	26	26	27	26	25
合 計	40	41	43	47	51	55	58	57	56	56	57	56	56

《公認会計士・監査審査会の機構図》



(注) 上図中 ( ) 内は、令和 4 年度末における定員を示す。

## 第2章 監査事務所等に対する審査及び検査等

### 1. 概説

資本市場の公正性及び透明性を確保し、投資者の信頼が得られる市場を確立する観点等から、平成15年6月の法改正により、監査事務所に対する監視・監督の機能の充実・強化策として、それまで自主規制として行われていた協会による監査事務所に対する品質管理レビュー（注）が法定化された。審査会は当該レビューの結果について協会から報告を受けてその内容を審査し、必要があると認める場合には報告徴収及び検査を行うこととされた。

また、平成19年6月の法改正により、我が国金融資本市場の健全性を確保していくため、金融商品取引法による開示規制の対象となる外国会社等の監査を行う外国監査法人等が我が国当局の検査・監督の対象とされ、審査会が報告徴収及び検査を行うこととされた。

具体的には、審査会は、金融庁長官の権限のうち、

- ・協会による会員の法第2条第1項業務（監査又は証明業務）の運営状況の調査の結果報告の受理に関する事務（法第46条の9の2第2項）
- ・上記報告に関して行う協会、公認会計士及び監査法人（以下、「監査事務所等」という。）に対する報告徴収及び検査（法第46条の12第1項、第49条の3第1・2項）
- ・外国監査法人等に対する報告徴収及び検査（法第49条の3の2第1・2項）

について委任されている（法第49条の4第2・3項）。

これらを受けて、審査会では、品質管理レビューに関する報告の内容を審査し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認める場合には、検査等を行うこととしている（P50資料2-1参照）。

また、審査又は検査等の結果、必要があると認める場合には、行政処分その他の措置について金融庁長官に勧告することとしている（法第41条の2）。

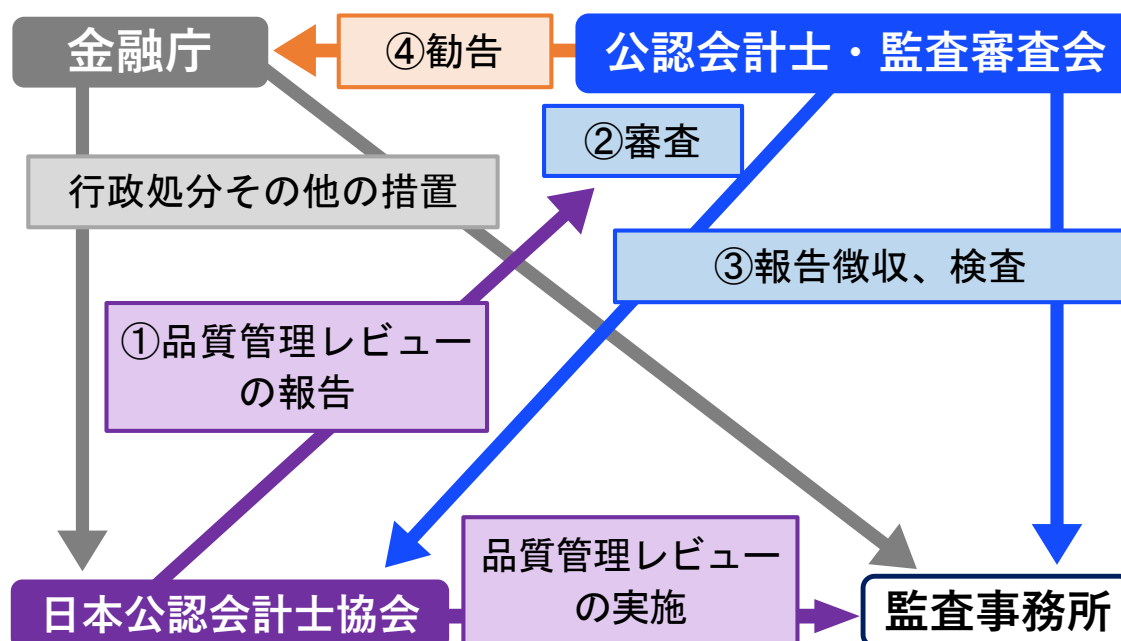
なお、令和4年5月の法改正により、金融庁長官から審査会に委任される監査事務所等に対する立入検査等の権限（法第49条の4第2項）について、監査事務所の業務の運営の状況に関して行われるもののみとする限定等がなくなった（令和5年4月施行）。

（注）品質管理レビュー

品質管理レビューとは、法により、「協会は、会員の第2条第1項の業務の運営の状況の調査を行う」（法第46条の9の2第1項）とされている。

具体的には、監査業務の適切な質的水準の維持・向上を図り、監査に対する社会的信頼を維持・確保するため、協会が監査事務所が行う監査の品質管理の状況を調査することとされている。

《審査及び検査の概要》



① 品質管理レビューの報告

協会は、原則として3年に1度（状況に応じて短縮・伸長）、監査事務所の監査の品質管理の状況を調査しており、審査会はその調査結果について報告を受ける。

② 審査

審査会は、協会から報告を受け、協会の品質管理レビューが適正に行われているか、監査事務所の監査業務が適正に行われているかを確認する。

審査会は、審査の過程において、必要があると認めるときは、監査事務所等に対して報告又は資料の提出を求める。

③ 検査等

審査会は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認めるときは、監査事務所（監査事務所の監査業務に関係のある被監査会社等を含む。）に対して検査又は報告徴収を行う。

また、協会の事務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、協会に対して検査又は報告徴収を行う。

④ 勧告

審査会は、審査又は検査の結果、必要があると認めるときは、監査事務所の監査業務又は協会の事務の適正な運営を確保するため行うべき行政処分その他の措置について金融庁長官に勧告する。

（注）外国監査法人等に対する報告徴収・検査については、P13「3.（7）イ 外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する考え方」を参照。

## 2. 監査事務所等モニタリング基本方針等

### (1) 監査事務所等モニタリング基本方針

審査会は、第7期（令和4年4月～令和7年3月）における「監査事務所等モニタリング基本方針―監査品質の持続的な向上の促進―」を策定し、令和4年5月20日に公表した（P51資料2-2参照）。第7期のモニタリング（注）の実施においては、以下の目的や考え方を基本とすることとしている。

（注）モニタリングとは、検査と検査以外のモニタリングの両方を包含している。検査以外のモニタリングは、監査事務所に係る報告徴収・ヒアリング及び金融庁関係部局、協会、会計監査に關係する業界団体等との意見交換・連携並びに監査事務所との対話を通じた情報収集など検査以外の活動を指す。

#### <モニタリングの目的及びその達成に向けた考え方>

審査会のモニタリングは、常に国民の視点という公益的立場に立ち、審査会の有する権能を最大限に発揮して実施することにより、監査事務所自らによる監査の品質の確保・向上を継続的に促し、資本市場における監査の信頼性の確保を図ることを目的とする。

モニタリングの実施に当たっては、個別の監査意見の適否そのものを主眼とするのではなく、協会による品質管理レビューの一層の実効性向上を促すとともに、監査事務所の規模、業務管理態勢及び被監査会社のリスクの程度等を踏まえた効果的・効率的なモニタリングを通じて、監査事務所における監査の品質管理を含む業務の適正な運営の確保を図ることとする。

#### <第7期のモニタリングにおいて重視する点>

- 品質管理システムの円滑な導入に向けた監査事務所における準備・対応状況の確認・検証

「監査に関する品質管理基準」が改訂され、監査事務所においては、

- ①品質目標を設定し、
- ②品質目標の達成を阻害する品質リスクを識別して評価し、
- ③評価した品質リスクに対処するための方針又は手続を定めて運用し、
- ④不備があれば根本原因に基づき改善する

という、リスク・アプローチに基づく品質管理システムの導入が求められることになる（注）。

第7期のモニタリングでは、当該システムの導入に向けた監査事務所における準備・対応状況や、導入後における整備・運用状況を重視する。

（注）改訂品質管理基準は、令和5年7月1日以後に開始する事業年度又は会計期間（公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所においては、令和6年7月



1日以後に開始する事業年度又は会計期間)に係る財務諸表の監査から実施。

- 上場会社の監査を行う監査事務所に対する監査品質の確保・向上  
上場会社の監査においては、大手監査法人(注1)から準大手監査法人(注2)又は中小規模監査事務所(注3)への交代の動きが継続しており、準大手監査法人・中小規模監査事務所の上場会社監査の担い手としての役割が増大している。

このため、第7期においては、特に監査品質の確保・向上が急務と考えられる中小規模監査事務所に対する検査をより重視した運用に努める。

(注1) 大手監査法人：上場会社を概ね100社以上被監査会社として有し、かつ常勤の監査実施者が1,000名以上いる監査法人。有限責任あずさ監査法人、有限責任監査法人トーマツ、EY 新日本有限責任監査法人及びPwC あらた有限責任監査法人の4法人を指す。

(注2) 準大手監査法人：大手監査法人に準ずる規模の監査法人。仰星監査法人、三優監査法人、太陽有限責任監査法人、東陽監査法人及びPwC 京都監査法人の5法人を指す。

(注3) 中小規模監査事務所：大手監査法人及び準大手監査法人以外の監査事務所。

## (2) 監査事務所等モニタリング基本計画

審査会は、上記「監査事務所等モニタリング基本方針」を踏まえ、各事務年度におけるモニタリングの方向性を示すものとして「令和4事務年度監査事務所等モニタリング基本計画」を策定し、令和4年7月15日に公表した(P59資料2-3参照)。令和4事務年度のモニタリングの実施においては、主に以下の事項を重視することとしている。

### <モニタリングにおいて重視する主な事項>

令和3事務年度に引き続き、監査事務所における業務管理態勢・品質管理態勢の実効性等を重点的に検証する。

業務管理態勢については、監査の品質の向上に向けた監査事務所経営層のコミットメントや、業務管理態勢が実効的なガバナンスと有効に機能するマネジメントの下で整備・運用されているか等を重視する。

品質管理態勢については、「監査に関する品質管理基準」の改訂を踏まえ、リスク・アプローチに基づく品質管理システムの導入に向けた監査事務所における準備・対応状況について重点的に確認するほか、監査の品質の確保・向上を図るために重要な監査資源の確保・育成及び配分の状況や、上場会社監査の担い手の変化を踏まえ、監査契約の新規受嘱・解除に係る経緯等についても重点的に検証する。

個別監査業務については、不正リスク、収益認識、会計上の見積り及びグループ監査に係る監査手続の実施状況等について重点的に検証する。

### 3. 監査事務所等に対する審査及び検査の状況

監査事務所は、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査証明業務（法第2条第1項の業務）を行うほか、公認会計士の名称を用いて、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の調製、財務に関する調査・立案、財務に関する相談の業務（法第2条第2項の業務）を行うことができる。

令和4年度末現在、公認会計士登録者数は34,436人である。このうち、大手監査法人に所属する公認会計士数は10,273人であり、29.8%を占める。監査法人数は279法人である。

(参考)

	H30年度末	R元年度末	R2年度末	R3年度末	R4年度末
公認会計士登録者数	31,189	31,793	32,478	33,215	34,436
うち大手監査法人	10,912	10,659	10,523	10,201	10,273
監査法人数	236	246	258	273	279

#### (1) 協会による品質管理レビューの状況

協会による令和4年度の品質管理レビューは92件（監査法人64件（大手1件、準大手2件、公認会計士共同事務所3件を含む。）、公認会計士28件）実施されており、実施状況は下表のとおりである。

#### 《品質管理レビューの実施状況》

品質管理レビュー 実施年月	R4年						R5年		合計
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
品質管理レビュー 実施監査事務所数	1	12	7	21	19	13	13	6	92

令和4年度の品質管理レビューのうち、審査会に対しては、令和5年3月31日までに、品質管理委員会で内容を承認された62件の報告が行われており、その結果の状況は以下のとおりである。

- ・極めて重要な不備事項のある実施結果：公認会計士2件

(参考)

協会による令和3年度の品質管理レビューは76件（監査法人57件（大手2件、準大手2件、公認会計士共同事務所2件を含む。）、公認会計士19件）実施されており、実施結果の状況は下表のとおりである。

《実施結果の状況(令和3年度)》

(監査事務所数)

区 分	重要な不備事項のない実施結果		重要な不備事項のある実施結果		極めて重要な不備事項のある実施結果		計 (e)
	(a)	a/e	(b)	b/e	(c)	c/e	
監査法人	51	89.5%	6	10.5	—	—	57
公認会計士	18	94.7%	—	—	1	5.3%	19
合 計	69	90.8%	6	7.9%	1	1.3%	76

(注) 76 件中 74 件に改善勧告事項がある。

(2) 品質管理レビューに対する審査の状況

ア 審査

審査会は、協会から品質管理レビューの状況報告を受け、協会の品質管理レビューが適切に行われているか、監査事務所の監査業務が適切に行われているかを審査（P6「《審査及び検査の概要》 ②審査」を参照）している。

具体的には、品質管理レビューの実施状況や監査事務所に対する必要な改善措置の指導状況を確認しているほか、品質管理レビューの結果（品質管理レビューの実施結果における「極めて重要な不備事項」又は「重要な不備事項」の有無、品質管理レビューにおいて指摘している不備の内容等）や、監査事務所が協会に提出した改善計画書の内容等を分析している。

審査会では、これらの分析結果等を踏まえ、検査の必要性等を検討しているほか、協会との意見交換（P16「5. 関係機関との連携 (2) 協会との連携」を参照）を実施している。

なお、審査においては、金融庁関係部局、金融商品取引所、日本監査役協会等の関係機関から得た情報も活用している。

イ 令和3年度の品質管理レビューの分析結果

協会が令和3年度に実施した品質管理レビューに対する審査を実施した結果、

- ・ 個別監査業務の指摘を安易に文書化（監査調書の記載不備）の問題とせず、不備の実態を踏まえて指摘するよう、レビュー手続書の改訂やレビューアーへの研修等の取組を行っており、その結果、文書化の指摘件数比率の減少傾向が続いている
- ・ リスク・アプローチを強化するために、監査事務所における業務管理体制を理解するとともに、監査事務所に対する過去の品質管理レビューの結果及びレビュー対象とする個別監査業務の選定段階における

リスク評価を考慮して品質管理レビュー計画を立案している  
 ・ レビュー開始後も、状況の変化等に応じて弾力的に期間の延長やレビューアの増員を行う対応（弾力的なレビュー）を実施しているなどの状況がみられた。

協会は、監査事務所における業務管理体制の理解をより一層深めていくとともに、弾力的なレビューの実施に努めるとしており、審査会としては、引き続き、品質管理レビューの実効性について確認していく。

### (3) 監査事務所に対する報告徴収の状況

#### ア 大手監査法人及び準大手監査法人に対する継続的報告徴収

令和4事務年度においては、全ての大手監査法人及び準大手監査法人に対してガバナンス等経営管理態勢や業務管理態勢等の検証のため報告徴収を実施した(令和4年8月、11月、及び令和5年1月に実施)。また、報告徴収により得られた情報を用いて、検査対象となる監査法人の実態を事前に分析するとともに検査実施上の着眼点抽出の参考とするなど、効果的・効率的な検査の実施につなげたほか、大手監査法人及び準大手監査法人における品質管理活動の状況等の横断的な実態把握を行った。なお、今後も毎年定期的に報告徴収を実施する予定である。

#### イ 中小規模監査事務所に対する報告徴収

審査会は、「令和4事務年度監査事務所等モニタリング基本計画」(P59資料2-3参照)に基づき、中小規模監査事務所における品質管理レビューの改善状況の検証及び経営管理態勢等の実態把握を行う必要があると認められた55監査事務所に対して報告徴収を実施した(令和4年8月に実施)。

#### 《中小規模監査事務所への報告徴収実績》

	令和3事務年度報告徴収実績		令和4事務年度報告徴収実績	
	報告徴収実施先数	令和2年度品質管理レビュー実施先数	報告徴収実施先数	令和3年度品質管理レビュー実施先数
監査事務所	43	55	55	73
監査法人 (注)	34	38	43	51
個人事務所	9	17	12	22

(注) 公認会計士共同事務所を含む。

報告徴収を実施するに当たり、令和3年度の品質管理レビューの結果を受理した中小規模監査事務所等のうち、レビュー結果の重要性等を考慮して選定している。

#### ウ 検査実施後の改善状況の報告徴収（フォローアップ）

令和 4 事務年度においては、検査の結果、早急に改善をする必要があると認められた監査事務所 2 件に対して速やかな改善を促すため、検査結果の通知と同時に報告徴収を実施し、指摘事項に対する改善計画や改善状況に係る検証を行った。また、審査会が検査結果を通知した監査事務所のうち 1 件に対して検査における指摘事項の改善状況を確認するため報告徴収を実施した。

#### (4) 監査事務所に対する検査の状況

令和 4 事務年度の検査は、「令和 4 事務年度監査事務所等モニタリング基本計画」（前掲 2.（2）参照）に基づき実施している。

大手監査法人については、2 法人に対して通常検査を実施した。

準大手監査法人については、原則として 3 年に 1 度検査を実施することとしており、具体的には、1 法人に対して検査を実施した。

中小規模監査事務所については、必要に応じて検査を実施することとしており、具体的には、4 法人に対して検査を実施した。

検査に際しては、監査事務所に対して、不備の発生した直接的な原因のみならず、当該不備の根本的な原因の究明を行うとともに、業務の適正な運営を確保する主体である監査事務所自らの行動を促すことに資するよう検証を行った。

#### 《直近 5 年間の検査の実施状況（着手ベース）》（令和 5 年 3 月 31 日現在）

事務年度 (7月～翌年6月)	H30	R元	R2	R3	R4
大手監査法人	4	4	4	4	2
準大手監査法人	1	2	2	1	1
中小規模監査事務所	5	3	4	4	4
外国監査法人等	0	1	0	0	0
合計	10	10	10	9	7

(注) 令和 4 事務年度検査については、令和 5 年 3 月 31 日までに着手したものを計上している。

#### (5) 検査結果

平成 28 事務年度の検査から、業務管理態勢、品質管理態勢及び個別監査業務の状況に基づき、5 段階に区分した総合評価を検査結果通知書に記載している（外国監査法人等検査及びフォローアップ検査を除く。）。総合評価の詳細及び総合評価の分布状況については、モニタリングレポートを参照のこと。

(<https://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakensa/kouhyou/20220715/20220715-2.html>)

(6) 金融庁長官に対する勧告の状況

審査会は、検査を実施した結果、以下の監査法人の運営が著しく不当なものと認められたことから、金融庁長官に対し、法第41条の2の規定に基づき、行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した（これまでの勧告一覧P77資料2-4参照）。

- ・ UHY東京監査法人（令和4年4月1日。P78資料2-5参照）
- ・ 監査法人ハイビスカス（令和4年6月3日。P81資料2-6参照）
- ・ ひびき監査法人（令和5年1月20日。P84資料2-7参照）
- ・ 赤坂有限責任監査法人（令和5年3月17日。P87資料2-8参照）

(7) 外国監査法人等に対する検査・監督の状況

ア 外国監査法人等の状況

外国会社等が金融商品取引法の規定により提出する財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を外国において行う者は、あらかじめ金融庁長官に届け出ることが求められている。外国監査法人等の状況は下表のとおり。

《外国監査法人等の状況》

(令和5年3月31日現在)

	国・地域数	外国監査法人等数
北米	2	10
中南米	1	1
欧州	16	58
アジア・大洋州	10	29
中東	1	1
計	30	99

イ 外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する考え方

審査会は、「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」（P90資料2-9参照）に基づき、外国監査法人等に対する報告徴収及び検査を実施している。

当該考え方及び「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針」（P93資料2-10参照）においては、原則として3年に1度、外国監査法人等に対し報告徴収を実施し、提出された情報の分析を行い、監査証明業務に相当すると認められる業務が適切に行われているか等について検査で確認する必要があると認められる場合には、当該外国監査法人等に対する検査を実施することとしている。ただし、外国監査法人等の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり、情報交換等に係る取極め等により、必要な情報が得られ、かつ、相互主義が担保される場合には、審査会は、

当該国の当局が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は実施しないこととしている。

#### ウ 外国監査法人等に対する報告徴収

審査会は、上記イに示した考え方及び基本指針に基づき、令和 3 事務年度において、14 か国・地域の 35 外国監査法人等に対して報告徴収を実施した。

令和 4 事務年度は、上記の報告徴収により提出された報告内容について分析・評価を行った。その結果、1 外国監査法人等に対して検査を実施することとした。

#### エ 外国監査法人等に対する検査

審査会は、上記ウに示した 1 外国監査法人等に対する検査の実施に向けての具体的な検討を行うため、当該外国監査法人等が所在する法域の監査監督機関との間で、事前の協議・調整等を行っているところである。

(注) 情報交換枠組みについては、P39「第 5 章 2. 二国間での協力」を参照。

### 4. 審査及び検査等に係る情報発信

#### (1) 「令和 4 年版モニタリングレポート」の作成・公表

審査会は、監査及び会計の専門家だけでなく、市場関係者及び一般利用者に対しても、監査事務所の状況について分かりやすい形で情報提供するため、平成 28 年から「モニタリングレポート」を作成し、毎年公表している。

令和 4 年 7 月 15 日に公表した令和 4 年版モニタリングレポートの全文については、審査会ウェブサイトの「検査結果等の取りまとめ」の「モニタリングレポート」から閲覧できる。

(<https://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakensa/kouhyou/20220715/20220715-2.html>)

なお、英語版は令和 4 年 12 月に公表した。

(<https://www.fsa.go.jp/cpaob/english/oversight/20221223/20221223.html>)

#### (2) 「監査事務所検査結果事例集」の作成・公表

##### ア 検査結果事例集の作成・公表

審査会は、審査会としての監査の品質の期待水準を提示し、監査事務所による監査の品質の確保・向上に向けた自主的な取組を促すとともに、上場会社等の取締役・監査役等や投資者等の市場参加者に対する参考情報を提供することを目的として、監査事務所に対する検査における指摘

事例を「監査事務所検査結果事例集」として取りまとめ、毎年改訂・公表している。

令和4年7月15日に公表した「監査事務所検査結果事例集（令和4事務年度版）」の全文については、審査会ウェブサイトの「検査結果等の取りまとめ」から閲覧できる。

(<https://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakensa/kouhyou/20220715/20220715-3.html>)

なお、英語版は令和5年3月に公表した。

(<https://www.fsa.go.jp/cpaob/english/oversight/20230330/20230330.html>)

#### イ 検査結果事例集についての講演等の実施

審査会は、協会が実施する研修会等における会長の講演に併せて、検査官による検査結果事例集についての説明等を行っている。

令和4事務年度においては、監査の品質の確保・向上に向けた監査事務所における自主的な取組の促進のため、協会本部及び全国7つの協会地域会において講演を行った。

また、本事例集を参考にすることにより、被監査会社における会計監査人とのコミュニケーションが積極的に行われるよう、日本監査役協会や日本内部監査協会において講演を行った。

さらに、検査結果事例集が、監査事務所等において参考資料として積極的に活用されるよう、協会や日本監査役協会等の関係機関の機関誌等に改訂のポイント等を掲載するなど、内容の周知を図った。

### 5. 関係機関との連携

監査の品質の確保・向上を図るためには、監査事務所に対するモニタリングだけでなく、監査に関係する機関とも連携し、監査事務所をめぐる課題、問題意識の共有を図ることが重要である。

このため、審査会は、金融庁内の関係部局だけでなく、協会及び金融商品取引所等の関係機関との意見交換を実施している。

#### (1) 金融庁関係部局との連携

個別監査業務の監査に関する問題点等については、対象企業の開示等について監督・検査等を行う金融庁関係部局と連携を行うことにより、より効果的・効率的な検査等が実施できると考えられる。このため、審査会は、上場会社の開示及び監査に関する問題点について金融庁関係部局及び証券取引等監視委員会と情報共有、意見交換を行い、得られた情報をモニタリングに活用した。また、監査事務所の検査結果について金融庁関係部局と情報共有を行った。



## (2) 協会との連携

審査会は、協会による品質管理レビューの一層の実効性向上等を目的として、モニタリングを通じて把握した問題点等について、審査会検査官とレビューアーとの間で双方向の議論を行うなど、協会との情報共有や連携強化に取り組んでいる。また、審査会会長・委員と協会役員との定期的な意見交換を通じて、問題意識等の共有を行ったほか、協会及び協会地域会が主催する講演会等を通じ、検査における指摘事例や監査事務所の問題点等についての情報共有を行った。

## (3) 金融商品取引所との連携

審査会は、モニタリングを通じて把握した監査人と被監査会社とのコミュニケーションの状況や監査人の異動状況等について、上場会社についての自主規制機能を担っている金融商品取引所と意見交換を行うなど、問題意識の共有に努めた。

## (4) 日本監査役協会との連携

審査会は、企業財務情報の適正な開示を図るためには、企業のガバナンス機能を担う監査役等との連携が重要であるとの観点から、監査役等と監査人とのコミュニケーションの状況を検査等において検証してきたところである。

監査役等の役割・責務がますます重要なものとなってきたことから、審査会は、日本監査役協会と、監査事務所の業務運営に関する総合評価や監査役等と監査人とのコミュニケーションに関する課題、協会が定める倫理規則の改正に関する対応等について令和4年11月に意見交換を実施した。また、日本監査役協会が主催する講演会等を通じ、検査における指摘事例や監査事務所の問題点等について、監査役等に対して情報提供を行うなどの連携を図った。

## 6. 令和4事務年度の課題に対する取組

### (1) 業務管理態勢の検証

トップの姿勢を含む経営層の認識及びそれを具体的な施策等に反映させているかなど、監査の品質を持続的に向上させるために重要な、経営層のコミットメント等について検証を行った。

併せて、監査法人のガバナンス・コードを採用している大手監査法人及び準大手監査法人等については、当該コードを踏まえて整備されたガバナンス態勢の実効性に関連して、独立性を有する第三者を構成員とする監督・評価機関の活動状況を検証した。

その結果、大手監査法人及び準大手監査法人において、独立性を有する第三者を含む監督・評価機関が、法人として必要な対応について助言・指示を

行っているなど、その知見の活用を図っている状況がみられた。

## (2) 品質管理態勢の検証

### ア 品質管理基準等の改訂への対応状況

「監査に関する品質管理基準」の改訂（令和3年11月）を踏まえ、リスク・アプローチに基づく品質管理システムの導入に向けた監査事務所における準備・対応状況について確認を行った。

その結果、大手監査法人及び準大手監査法人においては、プロジェクトチームを立ち上げ、必要な態勢整備を進めている状況や、本格導入に向けた予行演習を行っている状況がみられた。

### イ 監査資源の確保・育成及び配分

監査の品質の確保・向上を図るためには、被監査会社の数や監査上のリスク等に見合った十分な監査資源を確保・育成し、適切に配分することが重要であることから、監査事務所における監査資源の確保・育成及び配分の状況等について検証を行った。

その結果、多様な働き方を可能とするような職場環境の整備や、離職率低減に向けた取組を進めている状況がみられた。

### ウ 監査契約の新規受嘱・解除に係る経緯等

上場会社の監査人が大手監査法人から準大手監査法人や中小規模監査事務所に交代する動きが継続していることから、上場被監査会社との監査契約の新規受嘱・解除に係る経緯等について検証を行った。

その結果、監査契約の締結に伴うリスク評価に関する内部規程を整備していない事例や、監査業務を開始する時点までに監査契約の締結に伴うリスク評価を実施していない事例がみられた。

その他、モニタリングにより把握した、監査事務所におけるデジタル技術を活用した監査ツールの導入状況やサイバーセキュリティ対策への取組状況等については、モニタリングレポートを参照のこと。

(<https://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakensa/kouhyou/20220715/20220715-2.html>)

## (3) 個別監査業務の検証

不正リスク、収益認識、会計上の見積り及びグループ監査に係る監査手続の実施状況や、被監査会社において不適切な会計処理があった場合における監査手続の不備に係るその後の改善対応等について検証を行った。

その結果、不正による重要な虚偽表示リスクや会計上の見積りの監査に係る手続についての理解が不足している事例や、収益認識に係る不正リスクの評価において具体的かつ深度ある検討を実施していない事例が見られ

た。

なお、検証を通じて把握した不備の詳細な内容については、監査事務所検査結果事例集及びモニタリングレポートを参照のこと。

[監査事務所検査結果事例集（令和4事務年度版）]

<https://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakensa/kouhyou/20220715/20220715-3.html>

[令和4年版モニタリングレポート]

<https://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakensa/kouhyou/20220715/20220715-2.html>

#### (4) 検査以外のモニタリングの強化

効率的で実効性のあるモニタリングを実施するため、大手監査法人及び準大手監査法人のトップを含む経営層との定期的な対話を実施した。また、金融庁関係部局、金融商品取引所及び日本監査役協会等と適時に意見交換を行うとともに、既述の監査事務所に対する報告徴収を実施した（P11「3.

(3) 監査事務所に対する報告徴収の状況」を参照)。また、収集した情報及び分析結果は、業界動向の把握や検査実施上の着眼点の抽出の参考とするなど、有効に活用した。

#### (5) 協会の品質管理レビューの検証及び協会との連携

審査会は、監査事務所に対する検査等を通じて、協会の品質管理レビューの有効性に関し検証を行っており、そこで把握した問題等を協会と共有し、品質管理レビューの実効性の一層の向上を促している。

平成27事務年度からは、審査会と協会との実務担当者レベルによる検討会において、品質管理レビューの課題等に関して双方向での議論を継続して行っている。同検討会での議論等を踏まえ、協会はレビュー計画の弾力的な運用、リスクを踏まえた個別監査業務の選定などを行ってきている。

また、同検討会では、審査会検査と協会の品質管理レビューとの適切な役割に関して、大手監査法人に対する品質管理レビューの在り方や中小規模監査事務所に対する協会の指導・監督機能の充実等を中心に議論を行っている。審査会検査と協会の品質管理レビューが全体として最大限の効果を発揮するよう更に議論を進めているところである。

令和4事務年度においては、品質管理レビューの実効性向上策、令和2年7月から適用された新たな品質管理レビュー制度についての3年経過後の総括、公認会計士法改正により法律に基づく制度として導入された上場会社監査事務所の登録制度において、登録に際しての適格性を確認することとなる品質管理レビューでの確認事項、中小規模監査事務所における監査品質の向上等について議論を行った。

#### (6) 情報発信の強化

令和4年版モニタリングレポートにおいて、審査会におけるモニタリン

グの結果や監査事務所の状況（会計監査人の異動状況、監査業務における IT の活用状況など）のほか、会計監査に関する最近の動向や監査上の主要な検討事項（KAM）の対応状況などを記載した。また、市場関係者だけでなく広く一般のより幅広い層に対して会計監査の理解が深まるように記載内容を見直すとともに、各界関係者への説明会、関係雑誌等への寄稿など積極的な情報発信に努めた。

（7）モニタリング実施態勢の充実

審査会のモニタリングが、上記に掲げた監査事務所をめぐる課題や会計実務の国際化の状況などに適切に対応していくためには、人材確保、情報収集・分析の強化などモニタリング実施態勢の充実を図ることが重要である。令和 4 事務年度においても、引き続き国際会議等への職員の積極的な参加などを通じた人材育成を促進したほか、モニタリングに必要な専門知識等の習得を目的とした研修を実施した。また、監査事務所に対するモニタリング実施体制を強化する観点から令和 5 年度の機構・定員要求を行い、公認会計士監査検査室の設置及び検査官等 6 名の新規増員が認められた。

（8）モニタリング実施方法の見直し

監査事務所に対する審査会のモニタリングが、審査会・監査事務所の双方にとってより効率的・効果的なものとなるよう、検査における検査資料の閲覧等は、監査事務所における監査調書の電子化等の状況を勘案の上、オンラインによる方法を活用する一方、必要に応じて対面でのヒアリングを実施するなど、ハイブリッド型でモニタリングを実施した。今後も、モニタリングの実施方法や内容については、継続的に見直すこととする。

## 第3章 公認会計士試験の実施

### 1. 概説

#### (1) 試験制度の概要

公認会計士試験は、公認会計士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的として、短答式（択一式）及び論文式による筆記の方法で行う（法第5条）ものであり、審査会が、毎年1回以上行うこととされている（法第13条第1・2項）。

現行の試験制度は、平成15年の法改正において、試験の質を確保しつつ社会人を含めた多様な人材が受験しやすくすることを主な目的として大幅な見直しが行われ、平成18年試験から実施されている。

平成15年法改正による主な見直しの内容

- ①試験体系の簡素化
- ②試験科目の見直し
- ③一定の要件を満たす実務経験者、会計専門職大学院修了者などに対する試験科目の一部免除の拡大
- ④短答式試験の合格者に対する合格発表の日から2年間における短答式試験の免除制度の導入
- ⑤論文式試験の試験科目のうち一部の科目について相当と認められる成績を得た者に対する論文式試験の合格発表の日から2年間における当該科目の免除制度の導入

公認会計士試験の実施に関する事務は審査会が行っているが、試験監督等は各財務局長等に委任している（法第49条の4第5項、同法施行令第36条）。

試験問題の作成及び採点のために、審査会に試験委員が置かれている。試験委員は試験の執行（実施年）ごとに、審査会の推薦に基づき、内閣総理大臣が任命する（法第38条第1・2項）。

#### (2) 現行試験の概要

公認会計士試験は、短答式及び論文式による筆記の方法により、全国の財務局等管内の試験場で行う。なお、受験資格の制限は設けられていない（P106資料3-1参照）。

##### ア 短答式試験

- ・ 実施回数・時期  
年2回（例年、12月上中旬、5月下旬）
- ・ 試験科目  
財務会計論、管理会計論、監査論、企業法

- 合格基準

総点数の70%を目安として、審査会が相当と認めた得点比率を合格基準としている。ただし、1科目につき、その満点の40%の得点を満たさず、かつ、原則として答案提出者の下位から遡って33%の人数に当たる者と同じの得点に満たない者は、不合格となることがある。

《過去の合格基準》

H30年		R元年		R2年		R3年	R4年		R5年
第I回	第II回	第I回	第II回	第I回	第II回	—	第I回	第II回	第I回
70%	64%	63%	63%	57%	64%	62%	68%	73%	71%

(注) 令和2年までの合格基準：上記得点比率を上回っていても、試験科目のうち1科目でも、その満点の40%の得点を満たさないものがある場合は不合格となることがある。

令和3年以降の合格基準：上記得点比率を上回っていても、試験科目のうち1科目でも、その満点の40%の得点を満たさず、かつ、原則として答案提出者の下位から遡って33%の人数に当たる者と同じの得点に満たないものがある場合は不合格となることがある。

- 短答式試験科目の全部又は一部免除

大学等において3年以上商学若しくは法律学に属する科目の教授等であった者又は博士の学位取得者、司法修習生となる資格を得た者は、申請により、短答式試験の免除を受けることができる。また、短答式試験合格者は、合格発表の日から起算して2年を経過する日までに行われる短答式試験の免除を受けることができる。

さらに、税理士資格取得者、会計専門職大学院修了者等については、申請により、試験科目の一部の免除を受けることができる。

なお、短答式試験において免除を受けた試験科目がある場合は、当該免除科目を除いた他の試験科目の合計得点の比率によって合否が判定される。

《令和4年度の免除件数》

全科目免除	商学若しくは法律学に係る大学教授等又は博士の学位取得者	12件
	司法修習生となる資格を得た者	84件
	短答式試験合格者（令和2年又は令和3年試験のみ）	1,829件
一部科目免除	税理士資格取得者等	69件
	会計専門職大学院修了者	140件
	会計又は監査に関する実務経験者	8件

## イ 論文式試験

- ・ 実施回数・時期

年 1 回（例年、8 月中下旬）

- ・ 試験科目

必須 4 科目：会計学、監査論、企業法、租税法

選択科目：経営学、経済学、民法、統計学のうち 1 科目

- ・ 合格基準

52%の得点比率を目安として、審査会が相当と認めた得点比率を合格基準としている。ただし、1 科目につき、その得点比率が 40%に満たないもののある者は、不合格となることがある。

なお、論文式試験は、1 人の答案を複数の試験委員が採点しており、試験委員間及び試験科目間の採点格差は、標準偏差により調整している。

### 《過去の合格得点比率》

H30 年	R 元年	R2 年	R3 年	R4 年
52.0%	52.0%	51.8%	51.5%	51.6%

（注）試験科目のうち 1 科目でも、その得点比率が 40%に満たないものがある場合は不合格となることがある。

### 《合格者等の推移》

	H30 年	R 元年	R2 年	R3 年	R4 年
願書提出者	11,742 人	12,532 人	13,231 人	14,192 人	18,789 人
論文式合格者	1,305 人	1,337 人	1,335 人	1,360 人	1,456 人
最終合格率	11.1%	10.7%	10.1%	9.6%	7.7%

（注）願書提出者の人数は、短答式試験の第 I 回及び第 II 回のいずれにも願書を提出した者は名寄せして集計。

- ・ 論文式試験科目の一部免除

大学等において 3 年以上商学、法律学若しくは経済学に属する科目の教授等であった者又は博士の学位取得者、司法修習生となる資格を得た者、税理士資格取得者等については、申請により試験科目の一部の免除を受けることができる。

また、論文式試験のうちの一部の科目について、審査会が相当と認める成績を得た者は、合格発表の日から起算して 2 年を経過する日までに行われる論文式試験の当該科目の免除を受けることができる（注）。

なお、論文式試験において免除を受けた試験科目がある場合は、当該免除科目を除いた他の科目の合計得点比率によって合否が判定される。

（注）試験科目のうち一部の科目について、同一の回の論文式試験合格者の平均得点比率を基準として、審査会が相当と認めた得点比率以上を得た者を論文式試験一部科目免除資格取得者としている。

《令和4年度の免除件数》

商学、法律学若しくは経済学に係る大学教授等又は博士の学位取得者	12 件
司法修習生となる資格を得た者	84 件
税理士資格取得者	14 件
論文式試験一部科目免除資格取得者（令和2年又は令和3年試験のみ）	679 件

(3) 受験願書等のインターネット受付

受験者等の利便性向上のため、公認会計士試験の受験願書の提出等の手続について、平成29年第I回短答式試験からインターネット受付サービスを導入している。

インターネット願書受付件数の割合は年々増加しており、令和5年公認会計士試験における割合は第I回、第II回ともに9割を超えている。

《インターネット受付サービスの利用状況》

		願書受付件数 (a)	うち、インターネット受付件数 (b)	利用率 (b/a)
H29 年	第I回	7,818 件	3,470 件	44.4%
	第II回	8,214 件	3,700 件	45.0%
H30 年	第I回	8,373 件	5,157 件	61.6%
	第II回	8,793 件	5,313 件	60.4%
R 元年	第I回	8,515 件	6,280 件	73.8%
	第II回	9,531 件	6,787 件	71.2%
R2 年	第I回	9,393 件	7,313 件	77.9%
	第II回	10,191 件	7,707 件	75.6%
R3 年	—	14,192 件	11,868 件	83.6%
R4 年	第I回	12,719 件	11,347 件	89.2%
	第II回	14,958 件	13,462 件	90.0%
R5 年	第I回	14,550 件	13,571 件	93.3%
	第II回	15,883 件	14,741 件	92.8%

2. 公認会計士試験の実施状況

(1) 試験実施における新型コロナウイルス感染症対策

試験の実施に当たり、新型コロナウイルス感染症対策として、体調不良の受験者（発熱のある者を含む。）に対して受験を控えるよう要請を行うとともに、試験場入場前の検温の実施、試験場におけるマスクの着用、密の回避の徹底及び試験室の換気等を講じた（P107 資料3-2）。



(2) 令和4年公認会計士試験

令和4年公認会計士試験の実施スケジュールは、以下のとおりである。

《令和4年公認会計士試験実施スケジュール》

区 分	願書受付 開 始	願書受付 締 切	試験期日	合格者発表
第 I 回 短 答 式	令和3年 8月27日	(インターネット出願) 令和3年9月16日	令和3年12月12日	令和4年1月21日
		(書面による出願) 令和3年9月10日		
第 II 回 短 答 式	令和4年 2月1日	(インターネット出願) 令和4年2月24日	令和4年5月29日	令和4年6月24日
		(書面による出願) 令和4年2月18日		
論 文 式		—	令和4年8月19日 ~21日	令和4年11月18日

《試験結果の概要》

区 分	令和4年試験	(参考) 令和3年試験
願書提出者(a)	18,789人	14,192人
短答式試験受験者	16,701人	12,260人
短答式試験合格者(b)	1,979人	2,060人
短答式試験免除者(c)	2,088人	1,932人
論文式試験受験者(b+c)	4,067人	3,992人
最終合格者数(d)	1,456人	1,360人
合格率(d/a)	7.7%	9.6%

ア 願書提出者

令和4年公認会計士試験の願書提出者は、18,789人となっており、前年の14,192人に比べ4,597人(32.4%)増加した。

イ 短答式試験合格者

- ・短答式試験受験者 16,701人
- ・短答式試験合格者 1,979人 (P109資料3-3参照)

ウ 論文式試験合格者（最終合格者）

- ・ 論文式試験受験者 4,067 人
  - うち令和4年の短答式試験合格者 1,979 人
  - 短答式免除者 2,088 人
- ・ 最終合格者 1,456 人
  - （合格率 7.7%（最終合格者数/願書提出者数））
  - （論文式試験合格率 35.8%（最終合格者数/論文式受験者数））

（P110 資料 3 - 4 参照）

合格者を年齢別にみると、25歳未満が全体の 65.2%を占め、平均年齢は 24.4 歳であった（最高年齢は 58 歳、最低年齢は 17 歳）。

また、合格者を職業別にみると、「学生」・「専修学校・各種学校受講生」が 963 人（構成比 66.1%）、「会社員」が 94 人（構成比 6.5%）であった。女性の合格者は 327 人（構成比 22.5%）となっている。

なお、論文式試験一部科目免除資格取得者（注）は 504 人（属人ベース）となった。

（注）論文式試験の一部科目免除資格の付与として審査会が相当と認めた得点比率は 56.0%。

（3）令和5年公認会計士試験

令和5年公認会計士試験の実施スケジュールは以下のとおりである。

《令和5年公認会計士試験実施スケジュール》

区分	願書受付開始	願書受付締切	試験期日	合格者発表
第Ⅰ回 短答式	令和4年 8月26日	（インターネット出願） 令和4年9月15日	令和4年12月11日	令和5年1月20日
		（書面による出願） 令和4年9月9日		
第Ⅱ回 短答式	令和5年 2月6日	（インターネット出願） 令和5年2月27日	令和5年5月28日	令和5年6月23日
		（書面による出願） 令和5年2月17日		
論文式	—	—	令和5年8月18日 ～20日	令和5年11月17日

令和5年第Ⅱ回短答式試験以降は「マスク着用の考え方の見直し等について」などの政府方針を踏まえたうえで、必要に応じた対策を講じる予定である。

＜令和5年第Ⅰ回短答式試験（令和4年12月11日実施）結果の概要＞

・願書提出者	14,550人	
・答案提出者	11,401人	
・合格者	1,182人	(P118資料3－5参照)

＜令和5年第Ⅱ回短答式試験の出願状況＞

・願書提出者	15,883人
--------	---------

### 3. 公認会計士試験に係る情報発信等

2022事務年度金融行政方針において、「公認会計士試験受験者の増加・裾野拡大のための広報活動を実施する。」となっていることを踏まえて、審査会では、主に大学生等若年層に向けた広報活動に努めている。

具体的には、会長・常勤委員等が、全国の大学等において、公認会計士の社会的役割や活躍領域の拡大、会計監査の意義等をテーマとした講演を行っている。令和4年度においては、オンライン形式も併用することにより、財務局から新たに紹介を受けた2校を含む大学15校で講演を実施した（P119資料3－6参照）。また、情報発信を充実させる観点から、公認会計士の業務や当年度の試験の実施概要等を掲載した試験パンフレットを毎年作成しており、上記講演や商学部や経営学部がある大学の附属高校等において配布したほか、審査会ウェブサイトに掲載した。

なお、試験の透明性や信頼性の確保を図る観点から、試験問題に加えて受験者数、合格者数、得点階層分布等、試験結果の詳細について情報提供を引き続き行っている（P110資料3－4、P118資料3－5参照）。

### 4. 今後の課題

公認会計士試験を運営・実施していく上での基本的課題は、試験を公平かつ円滑に実施するとともに、我が国経済の将来を担う前途有為な若者をはじめ多様な人々が公認会計士試験に挑戦することを促していくことである。

試験実施に当たっては、試験問題の作成・採点や全国各地の試験会場の適切な運営など一連の試験業務に万全な態勢で取り組んでいく必要がある。

また、公認会計士試験における透明性・信頼性を確保するため、試験の合格判定基準・配点の公表や受験者への成績通知等、積極的な情報提供を引き続き行っていく必要がある。

昨今の状況を踏まえた具体的な課題への取組は、以下のとおりである。

#### (1) 自然災害を踏まえた試験運営

近年の自然災害の多発化・激甚化を踏まえ、これらの影響により、当日の

試験実施が困難となる場合を想定した検討・準備を行った。

(2) 受験願書等に係るインターネット受付の利便性向上

受験者の利便性向上に向け、令和7年第I回短答式試験から、インターネット受付サービスにおける各種書面手続のオンライン化の拡充等を実施する予定である。

(3) 公認会計士試験受験者増に向けた取組

願書提出者の増加傾向を持続するため、資本市場における会計・監査の重要性、公認会計士の使命、さらには、監査業務以外の活躍フィールドの拡大といった公認会計士の魅力等について、全国の大学等における講演活動や、商学部や経営学部がある大学の附属高校への試験パンフレットの配布等を積極的に行うなど、公認会計士試験受験者の増加・裾野拡大のための広報活動の充実に、引き続き取り組んでいく必要がある。

(4) 公認会計士試験受験者増を受けた対応

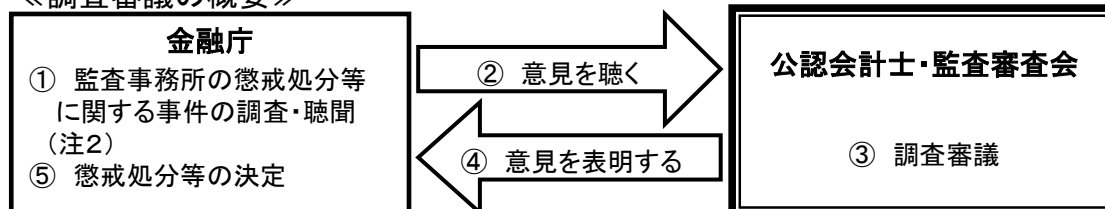
受験者の増加に伴い、財務局等と連携し、それに見合った規模の試験場を確保するとともに、一部の試験場においては交通機関の増便を手配している。また、試験監督に当たっては、業務委託等を活用して必要十分な人員を確保し、万全の体制で実施している。

## 第4章 公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議

### 1. 制度の概要

金融庁長官が監査事務所に対して懲戒処分等（注1）をするとき（審査会の勧告に基づいて懲戒処分等が課される場合又は監査法人に対する課徴金納付命令は除く。）には、聴聞を行った後に、審査会の意見を聴くこととされている（法第32条第5項）。具体的には、審査会は、金融庁長官から示された、処分対象の事実、適用法令、聴聞内容及び量定（処分の重さ）等の処分に関する事項について審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明している。

#### 《調査審議の概要》



（注1）懲戒処分等は、監査事務所が監査業務において虚偽又は不当な証明を行った場合、法令等に違反した場合若しくは著しく不当と認められる業務の運営を行った場合等に課される。

（注2）懲戒処分等に関する事件の調査（事件関係人等に対する審問又は意見若しくは報告を徴すること、帳簿書類その他の物件の提出を命じること等）は、金融庁長官が行う。

### 2. 事案の概要

令和4年度において、金融庁から意見を求められ、審査会が調査審議を行った事案は6件であり、その概要は以下のとおりである。

#### 《審議状況》

	審議を行った審査会	処分対象
事案1	第431回審査会（令和4年4月7日）	公認会計士1名
事案2	第436回審査会（令和4年6月16日）	公認会計士8名
事案3	第436回審査会（令和4年6月16日）	公認会計士1名
事案4	第436回審査会（令和4年6月16日）	公認会計士1名
事案5	第439回審査会（令和4年7月21日）	公認会計士10名
事案6	第441回審査会（令和4年9月8日）	公認会計士1名

## 事案 1

著しい利害関係を有していたにもかかわらず財務書類の監査証明を行ったほか、監査報告書に利害関係の明示を怠った公認会計士（1名）に対する懲戒処分事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当であるとの意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、令和4年4月20日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

（参考）処分の概要（金融庁公表資料より）

### 1. 懲戒処分の対象者及び内容

- ・公認会計士 A  
業務停止1月（令和4年4月22日から令和4年5月21日）

### 2. 処分理由

上記の公認会計士は、平成18年3月期監査から令和2年3月期監査まで、山梨県民信組の会計監査人に就任していた。

当該期間中、上記の公認会計士は、平成27年4月2日に他の金融機関から借入れた1,200万円を、平成28年4月21日に山梨県民信組で借り換えた（令和元年9月に当該借入金は完済）。

以上のことから、上記の公認会計士は、公認会計士法第24条第1項の規定に違反し、平成29年3月期監査から平成31年3月期監査まで、監査先である山梨県民信組との間で著しい利害関係を有していたにもかかわらず財務書類の監査証明を行ったほか、同法第25条第2項の規定に違反し、監査報告書に利害関係の明示を怠った。

## 事案 2

日本公認会計士協会が行う資質の向上を図るための研修の必要単位数を履修していない公認会計士（8名）に対する懲戒処分事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当であるとの意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、令和4年6月30日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

（参考）処分の概要（金融庁公表資料より）

### 1. 懲戒処分の対象者及び内容

- ・公認会計士 A  
戒告
- ・公認会計士 B  
戒告
- ・公認会計士 C  
戒告

- ・公認会計士 D  
戒告
- ・公認会計士 E  
業務停止 1 月（令和 4 年 7 月 4 日から令和 4 年 8 月 3 日まで）
- ・公認会計士 F  
業務停止 1 月（令和 4 年 7 月 4 日から令和 4 年 8 月 3 日まで）
- ・公認会計士 G  
業務停止 1 月（令和 4 年 7 月 4 日から令和 4 年 8 月 3 日まで）
- ・公認会計士 H  
業務停止 1 月（令和 4 年 7 月 4 日から令和 4 年 8 月 3 日まで）

## 2. 処分理由

上記の公認会計士は、公認会計士法第 28 条に規定する「日本公認会計士協会が行う資質の向上を図るための研修」について、平成 28 年度、平成 29 年度及び平成 30 年度において、公認会計士法第二十八条に規定する研修に関する内閣府令（平成 16 年内閣府令第 17 号）第 1 条第 1 項に規定する必要単位数を履修していない。

### 事案 3

不正経理に積極的に協力した公認会計士（1 名）に対する懲戒処分事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当であるとの意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、令和 4 年 6 月 30 日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

（参考）処分の概要（金融庁公表資料より）

## 1. 懲戒処分の対象者及び内容

- ・公認会計士 C  
業務停止 6 月（令和 4 年 7 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日まで）

## 2. 処分理由

上記の公認会計士は、平成 26 年 4 月から平成 28 年 3 月の期間において、A 社と、自身が代表社員を務める B 社との間で業務委託契約を締結し、会計帳簿の作成、経理業務支援、内部統制機構構築支援等の業務を行っていた。

上記の公認会計士は、平成 26 年 12 月頃、A 社からの相談に応じ、売上の過大計上を行うための循環取引スキームを構築したほか、同スキームの一部に B 社を関与させ、A 社が売上過大計上の協力企業に支払う金額の一部を立替払いするなどして、A 社の不正経理に積極的に協力した。

#### 事案 4

不適切な会計処理に協力した公認会計士（1名）に対する懲戒処分事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当であるとの意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、令和4年6月30日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

（参考）処分の概要（金融庁公表資料より）

##### 1. 懲戒処分の対象者及び内容

- ・ 公認会計士 C  
業務停止6月（令和4年7月1日から令和4年12月31日まで）

##### 2. 処分理由

上記の公認会計士は、自身が代表税理士を務めるA税理士法人の関与先であるB社の代表取締役からの依頼に応じ、実務担当者に対して、平成27年5月期及び平成28年5月期のB社の消費税納税額を減額するように指示し、不真正の税務書類を作成させるなどして、B社が行った不適切な会計処理に協力した。

#### 事案 5

日本公認会計士協会が行う資質の向上を図るための研修の必要単位数を履修していない公認会計士（10名）に対する懲戒処分事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当であるとの意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、令和4年7月29日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

（参考）処分の概要（金融庁公表資料より）

##### 1. 懲戒処分の対象者及び内容

- ・ 公認会計士 A  
戒告
- ・ 公認会計士 B  
戒告
- ・ 公認会計士 C  
戒告
- ・ 公認会計士 D  
戒告
- ・ 公認会計士 E  
戒告
- ・ 公認会計士 F  
戒告
- ・ 公認会計士 G



#### 戒告

- ・ 公認会計士 H  
業務停止 1 月（令和 4 年 8 月 2 日から令和 4 年 9 月 1 日まで）
- ・ 公認会計士 I  
業務停止 1 月（令和 4 年 8 月 2 日から令和 4 年 9 月 1 日まで）
- ・ 公認会計士 J  
業務停止 1 月（令和 4 年 8 月 2 日から令和 4 年 9 月 1 日まで）

#### 2. 処分理由

上記の公認会計士は、公認会計士法第 28 条に規定する「日本公認会計士協会が行う資質の向上を図るための研修」について、平成 28 年度から平成 30 年度までの間、公認会計士法第二十八条に規定する研修に関する内閣府令（平成 16 年内閣府令第 17 号）第 1 条第 1 項に規定する必要単位数を履修していない。

### 事案 6

税理士法の規定に基づき税理士業務の停止処分を受けた公認会計士（1 名）に対する懲戒処分事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当であるとの意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、令和 4 年 9 月 22 日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

（参考）処分の概要（金融庁公表資料より）

#### 1. 懲戒処分の対象者及び内容

- ・ 公認会計士 A  
業務停止 3 月（令和 4 年 10 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日）

#### 2. 処分理由

上記の公認会計士は、財務大臣から税理士法（昭和 26 年法律第 237 号）の規定に基づく 2 年の税理士業務の停止処分を受けた。

当該事実は、公認会計士法第 26 条に規定する信用失墜行為の禁止に違反すると認められる。

## 第5章 諸外国の関係機関との協力

### 1. 監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）における活動

#### （1）設立の経緯

米国のエンロン及びワールドコム等における会計不祥事に端を発して、会計監査の品質の確保・向上の必要性が認識され、平成14(2002)年以降、世界各国で会計専門職から独立した監査監督機関が設立された。

こうした中、各国における監査監督機関の情報交換等を行うことを目的として、金融安定化フォーラム(FSF:Financial Stability Forum。現在は、金融安定理事会(FSB:Financial Stability Board)に再構成)主催により、平成16(2004)年9月に第1回監査人監督者会議がワシントンD.C.において非公式に開催され、我が国を含む9か国(日本、米国、英国、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ、オーストラリア、シンガポール)が参加した。その後も非公式会合として開催を重ねる中で、常設の国際機関設立の機運が高まり、平成18(2006)年9月にパリで開催された第5回監査人監督機関会議において、監査監督機関国際フォーラム(IFIAR:International Forum of Independent Audit Regulators)の設立が正式に承認された。その最初の本会合が、審査会の主催により、平成19(2007)年3月に22か国の監査監督当局の参加を得て、東京で開催された。

IFIARの活動目的については、平成20(2008)年9月の第4回ケープタウン本会合(Plenary Meeting)で、憲章(Charter)の一部として以下の①～③が定められた。さらに、平成25(2013)年4月の第13回ノールドワイク本会合で、憲章の改訂を通じて、新たに④も追加された。

- ① 監査事務所の検査に焦点を当て、監査市場の環境に関する知識や監査監督活動の実務的な経験を共有すること。
- ② 監督活動における協力及び整合性を促進すること。
- ③ 監査の品質に関心を有する他の政策立案者や組織との対話を主導すること。
- ④ 個々のメンバーの法令で定められた任務及び使命を考慮の上、メンバーにとって重要事項に関する共通かつ一貫した見解又は立場を形成すること。

審査会及び金融庁は、IFIARを通じた国際的な監査の品質の向上への貢献、監査を含む国際金融規制活動における日本の発言力の向上、東京の国際金融センターとしての地位確立への貢献という観点から、平成27(2015)年1月、IFIARの本部事務局の東京誘致を目指して立候補を行った。産官学を挙げた招致活動の結果、平成28(2016)年4月の第16回ロンドン本会合において、事務局の東京設置が決定され、平成29(2017)年4月に、事務局が開設された。

## (2) 組織

IFIAR は、メンバー資格を有する各国・地域の監査監督当局により構成され、令和 5(2023)年 3 月末時点では 54 各国・地域の当局が加盟している。

重要な意思決定は、全メンバー当局が参加する本会合において行われる（P120 資料 4-1 参照）。令和 4（2022）年 4 月の第 22 回本会合は、世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大を受けてオンラインでの開催となった。

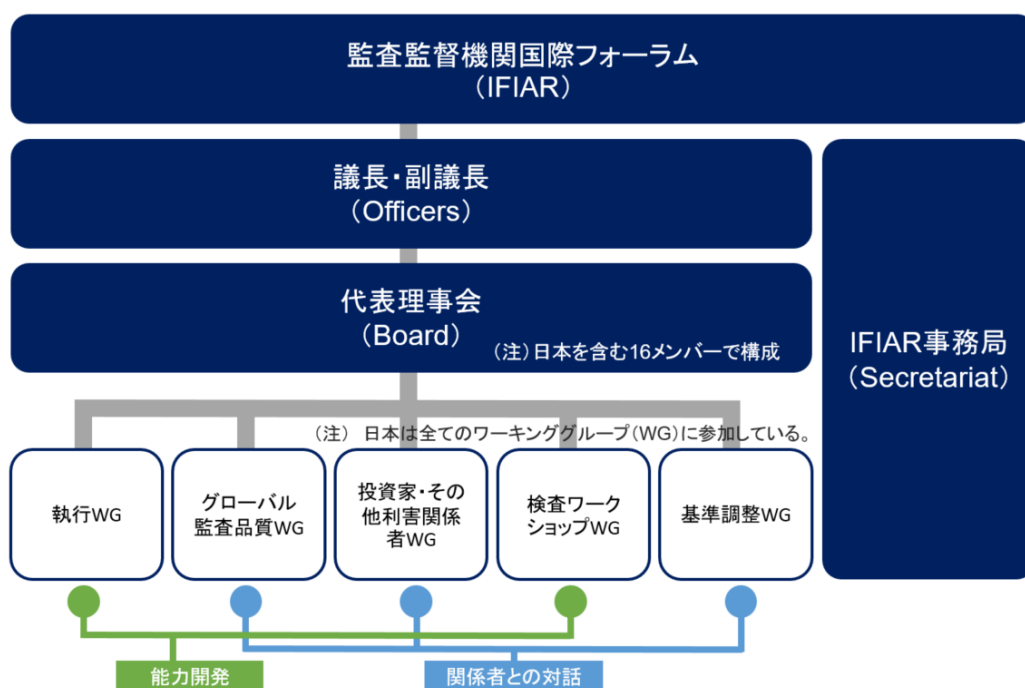
議長職及び副議長職については、IFIAR の活動を円滑に進めるため、個人資格として置かれている。令和 5(2023)年 3 月末現在、議長国は米国、副議長国は日本が務めている（後述）。

平成 29(2017)年 4 月には、前述の常設の事務局とともに、新たに 16 当局以内で構成される代表理事会（IFIAR Board）が設置され（後述、日本もメンバー）、第 1 回代表理事会が東京で開催された。

また、IFIAR には、令和 5(2023)年 3 月末現在、5 つのワーキング・グループ（WG）が設けられている。それぞれの目的及びその活動状況等については、以下の（3）イにおいて述べる。

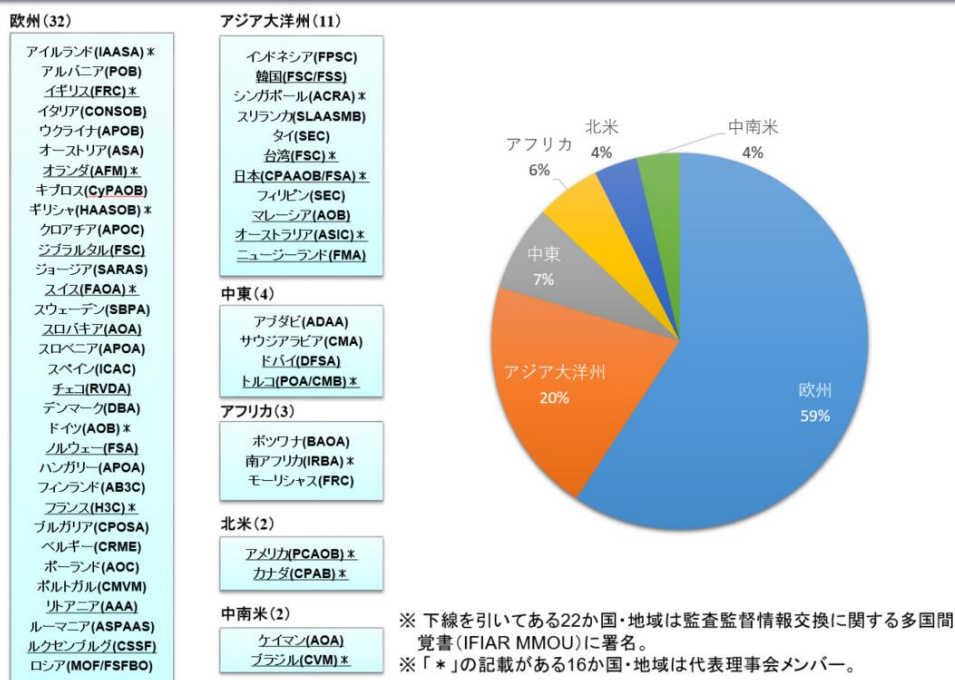
### IFIAR組織図

2023年3月時点



## IFIAR加盟メンバー構成 54か国・地域

2023年3月時点



### (3) 活動状況

#### ア 本会合等における活動

##### (ア) 第22回本会合 (オンライン形式)

令和4(2022)年の第22回本会合は、世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、4月25日から27日までの日程でオンライン形式により開催された。

当該会合では、IFIARメンバーが目指す方向性を示した「コア原則」の改定、要件を緩和した新たな準会員資格の創設が承認されたほか、監査監督の現状や、ニューノーマルとなり得る環境下における新たなトレンドや動向が監査監督当局に与え得る影響等について議論が行われた (P121 資料4-2 参照)。

なお、通常、本会合において実施している6大監査ネットワーク(注)のCEOとのセッションについては、令和4(2022)年5月から6月にかけて順次オンライン形式にて開催され、監査や監査品質に影響し得る事象・取組や、監査法人の組織文化・人材、ESG情報の開示・保証等について議論が行われた。

(注) 6大監査ネットワークとは、Deloitte Touche Tohmatsu、Ernst & Young、KPMG、PricewaterhouseCoopers、BDO及びGrant Thorntonを指す。

(イ) IFIAR 副議長国としての活動

令和 3 (2021) 年 4 月の本会合において、長岡 隆 金融庁総合政策局参事官 兼 IFIAR 戦略企画室長 (当時、現 審査会事務局長 兼 金融庁総合政策局審議官) が、副議長に選出された。任期は、令和 5 (2023) 年 4 月本会合までの約 2 年間となる。

副議長国として、組織運営に責任を有する立場から、監査や監査監督をめぐる新規課題に関する意見交換を IFIAR 内で機動的に実施すべく議論を牽引した。特に、メンバー間で関心が高い ESG については、タスクフォースの設立を含めた検討を推進した。また、更なるメンバーの拡大に向けて、準会員資格の創設への積極的な貢献を行った。

(ウ) 代表理事会

平成 27 (2015) 年、IFIAR は、国際機関としての機能強化に対応するため、これまでの議長及び副議長主導による業務執行体制を改め、合議制 (代表理事会) によるメンバー当局主導の体制に移行することに合意した。当該ガバナンス体制改革の結果、平成 29 (2017) 年 4 月に、代表理事会が設置された。代表理事会は、指名理事 (Nominated member) 8 当局及び選出理事 (Elected member) 最大 8 当局の最大 16 当局で構成される意思決定機関であり、我が国は、IFIAR 憲章に基づく選考手続 (ポイント方式) に従い、平成 29 (2017) 年 4 月の IFIAR 本会合において正式に指名理事に就任し、任期満了となった令和 3 年 (2021) 年 4 月の本会合において指名理事に再選された (任期は 4 年間)。

代表理事会においては、IFIAR のガバナンス機構として、IFIAR の戦略プランや業務運営等に関する議論を行っている。令和 4 (2022) 年度においては、同年 4 月及び 6 月にオンライン会合、10 月に独・ベルリン会合、12 月にオンライン会合、令和 5 (2023) 年 2 月に東京会合が開催された。

また、令和 4 (2022 年) 12 月の代表理事会において、代表理事会傘下のサブグループとして、サステナビリティ及び ESG 報告の保証に関する IFIAR の取組について検討・調整を行う新たなタスクフォース (SATF: Sustainability Assurance Task Force) が設立され、日本もこれに参加している。

令和 5 (2023) 年 2 月の代表理事会において、令和 6 (2024) 年 4 月本会合の日本 (大阪) 開催が承認された。

(エ) 検査指摘事項報告書

平成 24 (2012) 年から、メンバー当局の検査結果の傾向に係る情報提供を目的として、6 大監査ネットワークの品質管理態勢及び個別監査業務に関する当局検査結果を集計し、「検査指摘事項報告書」を公表している。

11 回目となった 2022 年調査（P125 資料 4－3 参照）には、51 当局が参加した。本報告書は、2023 年 3 月 22 日に、審査会及び金融庁ウェブサイトで公表した。

本報告書では、上場会社の個別監査業務に係るメンバー当局全体の検査指摘率を集計しており、初年度の 2014 年調査の 47%から減少傾向が続き、2022 年調査では 26%となっている。

（注）検査指摘率とは、個別監査業務における検査での指摘率（検査を実施した上場会社の個別監査業務のうち、少なくとも 1 つの重要な不備があった割合）

《メンバー当局全体の検査指摘率の推移》

2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年
47%	43%	42%	40%	37%	33%	34%	30%	26%

イ 各ワーキング・グループにおける活動

（ア）グローバル監査品質（GAQ）ワーキング・グループ

6 大監査ネットワークとグローバルな監査の品質の向上を目的として当局間での意見交換や、各ネットワークとの継続的な対話を実施している。

令和 4(2022)年度においては対面形式で、10 月にベルリン会合、及び令和 5(2023)年 3 月にシンガポール会合を開催し、検査指摘率の削減の取組に加え、各ネットワークにおける新たな国際品質管理基準第 1 号（ISQM1）適用の対応状況や、各ネットワークが現在直面している課題等について議論を行った。

また、GAQWG では、上記検査指摘に係る調査を活用し、全 IFIAR メンバー国・地域の約半数の参加先について、令和元(2019)年の指摘率 32%を、令和 5(2023)年までの 4 年間で 25%以上削減し、24%以下にすることを目標とする検査指摘率削減の取組を行っている。

さらに、監査人が現在直面しているリスクやマクロ経済環境等、将来的に監査や監査監督に影響を与え得るリスクを広範に議論するため、平成 27(2015)年 9 月より、リスクに関するオンライン会議（リスクコール）を開催している。我が国は第 6 回（平成 30(2018)年 11 月）から米国に替わり議長を務めており、第 10 回（令和 4(2022)年 12 月）では、リスク認識の可視化を目的として、ダッシュボードの作成に取り組んだほか、監査品質に影響し得るリスク要因について議論を行った。

（イ）基準調整ワーキング・グループ

国際監査・保証基準審議会（IAASB）及び国際会計士倫理基準審議会（IESBA）が設定する基準に関する意見交換や、これらの基準設定主体

が公表する公開草案等に対するコメントレターの作成等を行うことを目的としている。

(ウ) 検査ワークショップ・ワーキング・グループ

IFIAR メンバー当局検査官の技能研鑽と検査手法及び検査に係る経験や課題の共有を目的として、毎年、IFIAR 検査ワークショップを企画・調整し、開催している（P130 資料 4-4 参照）。併せて、検査ワークショップの事後的な評価等も行っている。

第 17 回検査ワークショップは、令和 5(2023)年 3 月に対面形式でインドネシアにて開催され、日本を含め約 40 か国・地域から約 120 人の検査官等が参加した。なお、日本は、長岡 IFIAR 副議長が IFIAR の活動を紹介したほか、審査会から主任検査官 1 人をパネリストとして派遣し、米国、シンガポールとともに、中小監査法人に対する検査に係るプレゼンテーションを実施した。

(エ) 投資家・その他利害関係者ワーキング・グループ

監査報告書の利用者である投資家・その他の利害関係者と監査品質の向上に資する事項について対話し、得られたインプットを IFIAR に還元することを目的としており、IFIAR 本会合における投資家・その他利害関係者の代表者との意見交換等の企画・調整等も行っている。

また、ワーキング・グループ内に投資家・その他利害関係者から構成される諮問グループ（Advisory Group）が設置されており、我が国からは清原健弁護士（清原国際法律事務所）がメンバーとなっている。

(オ) 執行ワーキング・グループ

投資家保護や監査品質の向上のため、調査及び執行分野における監査監督当局間の協力関係を促進し、同分野に関する各当局の制度や取組について情報交換等を行うことを目的とし、執行ワークショップ（隔年）及び執行サーベイ（4 年毎）を軸として活動している。

(4) 日本 IFIAR ネットワーク

平成 28(2016)年 12 月、日本で活動するステークホルダーによる「日本 IFIAR ネットワーク」が設立され、IFIAR 事務局の国内におけるネットワーキングへの寄与、我が国における監査に関する議論の IFIAR 事務局へのインプット、IFIAR 要人や審査会・金融庁担当者によるセミナーや寄稿等を通じた IFIAR における取組の紹介、などの活動を行っている（P131 資料 4-5 参照）。

令和 4(2022)年 7 月には第 6 回総会が開催され、IFIAR が平成 29(2017)年に東京に事務局を設置してから 5 年間の IFIAR の活動の振り返りと今後の展望や、高品質な監査の実現に向けた ISQM1、我が国の改訂品質管理基準

への準備状況等について意見交換を行った。

## 2. 二国間での協力

企業活動のグローバル化を踏まえ、連結財務諸表監査における海外監査法人の監査結果の利用等、国境を越えた監査手続上の協力がこれまで以上に重要になっており、グローバルな監査監督体制の構築を図る上で各国当局等との連携強化が不可欠となっている。審査会は、IFIAR への参加だけでなく、監査やその検査活動に係る課題や国際的に活動する監査事務所に係る情報共有等を目的として、各国の監査監督当局との間で意見交換を実施するとともに、監査監督上の情報交換枠組み（注）の締結や、監査制度及び監査監督体制に関する同等性評価や相互依拠を行うなど、二国間での協力関係の構築・充実に努めている。

（注）日本と監査監督上の情報交換枠組みのある関係当局

- ・ 米国公開会社会計監督委員会 (PCAOB: Public Company Accounting Oversight Board)
- ・ カナダ公共会計責任委員会 (CPAB: Canadian Public Accountability Board)
- ・ マレーシア監査監督委員会 (AOB: Audit Oversight Board of Malaysia)
- ・ オランダ金融市場庁 (AFM: the Netherlands Authority for the Financial Markets) ※
- ・ ルクセンブルク金融監督委員会 (CSSF: Commission de Surveillance du Secteur Financier)
- ・ 英国財務報告評議会 (FRC: Financial Reporting Council)
- ・ フランス会計監査役高等評議会 (H3C: Haut Conseil du Commissariat aux Comptes)
- ・ 中国財政部 (MoF: Ministry of Finance)
- ・ スイス連邦監査監督庁 (FAOA: Federal Audit Oversight Authority) ※

※は検査等の相互依拠を内容として含むもの。

## 3. 今後の課題

企業活動のグローバル化により、監査業務もクロスボーダー化が進展し、グローバルレベルでの監査品質の確保・向上が課題となっている。こうした中、各国で発生した会計不正事案に伴う監査法人の課題、イノベーションの進展や気候変動リスクに関連した将来的な監査の在り方に関する問題意識、ポストコロナにおける新しい環境への対応等監査をめぐる多くの課題は、各国・地域の監査監督当局間で共有されている。

こうした状況にあって、審査会は、各国・地域の監査監督当局との連携を一層強化することにより、上記に挙げた国際機関や諸外国での監査をめぐる議論についての的確に情報収集するとともに、監査事務所の活動や審査会の業務等に与える影響について分析し、必要に応じ、モニタリングに反映させる等、的確な対応を行う必要がある。

IFIAR 関連の活動に関しては、令和 5(2023)年 4 月にワシントン DC で開催された第 23 回 IFIAR 本会合において、長岡副議長が議長に選出された。アジアからの議長就任は、平成 18(2006)年の IFIAR 設立後、初である。こうした中、IFIAR 議長国としてメンバーの多様な視点を機動的に取り込む組織運営



や対外コミュニケーションの強化、IFIAR メンバー拡大などに貢献していくとともに、令和 6(2024)年 4 月に日本（大阪）で開催予定の第 24 回 IFIAR 本会合の準備も進めていく。また、IFIAR の活動をより一層支援していくため、審査会及び金融庁として次のような取組を強化していく必要がある。

- ・ 各種会議等 IFIAR の活動へ積極的な貢献を行い、グローバルな監査の品質の向上に向け、多国間の協力ネットワークの強化を図る。
- ・ IFIAR 事務局の円滑な運営に向け、支援を継続する。
- ・ 日本 IFIAR ネットワーク等を通じ、IFIAR における議論を国内に還元するとともに、IFIAR の活動に関する情報発信を強化する。

さらに、これらの動きに対応できるグローバルな人材の育成・確保にも着実に取り組む。



# 資料編

## 【資料編】

### 1 公認会計士・監査審査会関連資料

- 1-1 公認会計士・監査審査会発足の経緯…………… 44
- 1-2 第7期 公認会計士・監査審査会会長及び委員名簿…………… 46
- 1-3 公認会計士・監査審査会の開催状況…………… 47

### 2 審査及び検査関連資料

- 2-1 品質管理レビューの審査及び監査法人等に対する検査手続…………… 50
- 2-2 監査事務所等モニタリング基本方針－監査品質の持続的な向上の  
促進－…………… 51
- 2-3 令和4事務年度監査事務所等モニタリング基本計画…………… 59
- 2-4 公認会計士・監査審査会の勧告一覧…………… 77
- 2-5 UHY 東京監査法人に対する検査結果に基づく勧告について…………… 78
- 2-6 監査法人ハイビスカスに対する検査結果に基づく勧告について…………… 81
- 2-7 ひびき監査法人に対する検査結果に基づく勧告について…………… 84
- 2-8 赤坂有限責任監査法人に対する検査結果に基づく勧告について…………… 87
- 2-9 外国監査法人等に対する検査監督の考え方…………… 90
- 2-10 公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告  
徴収・検査に関する基本指針…………… 93

### 3 公認会計士試験実施関連資料

- 3-1 公認会計士試験制度の概要…………… 106
- 3-2 令和5年公認会計士試験第I回短答式試験における新型コロナ  
ウイルス感染症への対策について…………… 107
- 3-3 令和4年公認会計士試験短答式試験の合格発表について（抜粋）…………… 109
- 3-4 令和4年公認会計士試験の合格発表について（抜粋）…………… 110
- 3-5 令和5年公認会計士試験第I回短答式試験の合格発表につい  
て（抜粋）…………… 118
- 3-6 令和4年度の講演会の開催状況…………… 119

### 4 諸外国の関係機関との協力関連資料

- 4-1 IFIAR 本会合開催実績…………… 120
- 4-2 第22回監査監督機関国際フォーラム（ビデオ会議形式）につ  
いて…………… 121
- 4-3 監査監督機関国際フォーラムによる「2022年検査指摘事項報  
告書」の公表について…………… 125
- 4-4 IFIAR 検査ワークショップ開催実績…………… 130
- 4-5 日本 IFIAR ネットワーク会員…………… 131

## 公認会計士・監査審査会発足の経緯

平成 12 年 6 月の公認会計士審査会(当時)において取りまとめられた公認会計士制度整備に関する検討を引き継いだ金融審議会公認会計士制度部会は、平成 13 年 10 月以降、公認会計士監査制度の在り方について検討を行った。本検討は、企業会計不正事件に対する米国政府の対応などの国際的動向も踏まえ、グローバルな経済環境のもとにある今日の我が国の経済社会において、資本市場に対する信認をいかに確保し、その機能を向上させるべきかという観点から行われた。

同部会による報告では、市場の機能が十分に発揮されるためには、内部監査や監査役(監査委員会)監査と公認会計士監査との連携をはじめとするコーポレート・ガバナンスの充実・強化とともに、公認会計士監査を巡る制度環境の整備が必要不可欠であるとの基本認識のもと、

- 1 公認会計士は不断の自己研鑽による専門知識の習得、高い倫理観と独立性の保持により、監査と会計の専門家としての使命と職責を果たすべきとの観点から、公認会計士の使命と監査の目的を法制度上明確化すること
- 2 監査の適切性を確保するため、被監査企業への非監査証明業務の同時提供の禁止、監査法人における関与社員による継続的監査の制限、関与社員の被監査企業への就任制限を行い、公認会計士や監査法人の独立性を強化すること
- 3 協会による自主規制の限界を補完するとともに、公平性・中立性・有効性を確保するとの観点から、協会が行っている品質管理レビューに対する行政によるモニタリングを導入すること
- 4 我が国の経済社会において公認会計士が担うべき役割に鑑み、監査証明業務に従事しうるにふさわしい一定水準の能力を有する監査と会計の専門家の存在を今後とも確保していくために、公認会計士試験制度を見直し、①社会人を含めた多様な人材にとっても受験しやすい制度とすること、②一定の要件のもとで、実務経験者等に対して試験の一部を免除すること、③専門職大学院との連携を図ること

などが提言された。

本報告を踏まえ、公認会計士法の一部を改正する法律案が平成 15 年の第 156 回国会に提出され、国会の審議を経て、同年 5 月に改正公認会計士法が成立し、平成 16 年 4 月に金融庁に従前の公認会計士審査会を改組・拡充して「公認会計士・監査審査会」が設置された。

(参考) 組織の沿革

- 昭和 23 年 8 月
- ・ 公認会計士法の施行。
  - ・ 公認会計士試験の実施及び公認会計士等の監督のための行政委員会として「会計士管理委員会」を設置。
- 昭和 24 年 6 月
- ・ 「会計士管理委員会」が廃止。
  - ・ 同委員会の所掌事務が大蔵省に移管され、大蔵大臣の諮問機関としての「公認会計士審査会」を設置。
- 昭和 25 年 4 月
- ・ 「公認会計士審査会」が廃止。
  - ・ 公認会計士試験の実施及び公認会計士等の監督のために大蔵省の外局である行政委員会として「公認会計士管理委員会」を設置。
- 昭和 27 年 8 月
- ・ 「公認会計士管理委員会」の所掌事務が大蔵省に再度移管。
  - ・ 新たに公認会計士試験の実施及び公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議のため「公認会計士審査会」を設置。
- 平成 13 年 1 月
- ・ 中央省庁再編に伴い、公認会計士等の監督に関する事務が金融庁に移管。
  - ・ 金融庁に「公認会計士審査会」を設置。
- 平成 16 年 4 月
- ・ 改正公認会計士法の施行。
  - ・ 「公認会計士審査会」が改組・拡充され「公認会計士・監査審査会」を設置。
  - ・ 従前の公認会計士審査会が担っていた①公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議、②公認会計士試験の実施に係る事務に加え、③協会が実施する監査業務の状況調査に対する審査及び検査、すなわち公認会計士等が行う監査業務の監視を新たに担当。

## 第7期 公認会計士・監査審査会会長及び委員名簿

(令和4年4月～令和7年3月31日)

令和5年3月31日現在

会長（常勤）	松井 隆幸	元青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授
委員（常勤）	青木 雅明	東北大学名誉教授 元東北大学大学院経済学研究科・会計大学院教授
委員（非常勤）	浅見 裕子	学習院大学大学院経営学研究科委員長・教授 学習院大学経済学部教授 茨城大学監事（非常勤） 大建工業(株)社外監査役 (株)スプリックス社外取締役
委員（同）	上田 亮子	(株)日本投資環境研究所主任研究員 SBI大学院大学教授 京都大学経営管理大学院客員教授 平田機工(株)社外取締役
委員（同）	古布 薫	インベスコ・アセット・マネジメント(株)運用本部 日本株式運用部ヘッド・オブ・ESG
委員（同）	玉井 裕子	長島・大野・常松法律事務所パートナー 三井物産(株)社外監査役
委員（同）	千葉 通子	公認会計士 カシオ計算機(株)社外取締役監査等委員 TDK(株)社外監査役 (株)NTTドコモ社外取締役監査等委員
委員（同）	徳賀 芳弘	京都先端科学大学理事・副学長・経済経営学部長 京都大学名誉教授 京都大学産官学連携本部顧問 京都大学経営管理大学院客員教授 企業会計審議会会長
委員（同）	皆川 邦仁	参天製薬(株)社外取締役 日本板硝子(株)社外取締役
委員（同）	吉田 慶太	有限責任監査法人トーマツパートナー

[委員（非常勤）は五十音順]

## 公認会計士・監査審査会の開催状況

令和4年度：令和4年4月1日～令和5年3月31日、計23回

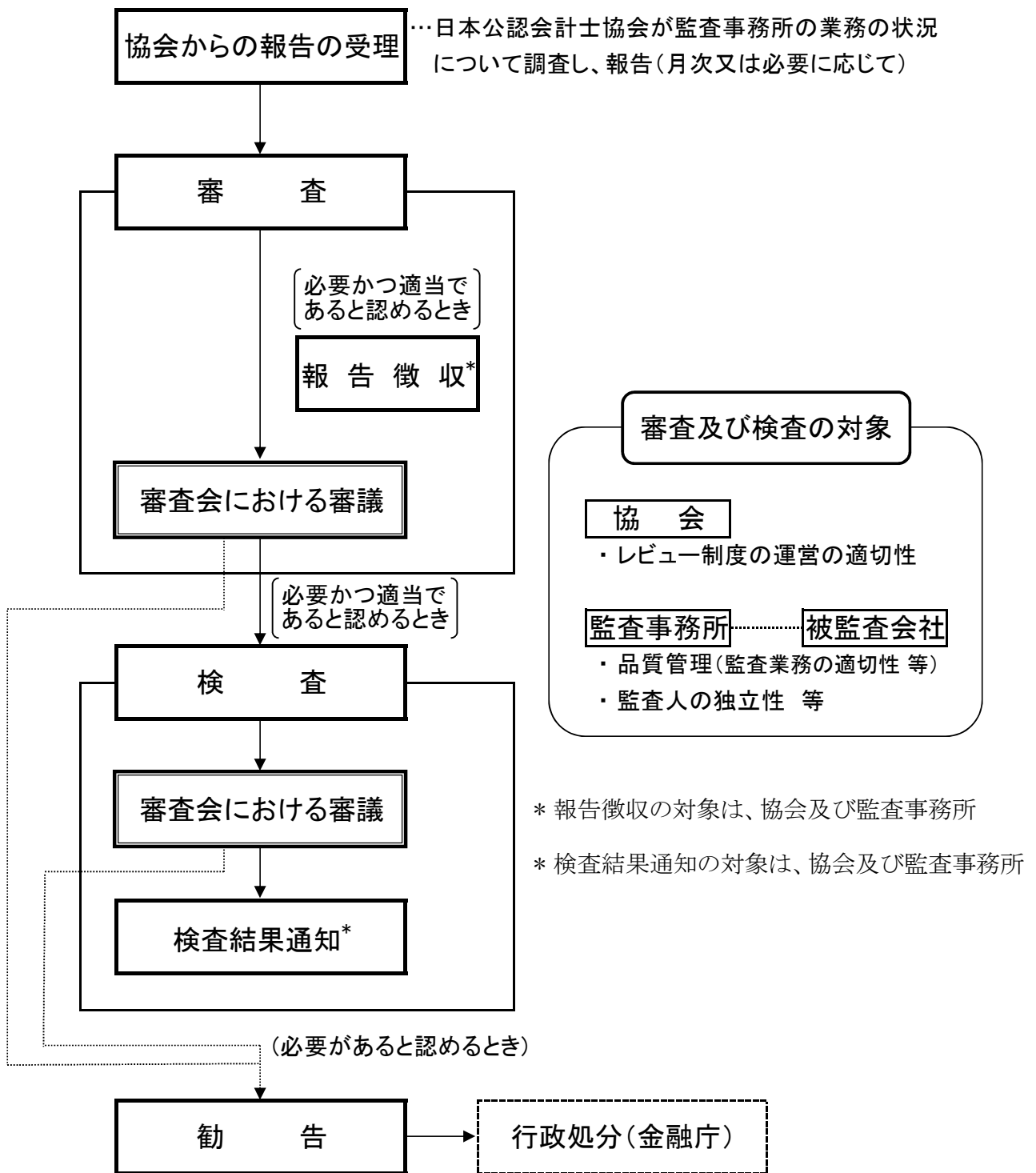
回	開催日	主な議題
431	4.4.7	(1) 会長の代理の指名について (2) 議事録等の取扱いについて (3) 公認会計士試験について ○ 公認会計士試験試験委員選任小委員会、公認会計士試験実施検討小委員会、公認会計士試験試験問題調整小委員会の委員及び小委員長の指名・承認について (4) 国際関係について ○ 「2021年検査指摘事項報告書」について (5) 懲戒処分等に関する事項について (6) 審査及び検査について
432	4.4.21	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について (3) 審査及び検査について
433	4.5.12	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 国際関係について ○ 第22回監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）の年次総会の概要等について (3) 審査及び検査について
434	4.5.26	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 国際関係について ○ 第22回監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）の年次総会の詳細について (3) 審査及び検査について
435	4.6.9	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ○ 令和4年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験の実施状況について (3) 審査及び検査について
436	4.6.16	(1) 懲戒処分等に関する事項について (2) 公認会計士試験について ① 令和4年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験の結果及び合格者の議決について ② 令和5年公認会計士試験の出題範囲の要旨について
437	4.6.23	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 審査及び検査について
438	4.7.7	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 国際関係について ○ 最近の監査関連の国際情勢について (3) 審査及び検査について



回	開催日	主な議題
439	4.7.21	(1) 懲戒処分等に関する事項について (2) 議事録等の取扱いについて (3) 公認会計士試験について (4) 審査及び検査について
440	4.8.25	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ① 令和4年公認会計士試験論文式試験の実施状況について ② 教授・准教授、博士号取得者の試験免除申請に係る事務処理状況について (3) 審査及び検査について ○ 2021年度品質管理レビューの年次報告について
441	4.9.8	(1) 懲戒処分等に関する事項について (2) 議事録等の取扱いについて (3) 審査及び検査について
442	4.10.6	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について (3) 審査及び検査について
443	4.10.20	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 審査及び検査について
444	4.11.10	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ① 令和5年の公認会計士試験第I回短答式試験の出願及び準備の状況及び試験地の指定について ② 令和5年及び令和6年公認会計士試験の試験委員候補者について ③ 令和4年公認会計士試験の結果及び合格者等の議決について (3) 審査及び検査について
445	4.11.24	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ① 令和6年の公認会計士試験実施日程(案)の公表について ② 教授・准教授、博士号取得者の試験免除申請に係る事務処理状況について (3) 審査及び検査について
446	4.12.8	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ○ 令和5年の公認会計士試験第I回短答式試験における災害発生時等の対応について (3) 審査及び検査について

回	開催日	主な議題
447	4.12.22	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ○ 令和5年の公認会計士試験第I回短答式試験の実施状況等について (3) 審査及び検査について
448	5.1.12	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ① 令和5年公認会計士試験第I回短答式試験の結果及び合格者の決定について ② 同試験の試験問題の一部不適当な記載に関する公表について (3) 審査及び検査について
449	5.1.26	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 審査及び検査について
450	5.2.9	(1) 日本取引所自主規制法人との意見交換について ○ 取引所の措置と監査制度との連携状況等について (2) 議事録等の取扱いについて (3) 審査及び検査について
451	5.2.24	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 審査及び検査について
452	5.3.9	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ① 令和5年の公認会計士試験第II回短答式試験における災害発生時等の対応について ② 教授・准教授、博士号取得者の試験免除申請に係る事務処理状況について (3) 審査及び検査について ○ 検査結果等の第三者への開示承諾申請に係る事務処理状況について
453	5.3.23	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ○ 令和5年公認会計士試験第II回短答式試験の出願状況及び新型コロナウイルス感染症対策について (3) 審査及び検査について ○ 検査結果等の第三者への開示承諾申請について

## 品質管理レビューの審査及び監査事務所等に対する検査手続



※ 審査・検査の実務については、会長及び委員の指揮の下、事務局において行っている。

## 監査事務所等モニタリング基本方針

### — 監査品質の持続的な向上の促進 —

〔 公認会計士・監査審査会  
令和4年5月20日 〕

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、平成16年4月の発足以来6期18年にわたり、公認会計士監査の品質の向上を図り、その信頼性を確保することにより、我が国資本市場の公正性と透明性を高めることを使命として、投資者の資本市場に対する信頼の向上に取り組んでいる。

審査会第7期（令和4年4月～令和7年3月）においては、以下に示す公認会計士及び監査法人（以下「監査事務所」という。）をめぐる環境やモニタリングの目的及びその達成に向けた考え方を踏まえて監査事務所に対するモニタリング<sup>1</sup>を実施することにより、投資者の資本市場に対する信頼の向上を図り、我が国経済の一層の発展に寄与していくこととする。

#### 【監査事務所をめぐる環境】

監査事務所をめぐる環境は、急速な変化をみせている。社会全体のデジタル化の進展に伴い、監査の品質の確保・向上や監査業務の効率化のため、大手監査法人<sup>2</sup>を中心に、監査業務のデジタル化が進められているとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、リモート環境下における監査が急速に進んでいる。さらに、ウクライナ情勢などの国際情勢の変化が、グローバルに事業展開する企業に対する監査にも影響を及ぼすことが確認されている。

また、監査の品質向上とその信頼性確保に向けた取組が継続的に進められてきており、監査報告書における「監査上の主要な検討事項（KAM）」や「その他

1 モニタリングとは、検査と検査以外のモニタリングの両方を包含している。検査以外のモニタリングは、監査事務所に係る報告徴収・ヒアリング及び金融庁関係部局、日本公認会計士協会、会計監査に係る業界団体等との意見交換・連携並びに監査事務所との対話を通じた情報収集など検査以外の活動を指す。

2 審査会では、監査事務所をその規模に基づき、以下の3つに分類している。

- ・大手監査法人：上場会社を概ね100社以上被監査会社として有し、かつ常勤の監査実施者が1,000名以上いる監査法人。本基本方針では、有限責任あずさ監査法人、有限責任監査法人トーマツ、EY新日本有限責任監査法人及びPwCあらた有限責任監査法人の4法人を指す。
- ・準大手監査法人：大手監査法人に準ずる規模の監査法人。本基本方針では、仰星監査法人、三優監査法人、太陽有限責任監査法人、東陽監査法人及びPwC京都監査法人の5法人を指す。
- ・中小規模監査事務所：大手監査法人及び準大手監査法人以外の監査事務所。

の記載内容」に関する監査基準等の改訂、リスク・アプローチに基づく品質管理システムの導入等を内容とする「監査に関する品質管理基準」の改訂、報酬等に関する独立性の強化等を内容とする倫理規則の改正などが行われている。さらに、サステナビリティ情報等の非財務情報に対する投資家の関心がますます高まっている。

このような状況の中、上場会社の監査においては、大手監査法人から準大手監査法人又は中小規模監査事務所への交代の動きが継続しており、上場会社監査の担い手として、より大きな役割を果たしつつある準大手監査法人及び中小規模監査事務所においては、監査品質の確保・向上が急務となっている。また、監査事務所では、社会からの監査品質に対する期待の高まりを踏まえ、会計不正検知のためのツールの開発・導入など会計不正に対応するための取組が進められている。

### 【モニタリングの目的及びその達成に向けた考え方】

審査会のモニタリングは、常に国民の視点という公益的立場に立ち、審査会の有する権能を最大限に発揮して実施することにより、監査事務所自らによる監査の品質の確保・向上を継続的に促し、資本市場における監査の信頼性の確保を図ることを目的とする。

モニタリングの実施に当たっては、個別の監査意見の適否そのものを主眼とするのではなく、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）による品質管理レビューの一層の実効性向上を促すとともに、監査事務所の規模、業務管理態勢及び被監査会社のリスクの程度を踏まえた効果的・効率的なモニタリングを通じて、監査事務所の監査の品質管理を含む業務の適正な運営の確保を図ることとする。

その際、監査事務所の実施する監査が、監査の基準に形式的に準拠しているかにとどまらず、会計不正等を見抜くような職業的懐疑心を発揮しているかなど、監査の品質の確保・向上に向けて監査事務所が構築した品質管理態勢が実効的なものとなっているかを重視する。また、監査事務所の組織風土の形成に大きな影響を与えるトップの方針等、監査事務所のガバナンスが監査事務所の業務の適正な運営の確保に資するものとなっているかを重視する。さらに、協会による品質管理レビューや審査会によるモニタリングを通じて検出された問題点について、監査事務所が根本的な発生原因を究明し、適切な改善に取り組んでいるかを重視する。

審査会は、金融庁関係部局や協会、会計監査に関係する業界団体等（以下「関係機関」という。）との意見交換や連携、監査事務所との対話、監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）<sup>3</sup>や外国監査監督当局との連携により情報を収集するほ

---

3 平成 18 年に設立された、監査事務所の検査等を行う独立した監査監督当局により構成される国際機

か、得られた情報をモニタリングに活用する。また、モニタリングにより把握した有益な情報については、関係機関と共有するほか、広く一般に向けても積極的に提供する。さらに、モニタリングにおけるデジタル技術の積極的な活用に努める。

審査会は、上記を踏まえ、第7期における監査事務所等モニタリング基本方針を以下のとおり定める。また、本基本方針を踏まえ、事務年度（7月から翌年6月まで）ごとに「監査事務所等モニタリング基本計画」を策定する。

なお、本基本方針の内容については、今後、関係法令等の見直しに合わせ、所要の改正を行う場合がある。

## 1. モニタリング基本方針（検査以外の基本方針）

審査会は、協会から品質管理レビュー結果の報告を受領し、必要と認めるときは当該報告に関して報告徴収を行う。また、金融庁関係部局、協会、関係機関との意見交換や連携、監査事務所との対話を通じて情報を収集するとともに、課題や問題意識を共有する。

さらに、収集した情報の分析により、監査事務所の実態やリスクを的確に把握するとともに、より効果的かつ効率的な検査を実施する。

こうした取組を通じて、監査事務所の監査の品質の確保・向上を図る。

### (1) 協会の品質管理レビューの検証等

審査会は、協会の品質管理レビューの実効性の検証を行い、検証結果については意見交換等を通じて協会と共有し、監査の品質の確保・向上に向けた協会の対応等を促している。協会においては、審査会との意見交換等を通じて、通常レビューの実施頻度を短縮又は伸長するなど品質管理レビュー態勢の強化・改善に取り組んできている。

このような連携が、協会による品質管理レビューの指導・監督機能の更なる発揮に資するよう、審査会においては、品質管理レビューの実効性や品質管理レビューの結果に対する改善施策の効果を検証し、その検証結果等について引き続き意見交換等を行うこととする。

また、審査会検査と品質管理レビューが全体として最大限の効果を発揮するものとなるよう、上場会社監査事務所登録制度の運用を担う協会による品質管理レビューの在り方、両者の役割やそれを踏まえた深度ある連携

---

関であり、事務局は東京に置かれている。当局間の協力・連携を通じ、監査の品質をグローバルに向上させることを目的としている。令和4年4月末時点で、我が国を含む54か国・地域の監査監督当局がメンバーとなっている。

等に関しても、協会との議論を進めていくこととする。

## (2) 報告徴収

我が国の監査事務所全体の監査の品質の確保・向上を促すためには、報告徴収を有効に活用して監査事務所の最新情報を収集し、監査事務所が直面している課題等を常に把握する必要がある。このような考え方や、監査事務所における適切な業務管理態勢・品質管理態勢（以下「業務管理態勢等」という。）の構築を促す観点から、監査事務所の規模や特性、審査会検査及び品質管理レビューの結果等を勘案し、監査事務所における業務管理態勢等の整備・運用状況（改善措置の実施状況を含む。）について効果的な報告徴収を実施する。その際、検査と同等の効果が得られるよう、必要に応じて、報告内容に係るヒアリングを併せて実施する。

ア 大手監査法人及び準大手監査法人に対しては、検査の効率性に資するため、業務管理態勢等に関する定量的・定性的な情報を報告徴収により定期的に把握し分析する。特に、実効的なガバナンスと有効に機能するマネジメントの下での業務管理態勢等の整備・運用状況（デジタル技術を活用した監査手法の開発などの業務の効率化に向けた取組、人材育成や人員確保に係る取組を含む。）について情報収集を行う。また、サイバーセキュリティ対策についても把握する。

イ 中小規模監査事務所に対しては、品質管理レビューの結果等に基づき報告徴収を実施し、業務管理態勢等の状況について、監査事務所ごとの規模や特性を踏まえた情報を収集し分析を行う。特に、近年、上場会社監査を担う中小規模監査事務所が増加していることから、上場会社監査の担い手として適切な業務管理態勢等が構築されているかという観点から、監査契約の新規締結に係る方針、電子監査調書の導入等のデジタル化や監査資源の確保の状況などを把握する。また、中小規模監査事務所においてはトップの影響力が特に強いことから、監査の品質に対するトップの認識についても把握する。

ウ 中小規模監査事務所に対して検査結果として通知した問題点については、検査結果通知の一定期間後に、その対応状況を報告徴収により把握し、監査事務所の自主的な改善を促す。

エ 検査の結果、業務運営が良好でないと認められ、特に早急に改善する必要がある監査事務所については、検査結果の通知と同時に報告徴収を実施し、速やかな改善を促す。

### (3) 監査事務所との定期的な対話等

審査会は、大手監査法人及び準大手監査法人のトップを含む経営層との定期的な対話を通じて業務運営に係る情報収集を行うほか、監査をめぐる課題、問題意識の共有を図っているところである。経営層は、監査事務所の組織風土に大きな影響を与える存在であり、こうした経営層との継続的な対話は、監査事務所自らの監査の品質の確保・向上を促す観点から極めて重要であるため、今後も深度ある対話が行われるよう努める。

なお、監査事務所との対話の際には、市場関係者が有益な情報を得られるよう、監査事務所自らが開示する品質管理に係る情報の一層の充実や、積極的な情報発信を促すこととする。

また、このような監査事務所との定期的な対話だけでなく、関係機関との積極的な意見交換や連携にも努める。

## 2. 検査基本方針

審査会は、監査事務所の態様や被監査会社のリスクの程度等に応じた検査を実施するとともに、デジタル技術を活用するなど、効果的・効率的な検査の実施に努める。また、検査以外のモニタリングと一体的に運用することにより、監査事務所全体の監査の品質の確保・向上を図る。

検査の実施に当たっては、以下の事項を踏まえ、「公認会計士・監査審査会の実施する検査に関する基本指針」等に従い、適切な手続により検査を実施することとする。また、検査先である監査事務所から意見を聴取する検査モニター<sup>4</sup>を実施し、検査の適切性を確保するとともに、効率性の高い検査のための参考とする。

### (1) 検査の実施

ア 大手監査法人については、大規模な上場会社の監査を多く行うなど資本市場において重要な役割を担っていることに鑑み、原則として毎年検査を実施する（通常検査とフォローアップ検査を交互に実施する。）。

フォローアップ検査については、原則として、通常検査における指摘事項に対する改善施策の検証を中心に実施することとする。また、直前の通常検査の結果等を勘案の上、検査の実施の必要性が低いと判断した場合には、検査に代えて報告徴収により改善に向けた取組を確認することとする。

---

4 検査対象先から意見を受けることにより検査の実態を把握し、適切な検査の実施を確保するとともに、効率的な検査の実施に資することを目的として、立入検査着手日以降、検査結果を通知するまでの期間に検査対象先を訪問するなど、検査官の検査手法について責任者から意見聴取を行う。



イ 準大手監査法人については、相当数の上場被監査会社を有し、資本市場において一定の役割を担っていることに鑑み、定期的に（原則として3年に一度）検査を実施する。

ウ 中小規模監査事務所については、協会の品質管理レビュー結果のほか、監査事務所の業務管理態勢等や上場被監査会社のリスクの程度等を踏まえ、必要に応じて検査を実施する。なお、上場会社監査の担い手としての役割が増大していることから、中小規模監査事務所に対する検査をより重視した運用に努める。

エ 上記のほか、監査事務所の業務管理態勢や品質管理態勢を早急に確認する必要がある場合には、機動的に検査を実施する。

## （2）検査の着眼及び留意点

ア 品質管理基準の改訂等により求められる「品質マネジメントシステム」<sup>5</sup>に関し、導入に向けた監査事務所における準備・対応状況を把握するとともに、導入後における整備・運用状況を検証する。

上記のほか、監査の基準の改訂等に伴い必要となる手続等について、監査事務所が適切に対応しているかを検証する。

イ 大手監査法人及び準大手監査法人においては、監査現場まで本部の施策を浸透させることなどに課題がみられる。また、中小規模監査事務所においては、被監査会社のリスクに対応できる十分かつ適切な経験及び能力を含めた監査資源などに課題がみられる。このため、監査事務所における品質管理のための措置が、当該監査事務所の規模や特性に応じ適切なものとなっているか検証する。

ウ 監査事務所のトップを含む経営層の方針や品質管理に係る認識は、監査事務所の組織風土の形成や業務管理態勢等の整備・運用状況に大きな影響を与えており、監査の品質を重視する意識が十分でない等の場合には、監査事務所の業容の拡大に業務管理態勢等の構築が追い付いていないなどの問題がみられる。このため、監査事務所のトップを含む経営層の方針や品質管理に係る認識・対応を把握するとともに、監査事務所の業務管理態勢等に与えている影響等を検証する。

---

5 「品質マネジメントシステム」とは、監査事務所において、①品質目標を設定し、②品質目標の達成を阻害する品質リスクを識別して評価し、③評価した品質リスクに対処するための方針又は手続を定め て運用し、④不備があれば根本原因分析に基づき改善するとの管理手法をいう。

エ 監査事務所が実施した監査手続については、監査実施者が、監査の基準や監査の基準が求める水準を十分に理解した上で監査手続を実施しているかを検証する。特に、監査の基準に形式的に準拠しているかにとどまらず、被監査会社の事業上のリスクを常に注視して監査上のリスクを評価しているか（リモート環境下における監査業務への影響に係る評価及び対応を含む。）など、職業的懐疑心を発揮しているかを検証する。

オ 監査事務所自らが有効な品質管理の改善を継続していくためには、問題点の対症療法的な改善に終始するのではなく、監査事務所の業務管理態勢等の実態を踏まえた根本原因の究明が重要である。そのため、監査事務所に対し不備事項を指摘する際にはその内容を的確に伝達し、当該監査事務所における根本原因分析に資するように留意する。

### 3. 外国監査法人等に対するモニタリング基本方針

#### (1) 外国監査監督当局等との連携

外国監査法人等<sup>6</sup>に対するモニタリングにおいては、監査監督上の多国間情報交換枠組み（MMOU）<sup>7</sup>や二国間の情報交換の枠組み（EoL）<sup>8</sup>の活用により積極的に情報共有を行うとともに、外国監査監督当局や国際機関等と密接に連携しながら、円滑かつ効果的な実施に努める。

また、IFIAR における議論への積極的な参加や外国監査監督当局との連携を通じて、グローバルネットワーク等の動向についての情報を収集するとともに、外国監査監督当局による監査監督手法等を把握し、審査会によるモニタリングに活用する。

#### (2) 報告徴収及び検査

審査会は、外国監査法人等の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり、情報交換等に係る取極め等により必要な情報が得られ、相互主義が担保される場合には、当該国の当局が行う報告徴収又は検査に依拠することとするが、これらの条件のいずれかが満たされず、相互依拠によることができない場合には、外国監査法人等に対する報告徴収及

6 外国会社等が金融商品取引法の規定により提出する財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を外国において行う者として金融庁長官に届出をした者。

7 令和4年4月末時点で、22か国・地域の監査監督当局が多国間情報交換枠組みに関する覚書に署名している。

8 令和4年4月末時点で、9か国の監査監督当局との間で書簡交換を実施している。

び検査を実施する。

なお、報告徴収及び検査の実施に当たっては、「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針」等に従い、適切な手続により実施することとする。

#### 4. モニタリング情報の提供方針

監査の品質の確保・向上を促すためには、検査結果を監査事務所に的確に示すことに加え、モニタリングの成果を金融庁関係部局、協会、関係機関と共有するほか、広く一般に向けても積極的に提供し、会計監査への関心や理解を深めていくことも重要である。審査会は、このような観点から、モニタリング情報の発信やその充実に努めることとする。

ア 監査事務所に通知する検査結果については、監査事務所が指摘内容等を的確に理解し、被監査会社の監査役等への伝達を適切に行えるよう<sup>9</sup>、また、被監査会社の監査役等が当該監査事務所の品質管理の状況や指摘内容等を的確に把握できるよう、検査結果の記載内容の充実に努める。

イ 審査会は、市場関係者等が会計監査に対する理解を深めることに資するよう、モニタリングの成果等を「モニタリングレポート」として取りまとめ、毎年公表している。今後も、広く一般に理解されるよう利用者のニーズも踏まえながら、情報の充実や発信に努める。

ウ 審査会は、監査事務所における監査の品質の確保・向上を図るための自主的な取組に資するよう、検査における指摘事例等を「監査事務所検査結果事例集」として取りまとめ、毎年公表している。今後も、最新の指摘事例を追加するなど、監査事務所の改善取組の参考となるよう内容の充実に努める。また、全国の協会地域会等での講演等を引き続き実施するほか、市場関係者等に対する発信にも努める。

以上

---

<sup>9</sup> 監査事務所が検査結果等を第三者へ開示する場合は、審査会の事前承諾が必要である。ただし、被監査会社の監査役等に対して、審査会検査における指摘の有無及び検査結果通知書の「特に留意すべき事項」の内容をそのまま伝達する場合などは、審査会の事前承諾を不要としている。

令和 4 年 7 月 15 日  
公認会計士・監査審査会

## 令和 4 事務年度監査事務所等モニタリング基本計画

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、監査の品質の確保と実効性の向上を図るため、監査事務所等モニタリング基本方針<sup>1</sup>に掲げた目的及び視点並びに監査事務所をめぐる環境を踏まえて、令和 4 事務年度（令和 4 年 7 月～令和 5 年 6 月）における監査事務所等モニタリング基本計画を策定する。

### 1 監査事務所をめぐる環境

#### (1) 監査業務の動向

##### ア 監査におけるデジタル化の進展

- ・ 近年、社会全体のデジタル化の進展に伴い、デジタル技術を用いた監査ツールの開発・導入が進められている。具体的には、AI を用いて過去の不正事例を分析し会計不正の発生リスクを数値化するツールや、証憑突合を行うツール等が開発・導入されている。また、デジタル技術を活用した残高確認のための共通プラットフォームや、共通電子監査調書システムの整備・導入が進められるなど、監査現場においてデジタル技術の活用が進められている。
- ・ 監査のデジタル化の進展により、不正検知等における手続の実効性が向上するとともに、公認会計士が、職業的専門家としてのより高度な判断（会計上の見積り等）や、経営者との深度あるコミュニケーションにより多くの時間を割くことが可能となり、監査資源（人的資源、テクノロジー資源及び知的資源等）の効果的かつ効率的な配分を実現していくことが期待される。また、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に浸透したリモート環境下での監査とともに、監査事務所における働き方改革につなげていくべきとの指摘もある。
- ・ 一方、デジタル化の進展に伴い、サイバー攻撃による脅威が増加している。被監査会社等の機密情報を取り扱う監査事務所においては、サイバー攻撃の高度化・悪質化に適切に対応したサイバーセキュリティ対策を講じる必要がある。

1 審査会が実施するモニタリングについて、各期における視点や目標、基本的な方針を定めるもの。第 7 期（令和 4 年 4 月～令和 7 年 3 月）については、令和 4 年 5 月 20 日に策定・公表。  
(<https://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakensa/kihonkeikaku/20220520/20220520.html>)

## イ 新型コロナウイルス感染症や国際情勢が監査業務に与える影響

- ・ 令和2年3月頃からの新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、棚卸立会、残高確認、海外子会社に係るグループ監査等において監査上の制約が生じたが、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）は、「新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項」、「リモートワーク対応」等を随時公表するなどの対応を行い、また、監査事務所においても、リモート環境下での監査を実施するなどの対応を重ねてきている。
- ・ 近時のウクライナ情勢や上海におけるロックダウンなどの国際情勢は、グローバルに事業を展開する企業の事業活動のみならず、ロシアからの4大グローバルネットワーク<sup>2</sup>の撤退等を含め、監査業務にも影響を及ぼしている。協会は、令和4年4月、最近の国際情勢下での事象の発生を踏まえたリスク評価の修正要否の検討等に関する留意事項を整理したものとして、「2022年3月期監査上の留意事項（ウクライナをめぐる現下の国際情勢を踏まえた監査上の対応について）」を公表するなどの対応を行っている。

## ウ 不適切会計事案の状況

不適切な会計処理等に関する適時開示を行った上場会社数は、引き続き50社を上回る状況が続いている。その中には、IPO準備段階から関与していた監査人が被監査会社による不適切な会計処理を発見できなかった事案で、原因として、被監査会社との関係性による職業的懐疑心の低下が疑われるものもみられる。

不適切会計の発生要因としては、海外を含むグループ会社に対する管理が十分でないなど、企業におけるコーポレート・ガバナンスや内部統制の機能不全が挙げられる。

財務諸表の作成責任及び内部統制の整備・運用責任は経営者にあることは当然である。監査事務所においても、被監査会社の内部統制を評価する際には、事業の特性や企業の置かれた環境を深く理解した監査手続の実施が一層重要となっているほか、内部統制の不備を発見した場合には、被監査会社に適時に報告することが求められる。

## エ 上場会社監査の担い手の変化

- ・ 上場会社の監査においては、大手監査法人<sup>3</sup>のシェアが時価総額ベー

---

<sup>2</sup> 世界的に展開する会計事務所のネットワークのうち、Deloitte Touche Tohmatsu、Ernst & Young、KPMG 及び PricewaterhouseCoopers の4つのグローバルネットワークを指す。これらに BDO、Grant Thornton を加えたものを6大グローバルネットワークという。

<sup>3</sup> 審査会では、監査事務所をその規模に基づき、以下の3つに分類している。

スで9割を超える状況が続く中、上場会社の監査人の交代件数（監査法人間の合併によるものを除く。）は、年間で220件を超え、また、大手監査法人から準大手監査法人や中小規模監査事務所への交代が大勢を占める状態が続いている。

交代の要因については、被監査会社側におけるものとして、監査報酬、継続監査期間、自社の事業規模との均衡等を踏まえた監査人の見直しが挙げられる。また、監査事務所側における要因として、大手監査法人におけるクライアント・ポートフォリオ（監査関与先の構成）の見直し等が挙げられる。

このように、上場会社監査の担い手の裾野が広がる中、中小規模監査事務所を含め、上場会社監査の担い手全体における監査の品質の確保・向上が急務となっている。また、交代に当たっては、「監査人の交代」（監査基準委員会報告書900）に従い、前任・後任監査人間での引継等が適切に行われる必要がある。

- ・ 令和3年1月から同年12月までの期間における新規上場会社数は125社と、前年を上回っており、新規上場監査においても、準大手監査法人や中小規模監査事務所のシェアが増加する傾向にある。

#### オ 会計・開示をめぐる動向

- ・ 収益認識との関係では、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」が、令和3年4月以降に開始する年度から適用されている。監査人においては、不正による重要な虚偽表示リスクの識別・評価に当たり、収益認識には不正リスクがあるとの推定に基づく検討が求められており、収益認識に係る監査手続においては、十分な職業的懐疑心を保持した対応が求められる。
- ・ サステナビリティ情報等の非財務情報に対する投資家の関心が高まる中、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が、気候変動に関するサステナビリティ開示基準案の市中協議を開始するなど、国際的な開示基準の策定に向けた動きが進んでいる。サステナビリティ情報等の非財務情報については、財務情報に対する保証業務に従事してきた公認会計士が、非財務情報の保証においても一定の役割を果たすことを期待する声がある。今後、国際的な開示基準・保証基準の開発の動向を見据えながら、非財務情報に対する保証業務のあり方等に関する

---

・ 大手監査法人：上場会社を概ね100社以上被監査会社として有し、かつ常勤の監査実施者が1,000名以上いる監査法人。本基本計画では、有限責任あずさ監査法人、有限責任監査法人トーマツ、EY新日本有限責任監査法人及びPwCあらた有限責任監査法人の4法人を指す。

・ 準大手監査法人：大手監査法人に準ずる規模の監査法人。本基本計画では、仰星監査法人、三優監査法人、太陽有限責任監査法人、東陽監査法人及びPwC京都監査法人の5法人を指す。

・ 中小規模監査事務所：大手監査法人及び準大手監査法人以外の監査事務所。

議論が進められることが想定される。

- ・ 四半期開示については、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ（令和3年度）等において、金融商品取引法に基づく四半期報告書を廃止し、取引所規則に基づく四半期決算短信に一本化する方向での議論・検討が進められ、令和4年6月には、「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告 ー中長期的な企業価値向上につながる資本市場の構築に向けてー」が公表されている。
- ・ 令和4年5月、上場会社監査に関する法律上の登録制の導入や審査会に委任される立入検査等の権限の見直し等に関し、公認会計士法が改正された。

## （2）監査の品質の確保・向上に向けた取組

### ア 品質管理基準等の改訂等

近年、会計監査の品質の向上とその信頼性確保に向けた取組が継続的に進められている。

- ・ 「監査上の主要な検討事項（KAM）」については、令和3年3月決算に係る財務諸表の監査から、上場会社等の監査報告書への記載が求められている。そのような中、金融庁は、同決算に係る監査報告書中のKAMの記載の分析のほか、「KAMに関する勉強会」における議論を踏まえ、令和4年3月、「監査上の主要な検討事項（KAM）の特徴的な事例と記載のポイント」を公表している。
- ・ 令和2年11月の監査基準の改訂により、財務諸表等以外の情報である「その他の記載内容」に係る手続きが明確化されたほか、監査におけるリスク・アプローチの強化が図られた。前者については令和4年3月決算に係る財務諸表の監査から、後者については令和5年3月決算に係る財務諸表の監査から適用されることとなっている。
- ・ 国際的な品質管理に関する基準である「国際品質マネジメント基準第1号」（ISQM1、監査事務所における品質マネジメント）、「国際品質マネジメント基準第2号」（ISQM2、審査）及び「監査業務における品質管理」（ISA220）の改訂等を踏まえ、令和3年11月に、企業会計審議会総会において、品質管理基準の改訂が承認されている。改訂後の品質管理基準では、監査事務所自らが、①達成すべき品質目標を設定し、②当該品質目標の達成を阻害し得るリスクを識別・評価の上、③評価したリスクに対処するための方針又は手続きを定め、これを実施するという、リスク・アプローチに基づく品質管理システムが導入されている。また、当該改訂を受け、協会は、令和4年6月、「監査事務所における品質管理」（品質管理基準委員会報告書第1号）及び「監査業務における品質管理」（監査基準委員会報告書220）の改正並びに「監

査業務に係る審査」(品質管理基準委員会報告書第2号)を公表している。

- ・ 職業倫理については、国際会計士倫理基準審議会により「職業会計士のための国際倫理規程(国際独立性基準を含む。)」が公表されている。協会は、当該公表を受け、現行の4つの関連規則・指針(「倫理規則」、「独立性に関する指針」、「利益相反に関する指針」及び「違法行為への対応に関する指針」)を一本化するとともに、審査担当者等の客観性確保に関する規定の新設や報酬依存度に係る規定の改正等を内容とする、「倫理規則」の改正を予定している。

#### イ 監査法人のガバナンス態勢等

「監査法人の組織的な運営に関する原則」(以下「ガバナンス・コード」という。)は、平成29年3月、監査法人における実効的なマネジメント機能の促進を目的に策定されたものであり、これまでに、大手監査法人4法人及び準大手監査法人5法人のほか、中小監査法人9法人が採用している。

なお、現行のガバナンス・コードについては、金融審議会公認会計士制度部会報告において、大手監査法人を念頭に策定されていることに留意し、準大手監査法人・中小監査法人における上場会社監査の品質確保にも資するコードとなるよう、また、監査法人の規模等に応じた実効性のある規律を求めるコードとなるよう、必要に応じて、その内容に改訂すべき点がないか検討されるべきである、との指摘がなされている。

### (3) 監査事務所における品質管理の現状

- ・ 審査会では、平成28事務年度の検査から、検査結果通知書に監査事務所の業務運営に関する総合評価<sup>4</sup>を5段階に区分して記載している(フォローアップ検査を除く。)
- ・ 大手監査法人及び準大手監査法人の検査結果をみると、総合評価の最上位の区分に該当するものはなく、上位2番目又は3番目の区分のいずれかに該当している。一方、中小規模監査事務所については、リスクベースに基づき検査先を選定していることなどもあり、上位3番目以下の

---

4 検査結果通知書の「特に留意すべき事項」は、業務管理態勢、品質管理態勢及び個別監査業務における不備の概要で構成され、これらの状況に応じて総合評価を付している。総合評価は、次の5段階に区分し、それぞれの区分ごとに次の評価文言を付している。

①最上位の区分：「良好であると認められる(総合評価：1)」

②上位2番目の区分：「改善すべき点があるものの概ね良好であると認められる(総合評価：2)」

③上位3番目の区分：「改善すべき重要な点があり良好であるとは認められない(総合評価：3)」

④上位4番目の区分：「良好でないものと認められ、業務管理態勢等を早急に改善する必要がある(総合評価：4)」

⑤最下位の区分：「著しく不当なものと認められる(総合評価：5)」



区分に、その多くが該当している。

- ・ 大手監査法人においては、品質管理の主体を本部品質管理部門から、より監査現場に近い事業部へ移していく傾向にあり、最近の検査結果をみると、本部品質管理部門と事業部との連携や、改善施策の監査現場への浸透状況・実効性の検証等が課題となっている。
- ・ 準大手監査法人においては、組織的な対応のための体制整備を行ってきたものの、品質管理部門と事業部とのコミュニケーション不足、公認会計士等でない事務職員の活用拡大や、それに伴う教育・訓練などの人材育成上の課題がみられる。また、トップを含む経営層において、品質管理の確保・向上に対する意識や、品質管理部門との連携の必要性についての認識が不十分であるなどの課題もみられる。
- ・ 中小規模監査事務所では、組織的・一体的な業務管理態勢・品質管理態勢を構築する必要性が十分に認識されていない状況、職業倫理の遵守を重視する組織風土の醸成に向けてリーダーシップが発揮されていない状況や、現行の監査の基準が求めている品質管理や監査手続の水準に対する理解が不足している状況がみられる。また、一部の監査事務所においては、監査上のリスクの高い上場会社に対する監査業務を適切に実施する態勢が十分でない状況がみられる。
- ・ 個別監査業務においては、監査事務所の規模を問わず、会計上の見積り、不正リスク及びグループ監査に係る監査手続に関する不備が継続的に認められている。

#### (4) 国際的な監査監督機関等の動向

審査会及び金融庁は、我が国資本市場の国際的な地位向上等の観点から、東京に本部事務局を有する監査監督機関国際フォーラム (IFIAR)<sup>5</sup>に必要な支援を行っている。IFIAR は、6大グローバルネットワークと継続的に対話を行うほか、審査会を含む監査監督当局が実施した検査における指摘事項を取りまとめた「2021年検査指摘事項報告書(Survey of Inspection Findings 2021)」を公表するなど、グローバルでの監査の品質の確保・向上に取り組んできている。

---

5 平成18年に設立された、監査事務所の検査等を行う独立した監査監督当局により構成される国際機関であり、事務局は東京に置かれている。当局間の協力・連携を通じ、監査の品質をグローバルに向上させることを目的としている。令和4年6月末時点で、我が国を含む54か国・地域の監査監督当局がメンバーとなっている。

## 2 令和4事務年度監査事務所等モニタリング基本計画の考え方

### (1) モニタリングにおいて重視する事項

本事務年度のモニタリング<sup>6</sup>においては、以下の事項を重視する。

#### ア 業務管理態勢

##### ① 監査の品質の向上に向けた監査事務所経営層のコミットメント

監査の品質を持続的に向上させるためには、トップ自らがリーダーシップを発揮し、監査の品質や職業倫理の遵守を重視する組織風土を醸成させるとともに、組織的・一体的な業務管理態勢・品質管理態勢を構築することが重要であることから、トップの姿勢を含む、経営層の認識及びそれを具体的な施策等に反映させているかなどを重点的に検証する。

##### ② 業務管理態勢の実効性

業務管理態勢が、実効的なガバナンスと有効に機能するマネジメントの下で整備・運用され、監査の品質の確保・向上に資するものとなっているかについて重点的に検証する。特に、ガバナンス・コードを採用している監査法人については、ガバナンス・コードを踏まえて整備されたガバナンス態勢の実効性に関連して、引き続き、独立性を有する第三者を構成員とする監督・評価機関の活動状況（組織的な運営の実効性に関する評価への関与の状況、内部・外部からの通報の検証等への関与の状況）等に重点を置いて検証する。

#### イ 品質管理態勢

##### ① 品質管理態勢の実効性

監査事務所の実施する監査が、形式的に監査の基準に準拠しているというだけではなく、会計不正等を見抜くような職業的懐疑心を真に発揮するものとなっているかなど、監査の品質の確保・向上に向けて監査事務所が構築した品質管理態勢が実効的なものとなっているかについて重点的に検証する。

##### ② 品質管理基準等の改訂等への対応状況

改訂後の品質管理基準については、公認会計士法上の大規模監査法

---

6 モニタリングとは、検査と検査以外のモニタリングの両方を包含している。検査以外のモニタリングは、監査事務所に係る報告徴収・ヒアリング及び金融庁関係部局、日本公認会計士協会、会計監査に係る業界団体等との意見交換・連携並びに監査事務所との対話を通じた情報収集など検査以外の活動を指す。

人においては、令和5年7月以降に開始する年度からの適用が、また、当該監査法人以外の監査事務所においては、令和6年7月以降に開始する年度からの適用が予定されている（早期適用を妨げるものではない。）。このため、リスク・アプローチに基づく品質管理システムの導入に向けた準備・対応状況について重点的に確認する。

③ 監査資源の確保・育成及び配分（職場環境の整備状況、離職率低減に向けた取組を含む。）

監査の品質の確保・向上を図るためには、被監査会社の数、監査上のリスク等に見合った十分な監査資源を確保・育成の上、これを適切に配分することが重要である。このことに鑑み、職場環境の整備状況、離職率低減に向けた取組、監査報酬に係る方針を含め、監査事務所における監査資源の確保・育成及び配分の状況を重点的に検証する。

④ 監査契約の新規受嘱・解除に係る経緯等

上場会社の監査人の交代件数（監査法人間の合併によるものを除く。）は、年間で220件を超える中、大手監査法人から準大手監査法人や中小規模監査事務所への交代が引き続き大勢を占めている状況を踏まえ、上場被監査会社との監査契約の新規受嘱・解除に係る経緯（大規模上場会社又は監査上のリスクの高いと思われる上場会社との監査契約の新規受嘱に係る経緯等）、新規受嘱時におけるリスク評価や監査報酬に係る決定過程等の適切性、監査実施態勢の整備状況、引継の実施状況について重点的に検証する。

⑤ 新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢による影響等を踏まえた対応状況

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、棚卸立会、残高確認、海外子会社に係るグループ監査等において監査上の制約が生じていることや、近時のウクライナ情勢や上海におけるロックダウンなどの国際情勢が、監査業務にも影響を及ぼしていることを踏まえ、協会公表の留意事項等（「新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項」、「リモートワーク対応」、「2022年3月期監査上の留意事項」等）を踏まえた対応状況を重点的に検証する。

⑥ デジタル技術を活用した監査ツールの導入状況（サイバーセキュリティ対策の実施状況を含む。）

監査のデジタル化の進展により、不正検知等における監査手続の実効性が向上するとともに、監査資源の効果的かつ効率的な配分が実現

していくことが期待されることに鑑み、大手監査法人・準大手監査法人へのモニタリング等を通じて、デジタル技術を活用した監査ツールの開発・導入状況等を継続して把握する。併せて、監査事務所において、サイバー攻撃の高度化等に見合った、適切なサイバーセキュリティ対策が講じられているかについて確認する。

⑦ 倫理規則の改正への対応状況

改正後の倫理規則については、原則、令和5年4月からの適用が予定されていることを踏まえ、倫理規則の改正への対応状況（審査担当者等の客観性確保や報酬依存度に係る規定の新設・改正に向けた対応状況等）を重点的に確認する。

ウ 個別監査業務

① 不正リスクに係る監査手続の実施状況

不適切な会計処理事案の発生状況等に鑑み、不正リスクに係る監査手続の実施状況（不正を実行する動機やプレッシャー、又は不正を実行する機会を与える事象や状況といった不正リスク要因の識別や、不正による重要な虚偽表示リスクの評価において、より注意深く、批判的な姿勢で、十分に職業的懐疑心を発揮しているか、また、識別したリスクに対応する監査手続を適切に立案・実施した上で、十分かつ適切な監査証拠を入手しているか）を重点的に検証する。

② 収益認識に係る監査手続の実施状況

令和3年4月以降に開始する年度から、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」が強制適用となっている中、収益認識に係る監査手続においては、十分な職業的懐疑心を保持した対応が求められていることなどを踏まえ、収益認識に係る監査手続の実施状況（収益認識には不正リスクがあるという推定に基づき、どのような種類の収益、取引形態又はアサーションに関連して不正リスクが発生するかを適切に評価した上で、評価した不正リスクに適切に対応した監査手続を立案・実施しているか）を重点的に検証する。

③ 会計上の見積り及びグループ監査に係る監査手続の実施状況

検査の結果、会計上の見積りやグループ監査に係る監査手続において継続的に不備が認められていることから、会計上の見積りに関し、見積りの不確実性の程度を勘案した上で、会計上の見積りに関する重要な虚偽表示リスクを適切に識別・評価し、経営者の仮定の合理性等に留意して、当該リスクに適切に対応した監査手続を実施しているか

などを重点的に検証する。また、グループ監査に関し、グループ財務諸表に係る適切なリスク評価に基づき、詳細な監査計画を作成しているか、構成単位の監査人が実施する作業に適切に関与しているか、当該監査人からの報告事項を評価し、必要に応じて追加の監査手続を依頼するなどして、十分かつ適切な監査証拠を入手しているかなどを重点的に検証する。

④ KAM の決定過程や監査上の対応等の記載内容

「監査上の主要な検討事項（KAM）」については、令和3年3月決算に係る財務諸表の監査から強制適用となっていることなどを踏まえ、KAM の決定過程（決定に際し、被監査会社の経営者及び監査役等との積極的なコミュニケーションが行われているか）や監査上の対応等の記載内容（KAM の決定理由に記載した要因に適合する手続又は監査アプローチの内容が具体的に記載されているか）などを重点的に検証する。

⑤ 「その他の記載内容」に係る手続の実施状況

令和4年3月決算に係る財務諸表の監査から「その他の記載内容に関連する監査人の責任」（監査基準委員会報告書720）が適用されていることを踏まえ、「その他の記載内容」に係る手続（「その他の記載内容の通読」、「その他の記載内容の検討及び評価」等）の実施状況を重点的に検証する。

⑥ リスク・アプローチの強化への対応状況

令和5年3月決算に係る財務諸表の監査から、改訂監査基準中のリスク・アプローチの強化が適用されることを踏まえ、監査事務所における監査マニュアルの改訂等の対応状況を確認する。

エ その他

① 非財務情報に係る保証業務への取組状況

非財務情報に対する保証のニーズや公認会計士の関与への期待の高まりがみられることから、非財務情報に係る保証業務への取組状況について把握する。

② IPO 準備会社に対する監査業務等の提供状況

IPO を目指す企業が成長プロセスに応じて適切な監査を受けることができる環境整備が進められているかという観点から、IPO 準備会社に対する監査業務等の提供状況を確認する。

## **(2) モニタリングの実施方法の検討**

審査会は、令和2事務年度以降、従来の原則対面による検査の実施方法を見直しており、一部の検査において、監査事務所から借り受けたパソコンを使ってオンラインで監査調書等を閲覧する方法や、ヒアリングをオンラインで実施する方法等を導入している。審査会としては、本事務年度においても、監査事務所における監査調書の電子化等の状況を勘案の上、上記のようなリモートでの検査を実施していく。

なお、リモートでの検査の実施方法については、更なる改善に向けて、監査事務所との対話等により、継続的に検討を行っていくこととする。

## **3 モニタリング基本計画（検査以外の基本計画）**

### **(1) 協会の品質管理レビューの検証及び協会との連携**

- ・ 審査会は、協会の品質管理レビューの実効性の検証を行い、検証結果については意見交換等を通じて協会と共有し、監査の品質の確保・向上に向けた協会の対応等を促している。協会においては、審査会との意見交換等を通じて、通常レビューの実施頻度を短縮又は伸長するなど品質管理レビュー態勢の強化・改善に取り組んできている。
- ・ 協会の品質管理レビューと審査会の検査とは、実施体制や実施方法が異なっており、また、協会は、近年、品質管理レビューの実効性及び透明性の向上に向けた取組を継続的に実施してきたが、品質管理レビューにおいて「重要な不備事項のない実施結果」とされた監査事務所について、審査会検査の結果、その運営が著しく不当と認められる事案がみられる。協会においては、監査事務所における自主的な改善を促すとともに、品質管理レビューの一層の実効性向上を図る必要があり、審査会としては、協会との意見交換等を通じて、品質管理レビューの実効性の検証結果を共有するなど、上場会社監査事務所登録制度が法定化されたことも踏まえ、品質管理レビューの実効性の一層の向上を促していく。
- ・ さらに、審査会と協会との連携が、監査事務所全体の監査の品質の確保・向上に極めて重要な役割を果たしていることに鑑み、審査会検査と協会の品質管理レビューがそれぞれ果たすべき役割や、それを踏まえた深度ある連携について継続的に議論していくとともに、協会による中小規模監査事務所への指導・監督機能の強化を通じた監査の品質の確保・向上や、品質管理システムの検証の在り方等について議論していく。

## (2) 報告徴収

### ア 基本的な考え方

- ・ 我が国の監査事務所全体の監査の品質の確保・向上を促すとともに、監査事務所における適切な業務管理態勢・品質管理態勢の構築を促す観点から、監査事務所の状況や個別監査業務に係るリスクなどを適時・的確に把握する。また、監査事務所における業務管理態勢・品質管理態勢の整備・運用状況（改善措置の実施状況を含む。）について、効果的な報告徴収を実施する。なお、報告徴収の実施に当たっては、監査事務所等の負担に配慮し、検査や監査事務所等との対話で得られた情報を活用するなどして、効率的な実施に努める。
- ・ 大手監査法人及び準大手監査法人に対しては、検査の効率的な遂行の観点から、定期的に、業務管理態勢等に関する定量的・定性的な情報を徴収し、分析する。
- ・ 中小規模監査事務所に対しては、協会の品質管理レビューの結果や上場被監査会社に係る監査上のリスク等を踏まえ、監査事務所の規模や特性に応じた情報を適宜徴収し、分析する。また、中小規模監査事務所に対し、自主的な監査の品質の確保・向上を促すに当たり、検査と同等の効果が得られるよう、必要に応じて、報告内容に関するヒアリングを併せて実施する。
- ・ 中小規模監査事務所に対して検査結果として通知した問題点については、検査結果通知から一定期間経過後に、その対応状況を報告徴収により把握し、監査事務所の自主的な改善を促す。
- ・ 検査の結果、業務運営が良好でないと認められ、特に早急に改善する必要がある監査事務所については、検査結果の通知と同時に報告徴収を実施し、速やかな改善を促す。

### イ 報告徴収における重点項目

上記「2(1)モニタリングにおいて重視する事項」を踏まえ、報告徴収の実施に当たっては、以下の項目を共通重点項目とする。特に、中小規模監査事務所に対する報告徴収の実施に当たっては、上場会社監査の担い手として、適切な業務管理態勢・品質管理態勢が構築されているかを検証するとともに、監査の品質の確保・向上に重大な影響を与えるトップの経営方針や収益・財務構造を重点的に把握する。

- ① 監査の品質の向上に向けた監査事務所経営層のコミットメント
- ② 業務管理態勢（ガバナンス・コードを採用している監査法人については、同コードを踏まえて整備された態勢）の実効性（トップの経営方針や収益・財務構造の把握を含む。）
- ③ 品質管理態勢の実効性

- ④ 品質管理基準等の改訂等への対応状況
- ⑤ 倫理規則の改正への対応状況
- ⑥ 監査資源の確保・育成及び配分（職場環境の整備状況、離職率低減に向けた取組を含む。）
- ⑦ 監査契約の新規受嘱・解除に係る経緯等
- ⑧ 新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢による影響等を踏まえた対応状況
- ⑨ デジタル技術を活用した監査ツールの導入状況（サイバーセキュリティ対策の実施状況を含む。）
- ⑩ 非財務情報に係る保証業務への取組状況

### （３）監査事務所に関する情報等の収集・分析等

#### ア 監査事務所との対話

大手監査法人及び準大手監査法人のトップを含む経営層との間で、引き続き定期的な対話を行っていく中で、各監査法人における最新の業務管理態勢等に関する情報収集を行うほか、当該監査法人及び監査業界の抱える問題等を把握の上、問題認識の共有を図る。また、中小規模監査事務所が監査する上場会社数が増加していることに鑑み、上場会社監査等を担う中小規模監査事務所のうち、比較的大規模な事務所等の経営層との間で、必要に応じて、対話を実施する。

#### イ 国内外の関係機関との連携

審査会は、金融庁関係部局、協会、金融商品取引所、日本監査役協会等の関係機関のほか、監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）、外国監査監督当局、監査事務所のグローバルネットワーク等との意見交換・連携等を強化していく。また、意見交換・連携を通じて得られた情報をモニタリングに積極的に活用していくほか、監査事務所のリスクに応じた様々な資料や情報等の収集・分析に努める。また、国内外からの情報、会計実務の国際化や我が国の監査事務所の態勢等を分析し、適切な対応を図ることができる人材、効率的で実効的なモニタリングの指導ができる人材を引き続き登用するほか、国際会議等への職員の積極的な参加などを通じて、人材の育成を今後も進めていく。



## 4 検査基本計画

### (1) 共通検証・確認事項

#### ア 共通重点検証項目

上記「2(1)モニタリングにおいて重視する事項」に鑑み、大手監査法人、準大手監査法人及び中小規模監査事務所に対する検査に当たっては、以下の項目を共通重点検証項目とする。

- ① 監査の品質の向上に向けた監査事務所経営層のコミットメント
- ② 業務管理態勢の実効性
- ③ 品質管理態勢の実効性
- ④ 監査資源の確保、育成及び配分の状況
- ⑤ 監査契約の新規受嘱・解除に係る経緯等（新規受嘱時におけるリスク評価等の適切性、監査実施態勢の整備状況、引継の実施状況を含む。）
- ⑥ 不正リスクに係る監査手続の実施状況
- ⑦ 会計上の見積りに係る監査手続の実施状況
- ⑧ 収益認識に係る監査手続の実施状況
- ⑨ グループ監査に係る監査手続の実施状況
- ⑩ KAMの決定過程や監査上の対応等の記載内容
- ⑪ 経営者等とのディスカッション及び監査役等とのコミュニケーションの実施状況
- ⑫ 「その他の記載内容」に係る手続の実施状況

#### イ 共通重点確認項目

「2(1)モニタリングにおいて重視する事項」に鑑み、大手監査法人、準大手監査法人及び中小規模監査事務所に対する検査に当たっては、以下の項目を共通重点確認項目とする。

- ① 品質管理基準等の改訂等への対応状況
- ② 倫理規則の改正への対応状況
- ③ IPO準備会社に対する監査業務等の提供状況
- ④ リスク・アプローチの強化への対応状況

### (2) 大手監査法人に対する検査

#### ア 実施頻度等

- ・ 大手監査法人については、資本市場における役割の重要性に鑑み、原則として、毎年、検査を実施する（通常検査とフォローアップ検査を交互に実施する。）。
- ・ フォローアップ検査においては、検査先の負担等も勘案し、個別監査業務に対する検証は原則行わず、主として、通常検査での指摘事項

に対する改善施策の運用状況等について検証する。なお、検査に代えて、報告徴収により、改善に向けた取組を確認する場合がある。

- ・ 市場に大きな影響を及ぼす被監査会社に会計上の重大な問題が判明し、又は疑われるなど、当該被監査会社の監査業務を行う監査法人の品質管理態勢を早急に確認する必要がある場合には、上記の原則にとられることなく、機動的に検査を行う。

#### イ 実施方法

大手監査法人に対する検査においては、モニタリングの効率性・実効性の向上及び監査法人の負担軽減の観点から、引き続き、リモートでの検査を実施していくとともに、必要に応じて対面でのヒアリングも実施する。

#### ウ 重点検証項目

大手監査法人には、数千人規模の人員が所属しており、通常、事業部長等によって管理される数百人からなる複数の事業部門のほか、地方を含め複数の事務所が存在している。このような組織において、組織の末端まで品質管理の水準の確保・向上を図るためには、最高経営責任者をはじめとした経営層が強いリーダーシップを発揮するとともに、品質管理部門及び監査の現場に近い各事業部等が、監査の品質の確保・向上に向けた施策の徹底を図る必要がある。大手監査法人においては、本部の品質管理部門等から、より監査の現場に近い各事業部等に品質管理に関する機能の一部を移す傾向がみられており、その結果、監査チームへの改善施策の浸透において、各事業部等が果たすべき役割は増大している。また、一部の大手監査法人において品質管理部門と事業部門を統合するなどの動きもみられ、こうした組織や人事の監査品質への効果・影響についても注視していく必要がある。

上記を踏まえ、本事務年度の検査においては、特に以下の点に着眼して検証する。

- ・ 監査の品質の確保・向上に向けた、トップを含む経営層及び品質管理部門の監査現場（事業部等）に対するけん制機能の発揮
- ・ 品質管理に関する施策の監査現場における浸透・定着
- ・ 品質管理部門による個別監査業務に対するモニタリングの実施状況
- ・ IPO 準備段階から監査人として関与していた場合を含め、被監査会社において不適切な会計処理があった場合における監査手続の不備やその原因に係る事後検証及びその後の改善対応の実施状況

### (3) 準大手監査法人に対する検査

#### ア 実施頻度

準大手監査法人については、相当数の上場被監査会社を有し、資本市場において一定の役割を担っている一方、大手監査法人と比べ業務管理態勢や品質管理態勢の整備が十分とはいえない状況がみられることから、原則として3年ごとに検査を実施する。ただし、被監査会社に会計上の重大な問題が判明、又は疑われる状況において、当該被監査会社の監査業務を行う監査法人の品質管理態勢を早急に確認する必要がある場合には、機動的に検査を行う。

#### イ 実施方法

準大手監査法人に対する検査においては、モニタリングの効率性・実効性の向上及び監査法人の負担軽減の観点から、引き続き、リモートでの検査を実施していくとともに、必要に応じて対面でのヒアリングも実施する。

#### ウ 重点検証項目

準大手監査法人については、各法人が品質管理態勢の整備を進めている状況が認められる一方、本部機能の強化が十分でない状況、法人トップの品質管理に係る意識が業容の拡大に追いついていない状況、あるいは、経営執行部以外の社員が品質管理システムの整備・運用に積極的に関与していない状況が認められる。また、問題の根本原因について、自己の業容の趨勢や業務管理態勢などを踏まえた分析が十分に行われていない状況も認められる。

上記を踏まえ、本事務年度の検査においては、特に以下の点に着眼して検証する。

- ・ トップを含む経営層の品質管理に対する認識
- ・ 品質管理部門と監査現場（事業部等）との連携の状況
- ・ 品質管理部門による個別監査業務に対するモニタリングの実施状況

### (4) 中小規模監査事務所に対する検査

#### ア 実施頻度

- ・ 中小規模監査事務所については、協会の品質管理レビュー結果のほか、監査事務所の業務管理態勢や上場被監査会社に係る監査上のリスクの程度等を踏まえ、監査事務所の品質管理態勢を早急に確認する必要性を検討する。
- ・ 上場会社監査の担い手としての役割が増大していることに鑑み、中小規模監査事務所に対する検査をより重視した運用を行う。

## イ 実施方法

中小規模監査事務所に対する検査においては、検査対象先の電子調書の導入状況等を踏まえ、可能な範囲で、リモート検査を実施していく。

## ウ 重点検証項目

中小規模監査事務所については、最高経営責任者の品質管理に対する認識や関与度合いが、品質管理を重視する組織風土の醸成や、法令等遵守・職業倫理の醸成に決定的な影響を与えている場合が少なくない。特に、近時の検査においては、職業倫理の遵守を重視する組織風土の醸成に向けてリーダーシップが発揮されていない状況が認められているほか、最高経営責任者及び品質管理担当責任者が、自らを含む全ての監査実施者における現行の監査の基準に対する理解不足を認識していない、あるいは、品質管理レビュー等での指摘事項に対して、同種の不備の発生を防止するための深度ある原因分析の水準を理解していないといった問題が認められている。さらに、一部の監査事務所には、監査上のリスクの高い上場会社に対する監査業務を適切に実施する態勢が十分でないものもみられる。

上記を踏まえ、本事務年度の検査においては、特に以下の点に着眼して検証する。

- ・ トップを含む経営層の品質管理に対する認識
- ・ 法令・職業倫理を遵守する組織風土の醸成に向けた取組
- ・ 品質管理に関する施策の監査現場への浸透状況
- ・ 地区事務所を含めた組織的な品質管理態勢の整備・運用状況
- ・ 品質管理レビューによる指摘等に対する改善措置の実施状況
- ・ 社員・職員の職業倫理、独立性や法令等遵守に対する認識

## (5) 外国監査法人等

外国監査法人等<sup>7</sup>に対する検査先の選定に当たっては、令和3事務年度実施の報告徴収の結果のほか、当該外国監査法人等の監査先である外国会社等に係る監査上のリスク等を考慮する。また、検査の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等を考慮するとともに、検査対象先の外国監査法人等が所属する法域の監査監督機関との間で、事前の協議・調整等を行う。

---

<sup>7</sup> 外国会社等が金融商品取引法の規定により提出する財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を外国において行う者として金融庁長官に届出をした者。

## 5 モニタリング情報の提供

監査の品質の確保・向上のためには、監査事務所や被監査会社の監査役等に検査結果が的確に示されることに加え、モニタリングの成果について広く一般に情報提供し、会計監査への関心や意識を高めていくことが重要である。そのような観点から、モニタリング情報の提供に当たっては、以下の点に留意する。

### ア 監査役等への検査結果の伝達

監査事務所に対し、指摘内容等が的確に伝達されるよう、また、被監査会社の監査役等に対して、当該監査事務所の品質管理の水準や業務管理態勢を含む指摘内容等が的確に伝わるよう、引き続き、検査結果の記載内容の充実に努める（なお、検査結果通知書に記載している総合評価に関し、令和3事務年度に着手する検査から、その評価文言等が一部変更されている。）。また、監査事務所が、被監査会社の監査役等に対し、適切に検査結果を伝達しているかについて、引き続き確認する。

### イ モニタリングレポート

審査会は、市場関係者等の会計監査に対する理解の深化を目的として、平成28年から、モニタリングの成果等をまとめたモニタリングレポートを公表してきている。当該レポートについては、利用者のニーズも踏まえながら、今後も情報の一層の充実や発信に努めるほか、英訳版の作成・公表を通じて、海外利用者に対する情報発信にも努める。

### ウ 検査結果事例集

審査会は、監査事務所における監査の品質の確保・向上を促す観点から、平成20年以降、検査で確認された事例等を取りまとめた、監査事務所検査結果事例集を公表してきており、今後も、監査事務所の改善取組の参考となるよう、最新の事例への入替え等による、記載内容の充実に取り組んでいく。また、引き続き、当該事例集を活用した講演・説明会を全国の協会地域会で実施するとともに、当該事例集の内容について、市場関係者に対する情報発信を積極的に行っていくほか、英訳版の作成・公表を通じて、海外利用者に対する情報発信にも努める。

以上

## 公認会計士・監査審査会の勧告一覧

勧告年月日	監査法人・公認会計士
平成18年6月30日	あずさ監査法人
平成18年6月30日	監査法人トーマツ
平成18年6月30日	新日本監査法人
平成18年6月30日	中央青山監査法人
平成18年11月29日	有恒監査法人
平成19年3月28日	麴町監査法人
平成19年7月5日	東陽監査法人
平成19年10月25日	なごみ監査法人
平成20年2月7日	KDA監査法人
平成20年3月5日	六本木監査法人
平成20年3月28日	福北監査法人
平成20年4月16日	監査法人夏目事務所
平成21年2月17日	監査法人ウイングパートナーズ
平成21年11月17日	プライム監査法人
平成22年7月13日	永昌監査法人
平成23年6月7日	堂島監査法人
平成24年2月1日	ロイヤル監査法人
平成24年11月22日	阪神公認会計士共同事務所
平成26年2月24日	東京中央監査法人
平成26年6月13日	清和監査法人
平成26年7月11日	九段監査法人
平成26年10月24日	才和有限責任監査法人
平成27年1月30日	監査法人セントラル
平成27年3月20日	有限責任クロスティア監査法人
平成27年6月19日	仁智監査法人
平成27年12月15日	新日本有限責任監査法人
平成28年1月12日	明誠有限責任監査法人
平成28年3月24日	KDA監査法人
平成28年11月9日	監査法人よつば総合事務所
平成29年6月8日	監査法人アリア
平成30年5月18日	監査法人アヴァンティア
令和元年7月5日	清流監査法人
令和元年12月6日	監査法人大手門会計事務所
令和3年2月26日	監査法人原会計事務所
令和4年1月21日	仁智監査法人
令和4年4月1日	UHY東京監査法人
令和4年6月3日	監査法人ハイビスカス
令和5年1月20日	ひびき監査法人
令和5年3月17日	赤坂有限責任監査法人

## UHY 東京監査法人に対する検査結果に基づく勧告について

令和 4 年 4 月 1 日  
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、公認会計士法第 49 条の 3 第 2 項の規定に基づき、UHY 東京監査法人（法人番号 9010405001708、以下「当監査法人」という。）を検査した結果、下記のとおり、当監査法人の運営が著しく不当なものと認められたので、本日、金融庁長官に対して、同法第 41 条の 2 の規定に基づき、当監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

### 記

当監査法人を検査した結果、以下のとおり、当監査法人の運営は、著しく不当なものと認められる。

#### 1. 業務管理態勢

当監査法人は、法人が果たすべき役割として、「質の高いサービスにこだわり、監査の社会的責任を遂行すること」を掲げている。また、法人代表者は、被監査会社において不正による重要な虚偽表示が生じることを絶対に許さないという意識の下、被監査会社の経営者との深度あるコミュニケーションを実施することが重要であると考えている。

しかしながら、法人代表者は、法人運営について、法人代表者と審査担当責任者の代表社員 2 名及び品質管理責任者で重要な審議事項等を検討すれば、他の社員との間で明示的に当該審議事項等の情報を共有する必要はないと考えており、各社員が協働して監査品質の維持・向上を図るという組織風土の醸成に努めておらず、組織的監査が実施できる態勢を構築していない。

また、法人代表者は、業容が急速に拡大する中、業務執行社員における十分な監査業務時間の確保が困難になっている状況や、監査補助者全体のスキルの底上げが必要となっている状況において、監査事務所に求められる品質管理の水準を十分に理解していないほか、品質管理態勢を迅速に改善する必要性を認識していない。その結果、品質管理責任者に対して、十分かつ適切な監査業務を実施するための環境整備を具体的に指示していない。

こうしたことから、下記 2. に記載するとおり、品質管理レビュー等での指摘事項に係る改善状況が不十分で同種の不備が繰り返されていること、監査業務に係る審査が適切に実施されていないことなど、品質管理態勢において、重要な不備を含めて広範かつ多数の不備が認められている。

また、下記 3. に記載するとおり、今回の審査会検査で検証対象とした全ての個別監査業務において、業務執行社員及び監査補助者に監査の基準に対する理解が不足している状況及び職業的懐疑心が不足している状況が確認され、それらに起因する重要な不備を含めて広範かつ多数の不備が認められている。

#### 2. 品質管理態勢

（品質管理レビュー等での指摘事項の改善状況）

当監査法人は、品質管理レビュー等での指摘事項に対し、根本原因分析を行い、これを踏まえた改善措置の策定を行ったとしている。

しかしながら、今回の審査会検査では、個別監査業務において、当該品質管理レビュー等で指摘された企業及び企業環境の理解、会計上の見積りの監査等に係る事項と同種の不

備が複数検出されるなど、当監査法人における当該品質管理レビュー等での指摘事項に対する改善は、不十分なものとなっている。

#### (監査業務に係る審査)

当監査法人は、「審査委員会規程」において、当監査法人の審査業務は、審査対象業務についての十分な知識と経験を有し、かつ、当該対象業務に直接関与しない社員によって実施することを定めている。

しかしながら、審査の担当者は、監査チームが実施した、企業及び企業環境の理解、会計上の見積りに係る監査、継続企業の前提の検討に係る監査手続に関し、監査チームとの討議や関連する監査調書の査閲を十分に実施することなく、監査チームによる重要な判断及びその結論に問題がないものとして審査を完了させている。

このため、審査の担当者は、今回の審査会検査が検証対象とした個別監査業務において認められた重要な不備を含む多数の不備を指摘できていない。

このほか、「内部規程の整備及び運用」、「法令等遵守態勢」、「職業倫理」、「監査補助者に対する指示・監督及び監査調書の査閲」、「品質管理のシステムの監視」などに不備が認められる。

このように、当監査法人の品質管理態勢については、品質管理レビュー等での指摘事項の改善状況、及び監査業務に係る審査において重要な不備が認められるほか、広範かつ多数の不備が認められており、著しく不適切かつ不十分である。

### 3. 個別監査業務

業務執行社員及び監査補助者は、被監査会社及び被監査会社を取り巻く環境に関する変化が生じているにもかかわらず、リスク評価やリスク対応手続を每期見直すという意識が不足している。

また、業務執行社員及び監査補助者は、不正リスクの評価・対応、会計上の見積りの監査、継続企業の前提の検討等について、現行の監査の基準が求める手続の水準を理解していないほか、職業的懐疑心が不足している。

くわえて、業務執行社員は、法人全体の監査業務を少人数で分担しており、各々が担当する個別監査業務に割ける時間が限定的であることから、監査補助者が実施した監査手続が適切かどうかを十分に検討できていないなど、監査補助者の実施する監査手続に対する十分かつ適切な指示・監督及び監査調書の深度ある査閲を行う意識が不足している。

これらのことから、重要な構成単位の企業環境の理解が不十分、固定資産の減損、関係会社株式の評価及び関係会社貸付金の評価に係る会計上の見積りに関する監査手続が不適切かつ不十分、継続企業の前提の検討が不十分といった重要な不備が認められる。

上記のほか、重要性の基準値の検討、収益認識における不正リスクへの対応の検討、仕訳テストの検討、債権の評価に係る会計上の見積りに関する検討、企業作成情報の信頼性の検討、注記の検討、内部統制の評価範囲の検討、グループ監査における監査証拠の十分性及び適切性の検討、関連当事者取引の検討、初年度監査における期首残高の検討及び監査上の主要な検討事項の監査報告書への記載の検討が不十分、さらに、売上高等に係る実証手続、内部統制の運用評価手続、内部統制の不備の評価、情報システムに係る全般統制の評価及び未修正の虚偽表示の評価が不十分など、広範かつ多数の不備が認められる。

このように、検証した個別監査業務において、重要な不備を含めて広範かつ多数の不備が認められており、当監査法人の個別監査業務の実施は著しく不適切かつ不十分なものとなっている。



お問い合わせ先

公認会計士・監査審査会事務局

審査検査課

(代表) 03-3506-6000 (内線 2485)

## 監査法人ハイビスカスに対する検査結果に基づく勧告について

令和 4 年 6 月 3 日  
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、公認会計士法第 49 条の 3 第 2 項の規定に基づき、監査法人ハイビスカス（法人番号 3430005004396、以下「当監査法人」という。）を検査した結果、下記のとおり、当監査法人の運営が著しく不当なものと認められたので、本日、金融庁長官に対して、同法第 41 条の 2 の規定に基づき、当監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

### 記

当監査法人を検査した結果、以下のとおり、当監査法人の運営は、著しく不当なものと認められる。

#### 1. 業務管理態勢

当監査法人は、高品質の監査等を実現することにより、クライアントや社会から信頼される存在となることを目指している。また、監査品質の維持・向上を図る目的で、札幌事務所及び東京事務所の双方の社員・職員が出席する会議を定期的に開催し、監査基準の改訂等に対する監査実務上の対応等を議論するなどの施策を実施してきている。

しかしながら、統括代表社員は、適切な業務管理や監査品質の維持・向上に資する品質管理に係る最高経営責任者としての責任を負っているにもかかわらず、職業的専門家としての誠実性・信用保持の重要性に対する認識が不足しており、職業倫理の遵守を重視する組織風土の醸成に向けて、リーダーシップを発揮していない。このため、当監査法人の社員・職員においては、不適切な検査対応に関与するなど、業務の遂行に際し、法令、倫理規則、内部規程等を遵守する意識が共有されていない。

また、統括代表社員及び品質管理担当責任者においては、業務運営に係る重要な事項について、特定の社員のみで議論すれば足りるものと考えており、内部規程等を適切に整備し、当該規程等に従って、品質管理のシステムを運用する意識が欠けている。このため、統括代表社員及び品質管理担当責任者においては、適切な監査品質を確保するための実効的かつ組織的な業務管理態勢・品質管理態勢が構築できていない。

さらに、当監査法人の各社員は、当監査法人所属の社員・職員は豊富な実務経験に基づく十分な能力を有しており、これらの者が実施する監査業務の品質には特段の問題がないものと思込んでいる。このため、当監査法人の各社員は、業務執行社員を含む監査実施者において、現行の品質管理の基準や監査の基準が求める水準の理解が不足する者が存在することを認識できていないほか、他の社員・職員が実施する監査業務について、審査や定期的な検証等を通じて、監査品質の維持・向上を図る意識が不足している。

こうしたことから、下記 2 に記載するとおり、今回の審査会検査における不適切な対応、監査調書の差替え等の防止措置の未実施、監査業務に係る不適切な審査など、品質管理態勢において、重要な不備を含めて広範かつ多数の不備が認められている。

また、下記 3 に記載するとおり、今回の審査会検査で検証対象とした全ての個別監査業務において、業務執行社員及び監査補助者に監査の基準に対する理解が不足している状況及び職業的懐疑心が不足している状況が確認され、それらに起因する重要な不備を含めて広範かつ多数の不備が認められている。

## 2. 品質管理態勢

### (不適切な検査対応)

当監査法人は、検査実施通知日以降、検査官に品質管理関連資料及び検証対象個別監査業務に係る監査ファイル（以下「検査対象資料」という。）を提出する日までの間、一部の社員及び職員が、事後的に検査対象資料を作成し、あるいは、事後的に作成した監査調書を監査ファイルに差し込むなどした上で、その旨を秘して検査官に当該検査対象資料を提出した。

### (監査調書の管理及び監査ファイルの最終的な整理)

統括代表社員及び品質管理担当責任者は、監査ファイルの最終的な整理後における監査調書の差替えなど、当監査法人の方針及び手続に従わない監査調書の変更を防止するための具体的な措置を講じていない。

また、業務執行社員は、監査ファイルの最終的な整理に際し、当該ファイルにとじ込まれるべき監査調書が過不足なくとじ込まれているかなど、情報の完全性の観点からの確認を実施していない。

### (監査業務に係る審査)

審査担当社員は、監査チームが実施した、企業及び企業環境の理解や会計上の見積りに係る監査手続等に関し、実施した監査手続の概要等を把握するのみで、監査調書に基づき、現行の監査の基準が求める手続が実施されているかの検討を行うことなく、監査チームによる重要な判断及びその結論には問題がないとして審査を完了させている。

このため、審査担当社員は、今回の審査会検査で検証対象とした個別監査業務において検出された、重要な不備を含む複数の不備を、審査において指摘できていない。

このほか、内部規程の整備及び運用、法令等遵守態勢、情報管理態勢、品質管理レビューでの指摘事項の改善状況、監査契約の新規の締結、監査補助者に対する指示・監督及び監査調書の査閲、品質管理のシステムの監視に不備が認められる。

このように、当監査法人の品質管理態勢については、不適切な検査対応、監査調書の管理及び監査ファイルの最終的な整理、監査業務に係る審査において重要な不備が認められるほか、広範かつ多数の不備が認められており、著しく不適切かつ不十分である。

## 3. 個別監査業務

業務執行社員及び監査補助者は、監査の基準や、現行の監査の基準が求める手続の水準の理解が不足している。特に、収益認識に関する不正リスクの評価及び対応に係る手続についての理解が不足している。

また、業務執行社員及び監査補助者は、経営者の主張を批判的に検討していないなど、職業的懐疑心が不足している。

さらに、業務執行社員及び監査補助者は、監査手続の効率性を意識するあまり、リスク評価及びリスク対応に係る手続について、慎重に検討する意識が希薄となっていた。

くわえて、業務執行社員は、監査補助者を過度に信頼していたことから、監査補助者が適切に業務を実施していると思い込み、監査補助者に対する適切な指示・監督及び監査調書の深度ある査閲を実施しなかった。

これらのことから、収益認識に係る不正リスクの検討が不適切かつ不十分、重要な虚偽表示リスクの評価及び内部統制の不備の評価が不適切、重要な貸付取引の事業上の合理性の評価、債務保証損失引当金の検討及び重要な構成単位の識別に関する監査手続が不十分といった重要な不備が認められる。

上記のほか、不正リスクの評価が不適切並びに仕訳テストの検討、繰延税金資産の回収可能性の検討、事業構造改善引当金の検討、将来計画の見積りの検討、取得原価の再配分の検討、資産除去債務の検討、セグメント情報に関する注記の検討、内部監査人の利用に係る検討、内部統制監査の評価範囲の検討及び監査上の主要な検討事項の記載に係る検討が不十分、さらに、売上高の分析の実証手続、売上原価の実証手続、売掛金の実証手続、棚卸資産の実証手続、特定項目抽出による試査による実証手続、監査サンプリング及びグループ監査に係る監査手続が不十分、くわえて、子会社株式の評価、のれんの評価、構成単位の固定資産の減損、決算・財務報告プロセスの検証、取締役会等の議事録の閲覧、監査役等とのコミュニケーション、個人情報の取扱い及び独立性の確認が不十分であるなど、広範かつ多数の不備が認められる。

このように、検証した個別監査業務において、重要な不備を含めて広範かつ多数の不備が認められており、当監査法人の個別監査業務の実施は著しく不適切かつ不十分なものとなっている。

お問合せ先  
公認会計士・監査審査会事務局  
審査検査課  
(代表) 03-3506-6000 (内線 2485)

## ひびき監査法人に対する検査結果に基づく勧告について

令和 5 年 1 月 20 日  
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、公認会計士法第 49 条の 3 第 2 項の規定に基づき、ひびき監査法人（法人番号 7120005004127、以下「当監査法人」という。）を検査した結果、下記のとおり、当監査法人の運営が著しく不当なものと認められたので、本日、金融庁長官に対して、同法第 41 条の 2 の規定に基づき、当監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

### 記

当監査法人を検査した結果、以下のとおり、当監査法人の運営は、著しく不当なものと認められる。

#### 1. 業務管理態勢

当監査法人は、経営理念として、「信頼される監査法人」、「人を大切にする監査法人」及び「変化に対応する監査法人」を掲げており、投資家や被監査会社からの信頼を得るために、自由闊達な議論ができる組織風土を醸成し、監査を取り巻く環境の変化にキャッチアップする必要性を認識しているとしている。また、理事長及び品質管理部長は、社員会等において、品質管理の重要性について繰り返し強調するほか、研修等を通じて、監査品質を改善するための施策の浸透を図っているとしている。

しかしながら、理事長は、職業倫理の遵守を重視する組織風土を醸成できておらず、当監査法人の社員及び職員は、職業的専門家としての誠実性・信用保持の重要性に対する認識が著しく不足している。このため、今回の審査会検査で検証対象とした全ての個別監査業務について、不適切な検査対応が行われるなど、当監査法人の社員及び職員においては、法令、倫理規則、内部規程等を遵守して業務を遂行する意識が欠如している。

また、理事長及び品質管理部長は、大手監査法人での勤務経験がある公認会計士の採用や、当監査法人が受講を求めている研修等を通じて、現行の監査の基準や監査の基準が求める手続の水準に対する理解が法人内部で十分に浸透しているものと思込んでいる。このため、品質管理部長は、各種監査調書様式や「自主点検チェックリスト」等の監査品質を改善するためのツールを提供しさえすれば、社員及び職員が当該ツールを適切に利用するものと思込み、当該ツールの利用状況を直接確認するまでの必要性はないものと考えている。

さらに、当監査法人の社員においては、被監査会社の監査リスクはいずれも相対的に高くはないとの認識の下、被監査会社の監査リスクに対応した十分かつ適切な監査証拠を入手したかについて慎重に見極める意識が不足しており、また、職業的懐疑心を発揮して、経営者の主張を批判的に検討する意識が不足している。このため、当監査法人の社員においては、監査調書の査閲や監査業務に係る審査等に際し、監査補助者や監査チームが実施した業務内容を批判的に検討することにより監査品質の維持・向上を図るといった姿勢が不足している。

こうしたことから、下記 2 に記載するとおり、品質管理態勢において、特に、検査対応、監査調書の管理に関し、重要な不備が認められるほか、これ以外にも相当数の不備が認められている。

また、下記 3 に記載するとおり、今回の審査会検査で検証対象とした全ての個別監査業

務において、業務執行社員及び監査補助者に監査の基準に対する理解が不足している状況及び職業的懐疑心が不足している状況が確認され、それらに起因する重要な不備を含む広範かつ多数の不備が認められている。

## 2. 品質管理態勢

(不適切な検査対応)

当監査法人は、検査実施通知日以降、今回の審査会検査で検証対象とした全ての個別監査業務について、当該監査業務に係る業務執行社員又は監査補助者が事後的に作成した監査調書を監査ファイルに差し込むなどした上で、その旨を秘したまま、検査官に当該監査ファイルを提出した。

(監査調書の管理)

当監査法人は、監査ファイルの最終的な整理後における監査調書の差替えなど、当監査法人の方針及び手続に従わない監査調書の変更を防止するための実効性のある措置を講じていない。

このほか、情報管理態勢、品質管理レビューでの指摘事項の改善状況、監査補助者に対する指示・監督及び監査調書の査閲、監査業務に係る審査に不備が認められる。

このように、当監査法人の品質管理態勢については、検証した範囲において、特に、検査対応、監査調書の管理に関し、重要な不備が認められるほか、これ以外にも相当数の不備が認められており、著しく不適切かつ不十分である。

## 3. 個別監査業務

業務執行社員及び監査補助者は、監査の基準や、現行の監査の基準が求める手続の水準の理解が不足している。特に、不正による重要な虚偽表示リスクや会計上の見積りの監査に係る手続についての理解が不足している。

また、業務執行社員及び監査補助者は、被監査会社の会計方針及び会計上の見積りに関する経営者の主張並びに財務諸表の表示について批判的に検討していないなど、職業的懐疑心が不足している。

さらに、業務執行社員は、長く監査業務に従事している監査補助者に過度な信頼を置いていたことから、監査補助者に対する適切な指示・監督及び監査調書の深度ある査閲を実施していない。

これらのことから、非支配持分の検証が不適切、構成単位の固定資産の減損、企業結合取引における無形資産の評価と開示及び収益認識に関する誤謬リスク対応に係る監査手続が不十分といった重要な不備が認められる。

上記のほか、収益認識に関する会計方針及び工事損失引当金の計上方針に係る検討が不十分、さらに、収益認識に関する不正リスクの識別と評価、収益認識に関する不正リスク対応、仕訳テスト、企業結合取引における取得原価の配分、のれんの減損テスト、棚卸資産の評価、退職給付債務、株式報酬に係る負債、売上原価、買掛金の残高確認、分析的実証手続、注記及び内部統制の運用評価に係る監査手続が不十分、くわえて、グループ監査に関する監査役等とのコミュニケーション、個人情報取扱い、虚偽表示の評価、専門的な見解の問合せの取扱い及び監査概要書の記載内容が不十分といった広範かつ多数の不備が認められる。

このように、検証した個別監査業務において、重要な不備を含む広範かつ多数の不備が

認められており、当監査法人の個別監査業務の実施は著しく不適切かつ不十分なものとなっている。

お問合せ先  
公認会計士・監査審査会事務局  
審査検査課  
(代表) 03-3506-6000 (内線 2485)

## 赤坂有限責任監査法人に対する検査結果に基づく勧告について

令和 5 年 3 月 17 日  
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、公認会計士法第 49 条の 3 第 2 項の規定に基づき、赤坂有限責任監査法人（法人番号 2010405007439、以下「当監査法人」という。）を検査した結果、下記のとおり、当監査法人の運営が著しく不当なものと認められたので、本日、金融庁長官に対して、同法第 41 条の 2 の規定に基づき、当監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

### 記

当監査法人を検査した結果、以下のとおり、当監査法人の運営は、著しく不当なものと認められる。

#### 1. 業務管理態勢

当監査法人は、アドバイザリー業務を行う関係会社及び税務業務を行う関係法人（以下、併せて「関係会社等」という。）と共にグループを構成し、当該グループを一体的に運営することで、当監査法人の社員及び職員が、監査・税務・アドバイザリー業務をバランスよく実施して、働き甲斐のある人間らしい仕事をを行い、社会の持続可能な経済成長に役立っていくことを目指すとしている。

しかしながら、法人代表兼品質管理担当責任者を含む各社員は、法人運営に関する重要事項に関し、社員間での十分な審議・検討を経ない業務運営を行うなど、社員間の相互牽制・相互監視機能を重視する意識が欠如している。このため、法人代表兼品質管理担当責任者を含む各社員は、内部規程等の整備・運用を含め、適正な監査品質の確保に向けた実効的かつ組織的な業務管理態勢を構築できていない。

また、法人代表兼品質管理担当責任者を含む各社員は、他の社員が実施した個別監査業務の品質を批判的に検討する姿勢に欠けるなど、法人全体における監査品質を改善・向上する意識が不足している。このため、法人代表兼品質管理担当責任者を含む各社員は、監査調書の査閲、監査業務に係る審査、定期的な検証、品質管理レビューでの指摘事項に対する改善施策等の実施に際し、法人全体の監査品質の改善・向上に向けた社員としての職責・役割を十分に果たしていない。

さらに、法人代表兼品質管理担当責任者を含む各社員は、関係会社等を通じて非監査業務を広範に展開する中で、個別監査業務の実施に際し、監査品質を重視する意識が希薄なものとなっている。このため、法人代表兼品質管理担当責任者を含む各社員は、主体的に監査業務に関与する姿勢が不足しているほか、自らを含む監査実施者において、監査の基準や現行の監査の基準が求める手続の水準に対する理解が不足していることを認識できていない。

こうしたことから、下記 2 に記載するとおり、関係会社等との取引、品質管理レビューでの指摘事項の改善状況、監査業務に係る審査など、品質管理態勢において、重要な不備を含む広範かつ多数の不備が認められている。

また、下記 3 に記載するとおり、今回の審査会検査で検証対象とした全ての個別監査業務において、業務執行社員及び監査補助者に監査の基準に対する理解が不足している状況及び職業的懐疑心が不足している状況が確認され、それらに起因する重要な不備を含む広範かつ多数の不備が認められている。



## 2. 品質管理態勢

### (関係会社等との取引)

当監査法人は、関係会社等からの業務委託に係る取引価額が、委託された業務量や、従前受領してきた委託業務報酬の額等に照らして適切な金額であるかについて検討していないほか、関係会社等との重要な取引の実施について社員会で決議していないなど、適切な業務管理態勢を構築していない。

また、当監査法人は、アドバイザー業務を行う関係会社からの業務委託に係る対価について、収益として計上することなく、人件費から控除する会計処理を行っており、費用の項目と収益の項目との直接の相殺を禁じ、総額表示を原則とする、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に則した会計処理を行っていない。

### (品質管理レビューでの指摘事項の改善状況)

当監査法人は、日本公認会計士協会が実施した令和3年度品質管理レビューにおいて、品質管理態勢及び個別監査業務に関する複数の不備を指摘されている。当監査法人は、当該品質管理レビューでの指摘事項に対し、根本原因分析を行い、これを踏まえた改善措置を講じたとしている。

しかしながら、当監査法人においては、当該指摘事項についての再発防止に向けた改善措置が実効性のあるものとして講じられていない。そのため、今回の審査会検査においても、当該指摘事項と同様の不備が複数検出されている。

### (監査業務に係る審査)

審査担当社員は、監査チームが行った、不正による重要な虚偽表示リスクや特別な検討を必要とするリスクに関する重要な判断、独立性に関する評価等について、業務執行社員等との討議や関連する監査調書の検討を十分に実施することなく、監査チームによる重要な判断とその結論には問題がないものとして、審査を完了させている。そのため、今回の審査会検査で検証対象とした個別監査業務において検出された重要な不備を含む複数の不備を審査で指摘できていない。

このほか、内部規程の整備及び運用、法令等遵守態勢、情報管理態勢、職業倫理及び独立性、監査契約の新規の締結及び更新、監査実施者の教育・訓練、社員及び職員の評価・報酬、監査調書の査閲及び整理、品質管理のシステムの監視に不備が認められる。

このように、当監査法人の品質管理態勢については、関係会社等との取引、品質管理レビューでの指摘事項の改善状況、監査業務に係る審査において重要な不備が認められるほか、広範かつ多数の不備が認められており、著しく不適切かつ不十分である。

## 3. 個別監査業務

業務執行社員及び監査補助者は、監査の基準の要求事項に対して形式的にでも検討していれば、監査の基準等が要求する監査品質を満たすことができるものと考えており、監査の基準や現行の監査の基準が求める手続の水準に関する各人の理解が不足していることを自覚できていない。

また、業務執行社員及び監査補助者は、被監査会社の特性に応じたリスク評価を適切に実施していないほか、被監査会社の主張を批判的に検討していないなど、監査の実施に当たり、職業的専門家としての懐疑心を十分に発揮していない。

さらに、業務執行社員は、監査業務を担当できる社員の数が少数にとどまっている状況の下、非監査業務にも多くの時間を割く中で、担当する監査業務に十分な時間を確保し得ないため、担当する監査業務の実施に当たり、監査補助者からの説明と自らの理解とが合致しているかを確認するにとどまるなど、担当する監査業務への主体的な関与が不足して

いる。

これらのことから、不正リスクの識別、収益認識に関する不正リスク対応、出資金及び債権の評価、固定資産の減損及び関連当事者との取引に係る監査手続が不十分、未訂正事項の検討が不適切といった重要な不備が認められる。

上記のほか、重要な虚偽表示リスクの識別、仕訳テスト、固定資産の減損、繰延税金資産の回収可能性、棚卸資産の評価、未払有給休暇の検討、企業が作成した情報の利用、経営者が利用した専門家の検討、類似取引の検証、過年度に入手した情報の利用、助成金返還損失引当金の検討、IT全般統制の評価、個人情報への取扱い、注記の検討、独立性の確認、内部統制報告書及び監査役等とのコミュニケーションに係る監査手続が不十分、さらに、特別利益に係る実証手続、前払費用に係る実証手続、四半期レビューの計画審査、経営者確認書及び監査報告書のその他の事項区分の検討が不適切といった広範かつ多数の不備が認められる。

このように、検証した個別監査業務において、重要な不備を含む広範かつ多数の不備が認められており、当監査法人の個別監査業務の実施は著しく不適切かつ不十分なものとなっている。

お問合せ先  
公認会計士・監査審査会事務局  
審査検査課  
(代表) 03-3506-6000 (内線 2485)

平成 21 年 9 月 14 日  
金 融 庁  
公認会計士・監査審査会

## 外国監査法人等に対する検査監督の考え方

### I 検査監督の基本的考え方について

金融庁及び公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、①外国監査法人等<sup>(注1)</sup>の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり<sup>(注2)</sup>、②情報交換等に係る取極め等により、必要な情報が得られ、かつ、③相互主義が担保される場合には、当該外国監査法人等の所属する国の当局（以下「当該国当局」という。）が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該国の外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は行わないものとする。当該情報交換等に係る取極め等においては、当該国当局の職員が職業上の守秘義務に服すること、目的外使用が禁止されること等を要件とする。

金融庁・審査会は、これらの条件のいずれかが満たされず、相互依拠によることができない場合には、報告徴収及び検査を実施する。また、これら相互依拠の条件がすべて満たされている場合でも、当該国当局より継続的に情報を入手できない、又は特定の行政処分の判断に係る情報といった必要な情報の提供が確保されない等、上記取極め等が十分に履行されない場合には、当該情報に限り外国監査法人等から直接情報の徴収を行うものとする。

（注1）公認会計士法（以下「法」という。）第34条の35第1項の規定による届出をした者

（注2）同等性については、プリンシプルベースの評価基準を策定・公表した上で、各国の監査制度や監査人監督体制等を総合的に勘案して評価を行う。

### II 検査監督の実施について

金融庁・審査会は、以下を基本として、報告徴収及び検査監督を実施するものとする。なお、実施に際しては、法制度等国毎の事情を勘案しつつ、適切に対応する。

#### 1. 報告徴収

審査会は、外国監査法人等から、届出書等<sup>(注3)</sup>として提出された情報に加え、原則として、3年に1度、当該国当局に通知した上で、以下の情報の提出を報告徴収により求める。

- ① 全ての外国監査法人等：監査法人等の状況、業務等の状況及び行政機関等<sup>(注4)</sup>による検査・レビュー結果の情報
- ② 我が国の金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社の監査証明業務に相当すると認められる業務を行う外国監査法人等：①の情報に加え、

監査等に関する事項の概要及び品質管理のシステムに関連する規程を含む業務管理体制に関する情報

合理的な理由なく報告徴収に応じない場合には、原則として、当該国当局に通知した上で、金融庁が業務改善指示を発出することとする。ただし、業務改善指示の発出に代えて、改善措置を当該国当局に要請することも可能とする。

なお、審査会は、必要かつ適当と認められる場合には、外国監査法人等から、上記情報の任意の提出を求めることとする。

(注3) 法第34条の36第1項及び第2項に規定する届出書（同法第34条の37第1項の規定による変更届出書を含む）及び添付書類

(注4) 外国監査法人等に関する内閣府令第5条第1項に規定する行政機関等

## 2. 検査対象先の選定等

審査会は、1.において徴収した情報及びその他の情報の分析を行い、外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務が適切に行われているか、外国監査法人等における業務管理体制が有効に機能しているか等について、検査により確認することが必要と認められる場合には、当該外国監査法人等を検査対象先として選定する。

なお、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められる場合、例えば、外国監査法人等による虚偽又は不当の証明に関する情報がある場合には、1.の手続きを経ずに、外国監査法人等に対する検査を実施することができる。この場合、当該外国監査法人等に対して検査実施を通知する前に、原則として、当該国当局に検査を行う旨を通知する。

## 3. 検査の実施

審査会は、外国監査法人等に対して検査実施を通知する前に、原則として、当該国当局に検査を行う旨を通知する。同時に、当該国当局との間で、審査会が行う検査と当該国当局が行う検査を同時に実施するよう、調整を図る。

審査会は、検査における検証対象に関して、個別監査業務については、我が国の金融商品取引法の規定により提出される財務書類<sup>(注5)</sup>に係るものに限定する。業務管理体制についても、検査の効率化と外国監査法人等の負担軽減に努める。

(注5) 公認会計士法施行令第30条に規定する有価証券の発行者が、金融商品取引法の規定により提出する財務書類(法第34条の35第1項)

## 4. 検査結果の通知、フォローアップ

審査会は、日本語を原本として検査結果を通知し、英語による翻訳文を参考として添付する。

さらに、金融庁は、検査結果の指摘事項に関する改善計画の報告徴収を行うことを基本とする。ただし、検査協力等の場合で、当該国当局が当該外国監査法人等に対して報告徴収を行うことが、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、報告徴収を当該国当局に要請することも可能とする。

また、これに基づき改善の進捗状況の確認及び必要かつ適切な場合における指示（以下「フォローアップ」という。）を行うことを基本とする。当該国当局による当該外国監査法人等に対するフォローアップが、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、当該国当局によるフォローアップを要請することとする。

なお、次回検査を行った場合には、当該検査において審査会が改善状況を検証する。

## 5. 行政処分

審査会の勧告等に基づき、外国監査法人等の監査証明業務に相当すると認められる業務の運営が著しく不当と認められる場合には、金融庁は、原則当該国当局に通知した上で、業務改善指示を発出することを基本とする。また、合理的な理由なく改善計画の報告徴収に応じない場合又は改善計画が実施されていないことが検査等で判明した場合には、原則当該国当局に通知した上で、金融庁が業務改善指示を発出することを基本とする。

以上の場合において、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、業務改善指示の発出に代えて、改善措置を当該国当局に要請することも可能とする。

外国監査法人等が、上記指示に従わないときは、金融庁は、その旨及びその指示の内容を公表することができる。その後、金融庁が指示に係る事項について是正が図られた旨の公表を行うまでの間、当該外国監査法人等が行う監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合であっても、当該証明は金融商品取引法上有効とはみなされない。

(以上)

**公認会計士・監査審査会の実施する  
外国監査法人等に対する報告徴収・検査に  
関する基本指針**

**令和4年4月**

**公認会計士・監査審査会**

## I 報告徴収及び検査の相互依拠

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、①外国監査法人等<sup>(注)</sup>の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり、②情報交換等に係る取極め等により、必要な情報が得られ、かつ、③相互主義が担保される場合には、当該外国監査法人等の所属する国の当局（以下「当該国当局」という。）が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該国の外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は行わないものとする。当該情報交換等に係る取極め等においては、当該国当局の職員が職業上の守秘義務に服すること、目的外使用が禁止されること等を要件とする。

審査会は、これらの条件のいずれかが満たされず、相互依拠によることができない場合には、報告徴収及び検査を実施する。また、これら相互依拠の条件がすべて満たされている場合でも、当該国当局より継続的に情報を入手できない場合又は審査会が必要と認めた特定の情報の提供が確保されない場合等上記取極め等が十分に履行されない場合には、当該情報に限り外国監査法人等から直接情報の徴収を行うものとする。

(注) 外国監査法人等とは、公認会計士法（以下「法」という。）第34条の35第1項の規定による届出をした者をいう。

## II 報告徴収及び検査の目的等

本基本指針においては、報告徴収及び検査の実施に際して、その基本となる実施手続等を示すものとする。

### 1. 目的

審査会が外国監査法人等に対して実施する報告徴収及び検査は、公益的立場に立ち外国会社等財務書類（法第34条の35第1項に規定する外国会社等財務書類をいう。以下同じ。）に係る監査の質の確保・向上を図る観点から、外国監査法人等における法第2条第1項の業務（以下「監査証明業務」という。）に相当すると認められる業務が適切に行われているかどうかについて、確認・検証することを目的とする。

### 2. 根拠

審査会が実施する報告徴収及び検査の対象先及び法令上の根拠は以下のとおりである。

(1) 報告徴収（法第 49 条の 3 の 2 第 1 項）

外国監査法人等

(2) 検査（法第 49 条の 3 の 2 第 2 項）

外国監査法人等及び外国監査法人等が行う監査証明業務に相当すると認められる業務に係りのある場所

3. 外国当局との協力関係

外国監査法人等に対する報告徴収及び検査の円滑な実施を確保するため、当該国当局に事前に通知するなど、当該国当局との間において協力関係の充実に努めるものとする。

### III 報告徴収

1. 報告徴収の概要

(1) 定期的な報告徴収

審査会は、外国監査法人等から、原則として、3年に1度、当該国当局に通知した上で、以下の事項を記載した書面（以下「書面」という。）の提出を報告徴収により求めるものとする。

① 全ての外国監査法人等：「VIII 報告徴収事項一覧 A.」に定める監査法人等の状況、業務等の状況及び行政機関等<sup>(注)</sup>による検査・レビュー結果に関する事項

② 我が国の金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社の監査証明業務に相当すると認められる業務を行う外国監査法人等：①の事項に加え「VIII 報告徴収事項一覧 B.」に定める監査等に関する事項の概要及び品質管理のシステムに関連する規程を含む業務管理体制に関する事項

(注) 外国監査法人等に関する内閣府令第5条第1項に規定する行政機関等

(2) その他の報告徴収

上記の定期的な報告徴収のほかに、審査会は、必要かつ適当と認められる場合には、原則として、当該国当局に通知した上で、外国監査法人等から、審査会として必要な情報の提出を報告徴収により求めるものとする。

2. 外国監査法人等への連絡方法

報告徴収に当たっては、当該外国監査法人等に対し、上記1. に定める事項の提出を求める旨の文書を送付するものとする。当該文書は日本語を原本とし、英語に



よる翻訳文を参考として添付するものとする。

### 3. 使用する言語

外国監査法人等が提出する書面は、日本語により作成することを原則とするが、英語によって作成することも可能とする。

なお、上記1. に定める事項のうち既存の資料があるものについては、審査会が認める場合には、当該事項につき書面の提出に代えて、当該資料を提出することも可能とする。ただし、提出後に審査会が必要と認める場合については、審査会が指定した部分につき、日本語又は英語による翻訳文を提出するものとする。

### 4. 理由書の提出

外国監査法人等は、主たる事務所の所在する国の法令等により審査会から報告を求められた事項について書面を提出できない場合にあっては、当該書面の提出に代えて、次に掲げる事項を記載した理由書を提出するものとする。

- ① 提出を求められている事項が外国監査法人等の主たる事務所の所在する国の法令等により記載できない旨及びその根拠となる法令等の内容
- ② ①に記載された事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見
- ③ 提出を求められている事項の記載について当該法令等により第三者の許可、同意又は承認（以下「許可等」という。）を要する場合において、当該許可等が得られなかったことにより当該事項が記載できない場合にあっては、外国監査法人等が当該許可等を得るために講じた措置及び当該措置を講じてもなお当該許可等を得られなかった理由

なお、本理由書の提出なく報告徴収に応じない場合には、審査会はその旨を金融庁に通知するものとする。

### 5. 提出方法

書面の提出は、審査会あて送付するものとする。

## IV 検査

### 1. 検査事項及び検査方法

#### (1) 検査事項

審査会の検査における検査事項は以下のとおりとする。

① 外国監査法人等

外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務に関する事項

② 外国監査法人等が行う監査証明業務に相当すると認められる業務に係のある場所

外国監査法人等が行う監査証明業務に相当すると認められる業務に関する事項

(2) 検査方法

審査会の検査は、以下の方法により行う。

① 検査対象先の帳簿書類その他の物件を検査する。

② 外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務が主に以下の法令諸基準等に準拠して実施されているかについて確認・検証する。

イ. 法及び外国監査法人等に関する内閣府令並びに外国監査法人等が行う監査証明業務に相当すると認められる業務に関連する法令

ロ. 外国監査法人等が監査証明業務に相当すると認められる業務を行うに当たり準拠した監査の基準（国際監査基準（I S A）、国際品質管理基準第1号（I S Q C 1）等）

ハ. 外国会社等（外国監査法人等に関する内閣府令第4条第1項第3号に規定する外国会社等をいう。以下同じ。）が財務書類の作成に当たり準拠した企業会計の基準（国際財務報告基準（I F R S）等）

(3) 一般的留意事項

検査に当たっては、検査対象先に関する情報の収集に努めるとともに、検査対象先との意思疎通を十分に図り、効率的かつ効果的な検査の実施に努めるものとする。

なお、審査会の立入検査の権限は、法第49条の3の2第3項において準用する第49条の3第4項に規定されているとおり、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

2. 検査対象先の選定

審査会は、Ⅲにおいて徴収した情報及びその他の情報を分析した結果、外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務が適切に行われているか、外国監査法人等における業務管理体制が適切に整備されているか、また、有効に機能しているか等について、検査により確認する必要があると認められる場合には、当該外国監査法人等を検査対象先として選定する。

なお、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められる場合、たとえば、外国監査法人等による虚偽又は不当の証明に関する情報がある場合には、Ⅲの手続きを経ずに、当該外国監査法人等を検査対象先として選定することができるものとする。

### 3. 検査予告

立入検査は、検査対象先の責任者（代表者又は検査対応に関する権限若しくは責任を有する者をいう。以下同じ。）に対して、原則として立入検査着手の2か月前までに予告を行うものとする。

この場合、検査対象先の責任者に対し、立入検査着手予定日及び検査基準日（検査の基準となる特定の日であり、原則として検査実施の通知日の前営業日）等の検査実施の内容について文書（日本語を原本とし、英語による翻訳文を参考として添付）により通知するものとする。同時に、電話連絡を行い、4.（2）記載の重要事項の説明の日程調整を行うものとする。

なお、検査対象先に対して検査実施を通知するに先立ち、原則として、当該国当局に検査を行う旨を通知するものとする。その際、当該国当局が検査対象先に対して検査を行う予定がある場合には、当該国当局との間で、審査会が行う検査と当該国当局が行う検査を同時に実施できるよう可能な限りの配慮を行うものとする。

### 4. 検査実施の留意事項

#### （1）検証対象範囲

検証対象に関しては次のとおりとし、検査に当たっては、検査の効率化と外国監査法人等の負担軽減に留意するものとする。

- ① 個別監査業務については、外国会社等財務書類に係るものに限定する。
- ② 業務管理体制については、監査事務所全体とする。

#### （2）重要事項の説明

主任検査官は、検査実施の通知日以後立入検査着手日までに検査対象先の責任者に対し、以下の事項について電話会議等の方法により説明を行うものとする。

- ① 検査の権限及び目的
- ② 検査の実施方法
- ③ その他必要な事項

#### （3）使用する言語

検査においては、日本語の使用を原則とする。

ただし、外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務の

状況や品質管理システムの整備・運用状況の把握を行う場合などにおいて、主任検査官が認めたときは、英語の使用も可能とする。

#### **(4) 検査予告後の質問**

検査予告後、主任検査官は、提出された書面等の内容につき確認する必要がある場合は、立入検査着手前においても、検査対象先に対し、検査の手続の一環として文書（日本語を原本とし、英語による翻訳文を参考として添付）で質問を行うことができる。

#### **(5) 検査命令書等の提示**

主任検査官は、立入検査着手時に検査対象先の責任者に対し、検査命令書及び検査証票を提示するものとする。

#### **(6) 検査対象先の役職員に対するヒアリング**

検査官は、帳簿書類その他の物件の閲覧並びに検査対象先の役職員（監査責任者及び監査補助者を含む。）に対してヒアリングを実施し、法令諸基準等や外国監査法人等の定める品質管理に関する方針と手続への準拠の状況を検証するものとする。

検査官は、上記のヒアリングを行う際に他の者の同席の申し入れがあった場合には、その理由を確認した上で、検査に支障が生じない範囲内で、これを認めることができる。

#### **(7) 外国監査法人等の代表者等に対するヒアリング**

主任検査官は、外国監査法人等の業務等の状況及び品質管理に関する方針に関して、外国監査法人等の代表者等に対してヒアリングを行うものとする。

#### **(8) 検査対象先の就業時間への配慮**

検査官は、検査対象先の業務等に支障が生じないように配慮するものとする。

立入検査は、検査対象先の就業時間内に実施することを原則とし、就業時間外に実施しようとする場合は、検査対象先の承諾を得るものとする。

#### **(9) 効率的かつ効果的な検査の実施**

主任検査官は、立入検査期間中、適宜検査対象先との間で、検査の進捗状況、検査対象先の検査への対応などについて必要に応じて意見交換を行い、検査を効率的かつ効果的に実施するよう努めるものとする。

#### (10) 事実及び経緯の確認

検査官は、帳簿書類その他の物件を実際に調査検討することにより問題点を的確に把握し、主任検査官に報告後、指摘事項について検査対象先の責任者から確認を得るものとする。

この際、検査官は、必要に応じて質問事項又は指摘事項を記載した文書（日本語を原本とし、英語による翻訳文を参考として添付）に、検査対象先の責任者の認識について記載を求めるものとする。

### 5. 検査資料の徴求

#### (1) 既存資料等の有効利用

検査官は、原則として検査対象先の既存資料等を活用することとし、検査対象先の負担軽減に努めるものとする。なお、既存資料以外の資料を求める場合には、当該資料の必要性等を十分検討した上で求めるものとする。

検査官は、検査対象先から電子媒体による資料提出の希望があった場合には、検査に支障が生じない限りこれに応じることができる。

#### (2) 資料徴求の迅速化等

検査官は、検査対象先に対し資料の提出を求める場合には、資料徴求の趣旨を適切に説明するものとする。

また、帳簿書類及び業務上のメモ等の原資料（以下「現物」という。）を検査会場において検証する場合には、受渡書を取り交わし、かつ、確実に管理するものとする。

#### (3) 資料の返却等

検査官は、立入検査期間中、検査対象先から業務に必要な資料として、現物の一時持出しや返却の要求があった場合には、検査に支障が生じない範囲内で検査会場からの一時持出しや返却を認めるものとする。

また、検査期間中に徴求した現物は、検査の終了時までには返却するものとする。

### 6. 立入検査の終了

主任検査官は、検査期間中に認められた事実に関し、検査対象先との間に生じた認識の相違の有無について、検査対象先の責任者に対して確認した上で、立入検査を終了するものとする。

## 7. 検査事項に係る意見交換等

主任検査官は、立入検査終了後、検査により把握した外国監査法人等の問題点が整理された段階で、外国監査法人等の責任者に対し、当該問題点等が記載された文書（日本語を原本とし、英語による翻訳文を参考として添付）を送付するものとする。外国監査法人等は、当該文書の検討等に必要な期間として審査会が定めた期間内に、当該文書に記載されている事項に関する意見等を記載した意見書（日本語により作成することを原則とするが、英語によることも可能とする。）を審査会事務局長あてに提出することができる。この場合、意見等の内容を審査会に説明するものとする。

## 8. 検査結果の通知

検査結果の通知は、審査会会長名において、外国監査法人等の責任者に対して、検査結果を記載した文書（以下「検査結果通知書」という。）を交付することにより行うものとする。なお、日本語を原本として検査結果を通知し、英語による翻訳文を参考として添付するものとする。

なお、検査結果の通知の際は、外国監査法人等の責任者から当該通知を受けた旨の受領書を徴するものとする。

# V 検査結果等の取り扱い等

## 1. 検査結果等の取り扱い

(1) 審査会は、検査結果通知書を公表しないものとする。

(2) 検査結果及び検査関係情報<sup>(注)</sup>については、主任検査官は、立入検査着手日までに、検査対象先の責任者に対して、審査会の事前の承諾なく、検査対象先以外の第三者に開示してはならない旨を説明し承諾を得るものとする。

また、第三者に対する開示の事前承諾の申請に関しては、主任検査官は、①開示先、開示内容及びその理由を記載した申請書（英語により作成）の提出が必要であること、②当該開示先において第三者に開示しないことについての同意等の取り付けを求め、上記①の申請書中に、この同意等が得られたことについての記載が必要であること、を併せて説明するものとする。

(注) ここでいう「検査関係情報」とは、検査中の、検査官からの質問、指摘、要請その他検査官と検査対象先の役職員及び監査実施者との間のやりとりの内容をいう。

## 2. 勧告事案等の公表

(1) 審査会は、公益又は投資者保護に資するため、法第 41 条の 2 の規定に基づき、外国監査法人等の監査証明業務に相当すると認められる業務の適正な運営を確保するため行うべき行政処分その他の措置について金融庁長官に勧告した事案について、勧告後、原則として、公表するものとする。

なお、公益又は投資者等への影響等から、審査会が公表することを不相当と判断した事案については、公表を控える等の措置を講じるものとする。

(2) 上記 (1) のほか、監査の質の確保・向上に資すると考えられる場合には、検査対象先及び外国会社等が特定されない形で、検査事務の処理状況について取りまとめて公表するものとする。

## VI 情報管理上の留意点

検査官等職員は、報告徴収及び検査に関する情報並びに当該国当局から入手した情報を、我が国における個人情報保護に関する法律等の法令、一般的な行政文書の管理に関する規定等に則して、適切に管理するものとする。その際、特に、以下の点に配慮するものとする。

- (1) 報告徴収及び検査の実施並びに当該国当局との協力に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (2) 報告徴収及び検査に関する情報並びに当該国当局から入手した情報をその目的以外には使用（ただし、法令上の正当行為に該当する際の使用を除く。）してはならない。
- (3) 特に、報告徴収対象先、検査対象先及び当該国当局の秘密事項等に係る情報の取り扱いについては、細心の注意を払う。

## VII 施行日

本基本指針は、平成 22 年 1 月 14 日から施行する。

(改正)

本基本指針は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、同日以降予告する（無予告の場合は、立入検査に着手する）検査について適用する。

## VIII 報告徴収事項一覧（別添のとおり）

## VIII 報告徴収事項一覧

### A. 全ての外国監査法人等から徴収する情報

#### I 監査法人等の状況

##### 1. 業務の概況

- (1) 所属国の監査制度の概要（概要を説明する公式サイトアドレスでも可）
- (2) 監査法人等の目的及び沿革
- (3) 監査法人等の法的構造及び所有形態
- (4) 監査法人等のガバナンス
- (5) 監査法人等の組織図

##### 2. 社員等の状況

- (1) 社員、使用人の状況  
社員、使用人の人数及び対前年度増減
- (2) 業務執行責任者の役職名、氏名及び職歴

##### 3. 事務所の状況（業務運営及び品質管理を行っている事務所、及び外国会社等を監査する事務所に限る。）

（事務所が2以上あるときは、事務所ごとに記載。）

事務所ごとに、事務所名、所在地、社員数、使用人数、被監査会社数（外国会社等の数を内書き）

##### 4. 関係会社の状況

名称、代表者、所在地、事業内容

##### 5. 売上高の状況

- (1) 直近3会計年度の売上高（監査証明業務及び非監査証明業務の内訳）
- (2) 「3. 事務所の状況」に記載された事務所ごとの売上高が区分して把握されている場合には、当該売上高（監査証明業務及び非監査証明業務の内訳）

##### 6. 被監査会社の概況（外国会社等に限る。）

名称、決算期、資本金、業務執行社員、共同監査人、新規契約又は契約解除の旨

#### II 業務等の状況

##### 1. 業務の状況

- (1) 業務の内容
  - ① 監査証明業務及び非監査証明業務を提供している会社数、対前年度増減（外国会社等の数を内書き）
  - ② 新たに開始した業務（過去3年間）



(2) 業務の運営の状況

- ① 業務の執行の適正を確保するための措置（経営の基本方針及び経営管理に関する措置、法令遵守に関する措置を含む。）
- ② 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置（品質管理に関する責任、職業倫理及び独立性、監査契約の新規の締結及び更新、監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任、業務の実施（審査の状況を含む。）、品質管理のシステムの監視を含む。）

**2. 業務提携の状況**

- (1) 公認会計士又は監査法人との間における監査証明業務に関する提携の状況
- (2) ネットワーク組織に属する場合には、当該組織の概要及び当該組織における取決めの概要

**3. 訴訟事件の概要**

外国監査法人等が監査証明業務に関連して被告となった訴訟事件のうち、

- (1) 過去3年間に終結した件数及び判決等により支払うこととなった金額の総額
- (2) 現在係争中の訴訟事件の件数及び支払の請求を受けている金額の総額

**4. 刑事罰又は行政罰等の有無及びその内容**

外国監査法人等が監査証明業務に関連して過去3年間に受けた刑事罰又は行政罰等の内容

**Ⅲ 行政機関等による直近の検査・レビューの年月及びその結果**

検査結果等に基づく改善指示等、改善計画及び改善状況

## **B. 上場会社を監査する外国監査法人等から徴収する情報**

全ての外国監査法人等から徴収する情報に加え、次に掲げる情報

## **I 上場会社に係る監査証明業務等に関する情報（上場会社ごと）**

### **1. 監査人等の概況**

#### **(1) 監査人の状況**

- ① 監査責任者等の氏名・連続して監査に関与した期間
- ② 補助者の人数・補助者であって過去において監査責任者であった者の氏名
- ③ 監査人等の異動状況

#### **(2) 監査契約等の状況**

- ① 監査報酬等の額（監査証明業務・非監査証明業務）
- ② 監査契約の解除

#### **(3) 品質管理の状況**

- ① 品質管理を担当する公認会計士の氏名又は監査法人の部署
- ② 意見審査を行った公認会計士又は監査法人の担当者の氏名等

### **2. 監査の実施状況**

従事者の内訳別（監査責任者又は業務執行社員・公認会計士・その他）の人数・  
従事日数又は時間数

## **II 品質管理のシステムに関連する規程を含む業務管理体制に関する情報**

### **1. 品質管理のシステムに関連する規程の名称（最終改定日を付記）及びその写し**

### **2. 監査マニュアルの名称（最終改定日を付記）及びその写し**

### **3. ネットワークにおける内部レビューの結果**

結果報告書、指摘内容、改善措置及び改善計画、改善状況

# 公認会計士試験制度の概要

## 受験資格

受験資格の制限なし。年齢、学歴等にかかわらず受験可能

## 受験地

東京都、大阪府、北海道、宮城県、愛知県、石川県、広島県、香川県、熊本県、福岡県、沖縄県その他審査会の指定する場所

## 短答式試験

年2回(第Ⅰ回12月上中旬、第Ⅱ回5月下旬)実施

### 試験科目

■財務会計論 ■管理会計論 ■監査論 ■企業法

## 短答式試験合格

合格者は、翌年及び翌々年の2年間、短答式試験の免除を受けることが可能

## 論文式試験

年1回(8月中下旬)実施

### 試験科目

必須科目 ■会計学 ■監査論 ■企業法 ■租税法  
 選択科目 ■経営学 ■経済学 ■民法 ■統計学

(以上の4科目から1科目選択)

※論文式試験で不合格になった場合でも、公認会計士・監査審査会が相当と認める成績を得た科目については、翌年及び翌々年の2年間、当該科目の免除を受けることが可能

## 公認会計士試験合格

## 登録

### ○3年以上の実務経験(注)

業務補助 又は 実務従事 ※試験合格の前に行うことも可

### ○実務補習

公認会計士となるのに必要な技能を取得(講習を受け、必要な単位を取得)  
 ※日本公認会計士協会による修了審査を含む

### (注)実務経験

- ①業務補助 監査証明業務について公認会計士又は監査法人を補助
- ②実務従事 財務に関する監査、分析、その他の実務に従事  
 (実務従事に該当する業務の例:企業における経理、予算管理、原価計算、企業財務分析や財務コンサルタントなど。単純な経理事務等は除く。)

## 公 認 会 計 士

令和4年11月11日  
公認会計士・監査審査会

**令和5年公認会計士試験（第I回短答式）を受験される方へ**  
— 新型コロナウイルス感染症への対策についてのお知らせ —

**【試験実施についての基本方針】**

令和5年公認会計士試験第I回短答式試験は、12月11日（日曜）に実施します。

なお、今後、試験実施に関する追加情報等がある場合には、本ウェブサイトに掲載しますので、ご確認いただくようお願いします。

**【受験に当たっての注意事項】**

受験の際、以下の対応につきまして、ご理解・ご協力をお願いします。

**1. 体調不良の方**

(1) 以下の方については、他の受験者等への感染のおそれがあるため、当日の受験を控えていただくようお願いいたします。

① 新型コロナウイルス感染症に罹患し、療養解除等となっていない方

※ 療養解除等については保健所にご確認ください。

② 発熱（概ね37.5度以上）や軽度であっても咳などの風邪の症状が続く、強いだるさ、息苦しさといった新型コロナウイルスの感染が疑われる症状がある方

※ 保健所から濃厚接触者として特定された方は、事前に審査会事務局へご相談ください。

(2) 試験場で上記②の症状が生じた場合には、必ずその旨を試験官等へお申し出ください。他の受験者等への感染拡大防止のために必要な措置として、受験を中止し、ご帰宅していただく場合がありますのであらかじめご了承ください。

※ 試験当日は、ご自宅において検温を行ってください。（上記1. (1)②）

※ 試験場では、施設管理者側より入場時の検温（37.5度以上の発熱がある方の入場禁止）が義務付けられていますので、あらかじめご了承ください。また、時間に余裕をもって試験場にお越しください。

※ 体調不良と思われる方には、必要に応じて試験官が体温測定等を要請する場合がありますので、その際にご対応いただくようお願いいたします。

なお、上記に該当する方などについての再試験・受験手数料の返金などの特別な措置は予定していませんので、受験者におかれては、受験当日まで十分な体調管理をお願いします。

## **2. 試験場でのお願い**

試験場では、感染防止のため、以下の点に留意してください。

### **① マスクの着用等**

試験場では、感染予防のため、マスクの着用をお願いします。なお、マスクは、本人確認のための写真照合時や試験官の指示があった時等は、一時的に外してください。また、携帯用手指消毒用アルコールをお持ちの方は、持参しても差し支えありませんが、試験中はカバンにしまってください。

### **② 密の回避**

試験場内での私語は控えるようお願いします。昼食時や休憩時も密集を避け、会話は控えてください。

### **③ 試験室の換気**

試験室は、適宜、ドアや窓を開放するなどの換気を行います。室温の高低に対応できるよう試験当日の服装には注意してください。また、ドアや窓の開放による外部の音が気になる方は、耳せんの使用をお願いします。

### **④ その他**

- ・ **試験場では試験官の指示に従ってください。従っていただけない場合は、受験を中止することがあります。**
- ・ 保健所等の公的機関からの要請により、受験者の氏名、連絡先等が提供される場合があることをあらかじめご了承ください。

## 試験結果の概要

### (令和4年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験)

(1) 願書提出者数  
14,958 人

(2) 答案提出者数  
9,870 人(注)

(注) 願書提出者数と答案提出者数の差の内訳

- ・欠席者数 3,000人(受験予定科目の全てを欠席した者)
- ・短答式試験免除者数 2,088 人
  - うち 令和2年又は令和3年短答式試験合格者 1,829 人
  - うち 司法試験合格者や大学教授等 216 人
  - うち 旧第二次試験合格者 43人

(3) 合格者数  
780人

- ・ 総点数の73%以上を取得した者
- ・ ただし、試験科目のうち1科目につき、その満点の40%未満の得点があり、且つ、答案提出者の下位から遡って33%の人数に当たる者との得点に満たない者は不合格

(4) 総合平均得点比率・科目別平均得点比率

		平均得点比率
総合		47.5%
科目別	財務会計論	46.5%
	管理会計論	48.7%
	監査論	52.2%
	企業法	43.4%

## 令和4年公認会計士試験の合格発表の概要について

### 1. 試験結果の概要

#### (1) 願書提出者数

18,789 人                    男性 13,935 人   女性 4,854 人   女性比率 25.8%

※願書提出者数は、第Ⅰ回短答式試験、第Ⅱ回短答式試験のいずれにも願書を提出した受験者を名寄せして集計したものの。

#### (2) 論文式試験受験者数

4,067 人

#### (3) 論文式試験合格者数

1,456 人(対前年比 96人増)                    男性 1,129 人   女性 327 人   女性比率 22.5%  
合格率 7.7%

#### (4) 参考資料

令和4年公認会計士試験論文式試験の得点階層分布表(総合得点比率)(別紙)

#### 【令和4年公認会計士試験結果】

区 分	令和4年試験	令和3年試験
願書提出者数(a)	18,789 人	14,192 人
短答式試験受験者数	16,701 人	12,260 人
短答式試験合格者数(b)	1,979 人	2,060 人
短答式試験免除者数(c)	2,088 人	1,932 人
論文式試験受験者数(b+c)	4,067 人	3,992 人
最終合格者数(d)	1,456 人	1,360 人
合格率(d/a)	7.7%	9.6%

## 2. 合格者の概要

### (1) 合格者

- 51.6%以上の得点比率を取得した者
- ただし、試験科目のうち1科目につき得点比率が40%未満のものがある場合は不合格

### (2) 合格者の年齢

- 合格者の平均年齢は24.4歳
- 最高年齢は58歳、最低年齢は17歳

### (3) 合格者の職業

- 「学生」及び「専修学校・各種学校受講生」が963人(構成比66.1%)
- 「会社員」は94人(構成比6.5%)

## 3. 一部科目免除資格取得者の概要

論文式試験の一部の試験科目について、合格発表の日から起算して2年を経過する論文式試験まで免除を受けることができる一部科目免除資格取得者は504人(属人ベース)

(注)科目別の免除資格取得者の延べ人数ベースでは593人



# 令和4年公認会計士試験

## 合格者調

1. 年別合格者調

年 別	願 書 提 出 者 (A)	論 文 試 験 受 験 者 (B)	合 格 者 (C)	合 格 率	
				(C)／(A)	(C)／(B)
	人	人	人	%	%
平成 18年	20,796	9,617	3,108	14.9	32.3
平成 19年	20,926	9,026	4,041	19.3	44.8
平成 20年	21,168	8,463	3,625	17.1	42.8
平成 21年	21,255	6,173	2,229	10.5	36.1
平成 22年	25,648	5,512	2,041	8.0	37.0
平成 23年	23,151	4,632	1,511	6.5	32.6
平成 24年	17,894	3,542	1,347	7.5	38.0
平成 25年	13,224	3,277	1,178	8.9	35.9
平成 26年	10,870	2,994	1,102	10.1	36.8
平成 27年	10,180	3,086	1,051	10.3	34.1
平成 28年	10,256	3,138	1,108	10.8	35.3
平成 29年	11,032	3,306	1,231	11.2	37.2
平成 30年	11,742	3,678	1,305	11.1	35.5
令和 元年	12,532	3,792	1,337	10.7	35.3
令和 2年	13,231	3,719	1,335	10.1	35.9
令和 3年	14,192	3,992	1,360	9.6	34.1
令和 4年	18,789	4,067	1,456	7.7	35.8
合計	276,886	82,014	30,365	11.0%	37.0%

(注1) 令和4年合格者中  
最高年齢58歳、最低年齢17歳、女性327人

(注2) 願書提出者数は、第Ⅰ回短答式試験、第Ⅱ回短答式試験のいずれにも願書を提出した  
受験者を名寄せして集計したもの

2. 年齢別合格者調

区 分	願書提出者 (A)	論 文 式 受 験 者 (B)	合 格 者 (C)	合 格 率		合 格 者 構 成 比
				(C)/(A)	(C)/(B)	
	人	人	人	%	%	%
20歳未満	402	36	21	5.2	58.3	1.4%
20歳以上25歳未満	8,906	1,959	929	10.4	47.4	63.8%
25歳以上30歳未満	4,183	958	337	8.1	35.2	23.1%
30歳以上35歳未満	2,144	456	117	5.5	25.7	8.0%
35歳以上40歳未満	1,239	262	26	2.1	9.9	1.8%
40歳以上45歳未満	752	165	19	2.5	11.5	1.3%
45歳以上50歳未満	473	97	5	1.1	5.2	0.3%
50歳以上55歳未満	288	54	1	0.3	1.9	0.1%
55歳以上60歳未満	191	35	1	0.5	2.9	0.1%
60歳以上65歳未満	108	23	0	0.0	0.0	0.0%
65歳以上	103	22	0	0.0	0.0	0.0%
合 計	18,789	4,067	1,456	7.7	35.8	100.0

(注) 令和4年11月18日時点の年齢によるもの。

3. 学歴別合格者調

区 分	願書提出者 (A)	論 文 式 受 験 者 (B)	合 格 者 (C)	合 格 率		合 格 者 構 成 比
				(C)／(A)	(C)／(B)	
	人	人	人	%	%	%
大 学 院 修 了	961	290	39	4.1	13.4	2.7%
会 計 専 門 職 大 学 院 修 了	690	291	22	3.2	7.6	1.5%
大 学 院 在 学	143	24	13	9.1	54.2	0.9%
会 計 専 門 職 大 学 院 在 学	165	39	14	8.5	35.9	1.0%
大 学 卒 業 (短大含む)	7,923	1,841	632	8.0	34.3	43.4%
大 学 在 学 (短大含む)	6,559	1,221	642	9.8	52.6	44.1%
高 校 卒 業	1,899	283	76	4.0	26.9	5.2%
そ の 他	449	78	18	4.0	23.1	1.2%
合 計	18,789	4,067	1,456	7.7	35.8	100.0

## 4. 職業別合格者調

区 分	願書提出者 (A)	論 文 式 受 験 者 (B)	合 格 者 (C)	合 格 率		合 格 者 比 構 成 比
				(C)／(A)	(C)／(B)	
	人	人	人	%	%	%
会 計 士 補	43	38	3	7.0	7.9	0.2%
会 計 事 務 所 員	765	226	72	9.4	31.9	4.9%
税 理 士	59	17	3	5.1	17.6	0.2%
会 社 員	3,203	466	94	2.9	20.2	6.5%
公 務 員	613	99	18	2.9	18.2	1.2%
教 員	46	9	1	2.2	11.1	0.1%
教育・学習支援者	67	12	2	3.0	16.7	0.1%
学 生	8,442	1,732	848	10.0	49.0	58.2%
専修学校・ 各種学校受講生	1,376	406	115	8.4	28.3	7.9%
無 職	3,124	824	271	8.7	32.9	18.6%
そ の 他	1,051	238	29	2.8	12.2	2.0%
合 計	18,789	4,067	1,456	7.7	35.8	100.0

5. 財務局別合格者調

区 分	願書提出者 (A)	論 文 式 受 験 者 (B)	合 格 者 (C)	合 格 率		合 格 者 構 成 比
				(C)／(A)	(C)／(B)	
	人	人	人	%	%	%
北 海 道	417	91	40	9.6	44.0	2.7%
東 北	577	140	33	5.7	23.6	2.3%
関 東	10,730	2,340	856	8.0	36.6	58.8%
北 陸	274	54	20	7.3	37.0	1.4%
東 海	1,212	269	93	7.7	34.6	6.4%
近 畿	3,834	849	323	8.4	38.0	22.2%
中 国	367	71	23	6.3	32.4	1.6%
四 国	286	49	17	5.9	34.7	1.2%
九 州	190	32	10	5.3	31.3	0.7%
福 岡	802	148	33	4.1	22.3	2.3%
沖 縄	100	24	8	8.0	33.3	0.5%
合 計	18,789	4,067	1,456	7.7	35.8	100.0

## 試験結果の概要

### (令和5年公認会計士試験第 I 回短答式試験)

## (1) 願書提出者数

14,550 人

うち、欠席者 3,149人 (注)

(注) 受験科目全てを欠席した者を指す

## (2) 答案提出者数

11,401 人

## (3) 合格者数

1,182人

- ・ 総点数の 71%以上を取得した者
- ・ ただし、1科目につき、その満点の40%未満の得点があり、且つ、答案提出者の下位から遡って33%の人数に当たる者と同一の得点に満たない者は不合格

## (4) 総合平均得点比率・科目別平均得点比率

		平均得点比率
総合		46.4%
科目別	財務会計論	49.7%
	管理会計論	40.3%
	監査論	53.4%
	企業法	39.6%

## 令和4年度の講演会の開催状況

開催日	場所		講師
令和4年5月20日	信州大学	長野県	松井会長
5月30日	弘前大学	青森県 (オンライン)	松井会長
6月6日	北海道大学	北海道	松井会長
6月9日	金沢星稜大学	石川県 (オンライン)	松井会長
6月20日	専修大学	東京都 (オンライン)	松井会長
6月29日	関西学院大学	兵庫県	松井会長
7月14日	金沢大学	石川県	松井会長
7月15日	大阪公立大学	大阪府 (オンライン)	松井会長
10月13日	青山学院大学	東京都	松井会長
10月26日	兵庫県立大学	兵庫県	松井会長
11月7日	東北学院大学	宮城県 (オンライン)	青木委員
11月11日	中央大学	東京都	松井会長
11月28日	高崎経済大学	群馬県	松井会長
12月2日	東北大学	宮城県	青木委員
12月9日	福井県立大学	福井県	青木委員



## IFIAR 本会合開催実績

	期 間	場 所	参 加 当 局
第 1 回	平成 19 年 3 月 22・23 日	東京	22 か国・地域
第 2 回	平成 19 年 9 月 24・25 日	トロント	21 か国・地域
第 3 回	平成 20 年 4 月 9～11 日	オスロ	22 か国・地域
第 4 回	平成 20 年 9 月 22～24 日	ケープタウン	21 か国・地域
第 5 回	平成 21 年 4 月 27～29 日	バーゼル	30 か国・地域
第 6 回	平成 21 年 9 月 14～16 日	シンガポール	29 か国・地域
第 7 回	平成 22 年 3 月 22～24 日	アブダビ	30 か国・地域
第 8 回	平成 22 年 9 月 27～29 日	マドリッド	37 か国・地域
第 9 回	平成 23 年 4 月 11～13 日	ベルリン	34 か国・地域
第 10 回	平成 23 年 9 月 26～28 日	バンコク	29 か国・地域
第 11 回	平成 24 年 4 月 16～18 日	釜山	32 か国・地域
第 12 回	平成 24 年 10 月 1～3 日	ロンドン	39 か国・地域
第 13 回	平成 25 年 4 月 15～17 日	ノールドワイク	42 か国・地域
第 14 回	平成 26 年 4 月 7～9 日	ワシントン DC	44 か国・地域
第 15 回	平成 27 年 4 月 21～23 日	台北	38 か国・地域
第 16 回	平成 28 年 4 月 19～21 日	ロンドン	48 か国・地域
第 17 回	平成 29 年 4 月 4～6 日	東京	47 か国・地域
第 18 回	平成 30 年 4 月 17～19 日	オタワ	47 か国・地域
第 19 回	平成 31 年 4 月 30 日 ～令和元年 5 月 2 日	ギリシャ	50 か国・地域
第 20 回	令和 2 年 4 月 20～22 日	書面開催のみ ※新型コロナウイルス感染症拡大のため。	
第 21 回	令和 3 年 4 月 19～21 日	ビデオ会議形式	54 か国・地域
第 22 回	令和 4 年 4 月 25～27 日	ビデオ会議形式	53 か国・地域

## 第22回監査監督機関国際フォーラム（ビデオ会議形式）について

第22回監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）が下記のとおり開催され、公認会計士・監査審査会からは、松井会長、青木委員、田原事務局長が、金融庁からは長岡 総合政策局参事官（IFIAR副議長）が参加し、最近の監査監督に関する論点について、各監査監督当局やステークホルダーの代表者と意見交換を実施しました。概要につきましては、IFIAR事務局によるプレスリリース（ステークホルダー・アナウンスメント）をご参照ください。

### 記

#### 1. 日程・開催形式

令和4年4月25日（月曜日）～令和4年4月27日（水曜日）  
ビデオ会議形式

#### 2. 参加者

53か国・地域の監査監督機関

##### オブザーバー

バーゼル銀行監督委員会（BCBS）、欧州委員会（EC）、金融安定理事会（FSB）、  
保険監督者国際機構（IAIS）、証券監督者国際機構（IOSCO）、公益監視委員会（PIOB）、世界銀行（WB）  
計7国際機関

##### 議長

デュエイン・デスパルテ米公開企業会計監視委員会（PCAOB）ボードメンバー

#### 3. 主な議題

テーマ：ニューノーマルへの移行

IFIARメンバーが目指す方向を示した共通原則である「コア原則」改定案の承認

新たなメンバー類型の創設及び関連するIFIAR憲章の改定案の承認

監査監督の現状と今後の見通しに関する議論（※1）

投資家・その他利害関係者ワーキンググループ（IOSWG）の外部諮問グループによる監査人や監査監督当局  
に対する投資家等の期待に係る議論（※2） 等

※1 田原事務局長がパネリストとして登壇

※2 外部諮問グループメンバーである清原健弁護士がパネリストとして登壇

#### 4. プレスリリース



[\(原文\)](#)



[\(仮訳\)](#)

IFIARやその活動に関する更なる情報につきましては、IFIARウェブサイト (<https://www.ifiar.org>) をご参照下さい。

#### お問い合わせ先

金融庁総合政策局IFIAR戦略企画本部IFIAR戦略企画室

公認会計士・監査審査会事務局 総務試験課

Tel : 03-3506-6000 (代表) (内線2432)

## プレスリリース（仮訳）

2022年4月28日

東京、日本

### 監査監督機関国際フォーラム (IFIAR) がオンラインにより 2022年本会合を開催し、ニューノーマルへの移行 (*the Transition to the New Normal*) について議論

4月25日ー4月27日にかけて、53の各国・地域を代表するIFIARメンバーがオンラインで会する2022年本会合が開催され、「ニューノーマルへの移行 (*the Transition to the New Normal*) 」に焦点を当てた議論が行われた。

一連のパネルディスカッションを通して、メンバー、オブザーバー及びその他の主要なステークホルダーの代表は、監査監督の現状や、ニューノーマルとなり得る環境下における新たなトレンドや進展が監査監督当局に与える潜在的な影響について議論した。

- シンポジウムセッションは、資本市場、財務報告、監査、監査監督へのインプリケーションに焦点を当て、今日の社会に影響を与える広範なグローバルトレンドに関する基調講演により開幕した。
- アジア、欧州、中東のIFIARメンバーは、彼らの組織のニューノーマルへの適応についての視点を提供するとともに、それぞれの国・地域における監査監督の現状や、将来の発展の可能性について見解を共有した。
- 欧州、北米、大洋州のIFIARメンバーは、高品質な監査の主要な特性について見解を共有し、彼らの監査監督の経験や、IFIARのグローバル監査品質ワーキンググループ (Global Audit Quality Working Group) から得た考察や教訓を共有した。
- IFIARの投資家・その他利害関係者ワーキンググループ (Investors and Other Stakeholders Working Group) の外部諮問グループのメンバーは、現在の環境下において投資家等のステークホルダーが監査人及び監査監督当局の双方に対して抱いている新たな期待や、そうした期待がCOVID-19パンデミックを含む世界経済に影響を与える最近の事象によって、どのように形成されてきたかについて、議論を行った。
- モニタリンググループ (Monitoring Group)、公益監視委員会 (Public Interest Oversight Board)、国際監査・保証基準審議会 (International Auditing and Assurance Standards Board) のリーダーらが、国際的な監査・倫理基準設定の枠組を改革するためのモニタリンググループによる提言の実施状況を報告し、基準設定プロセスにおいて、監査監督当局とIFIARの視点がどのように考慮されているかについて説明を行った。
- IFIARメンバーは、6大グローバル監査法人ネットワーク<sup>1</sup>で構成されるGPPC (Global Public Policy Committee) 及び国際会計基準財団 (IFRS

---

<sup>1</sup> (金融庁/公認会計士・監査審査会事務局注) BDO、Deloitte Touche Tohmatsu、Ernst & Young、Grant Thornton、KPMG及びPricewaterhouseCoopers。

Foundation) の代表と共に、環境 [Environment]、社会 [Social]、ガバナンス [Governance] (ESG) に関する報告及び保証の新たな枠組について議論した。

IFIAR 議長のデュエイン・デスパルテ (Duane DesParte) 氏は、「我々は、世界がパンデミックから抜け出し、その他の重要な課題と好機に取り組む極めて重要な時期に、2022 年本会合のために集まった。監査監督当局は、このニューノーマルな環境に適応し、投資家等のステークホルダーの変化するニーズに応えることが重要である。本会合は、グローバルな監査監督の強化により、投資家を含む公益に資するという IFIAR の使命を推進するために、メンバーが経験、アイデア、視点を共有するためのフォーラムを提供している。」とコメントした。

### コア原則 (Core Principles) の改定

メンバーは、IFIAR コア原則が策定された 2011 年以降の監査監督の進展を反映した IFIAR コア原則の改定版を承認した。コア原則は、IFIAR メンバー、発展途上の監査監督当局、その他のステークホルダーにとって、良い監査監督のために目指す方向を示した指針である。

### IFIAR 会員資格の新たな類型

メンバーは改定した準会員資格の類型も承認した。これは、独立性に関する適格性を満たすものの、監査監督プログラムの初期段階にある監査監督当局が、同プログラムを実行し完全な運用に向けた進捗を図るにあたって、IFIAR への関与を通じた便益の享受を可能とするものである。準会員資格に関する更なる情報については、事務局 ([secretariat@ifiar.org](mailto:secretariat@ifiar.org)) まで問い合わせされたい。

### IFIAR について

監査監督機関国際フォーラム (IFIAR) は、2006 年に設立され、アフリカ、北米、南米、アジア、オセアニア、ヨーロッパの 54 の国・地域の独立した監査監督当局で構成されている。その使命は、グローバルに監査監督を向上させることにより、投資家を含む公益に資することである。IFIAR は、世界中の監査品質や規制実施について、対話や知見の共有ができるプラットフォームを提供し、規制活動における協調を促している。IFIAR の公式のオブザーバーは、バーゼル銀行監督委員会 (BCBS)、欧州委員会 (EC)、金融安定理事会 (FSB)、保険監督者国際機構 (IAIS)、証券監督者国際機構 (IOSCO)、公益監視委員会 (PIOB) 及び世界銀行である。IFIAR に関する更なる情報については、IFIAR ウェブサイト ([www.ifiar.org](http://www.ifiar.org)) を参照されたい。

## 監査監督機関国際フォーラムによる 「2022年検査指摘事項報告書」の公表について

監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）は、メンバー国の監査監督当局を対象に、2022年（令和4年）夏、11回目となる検査指摘事項調査を実施しました。この度、その結果を取りまとめた「2022年検査指摘事項報告書」（原題：Survey of Inspection Findings 2022）を公表しました。

なお、公認会計士・監査審査会事務局は、本報告書の取りまとめを行う作業チームに参画しており、引き続き当該取組みに貢献してまいります。

詳細につきましては、以下をご覧ください。

- ▶ [プレスリリース（原文）](#)  ・ [（仮訳）](#) 
- ▶ [「2022年検査指摘事項報告書」（原文）](#) 

### お問い合わせ先

公認会計士・監査審査会事務局 総務試験課  
金融庁総合政策局IFIAR戦略企画本部IFIAR戦略企画室  
Tel : 03-3506-6000（代表）（内線2415）

## プレスリリース（仮訳）

### 監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）が年次検査指摘事項調査の報告書を公表

2023年3月15日

本日、IFIAR は、6大グローバル監査法人ネットワーク（GPPC<sup>1</sup>ネットワーク）に加盟している監査法人に対して、IFIAR メンバー当局が個別に行った検査に基づく11回目の年次検査指摘事項調査の結果に係る報告書を公表した。IFIAR は、法人全体の品質管理態勢に対する検査、及び個別監査業務に対する検査の2種類の活動に係る情報を収集した。51法域のIFIAR メンバー当局が2022年調査に参加した。

2022年調査へのIFIAR メンバー当局の報告によると、検査を行った個別監査業務のうち、1つ以上の指摘があったものは26%だった。それに対し、2021年調査では30%であり、指摘率を初めて計測した2014年調査の47%から減少している。

2022年調査で提出された検査結果の約64%は2020年度又は21年度の期末監査に関するものであり、パンデミック期間中に該当したであろう年度末を反映している。この期間中、大方の検査はリモートで実施されたと思われるものの、検査対象となった上場PIEs（社会的影響度の高い事業体）に係る個別監査の数を含む検査プログラムの厳格さは、過去と整合的であった。

測定を開始した2014年以来、指摘率は改善傾向を示しているが、依然、4分の1超の検査対象となった上場PIEs監査において、少なくとも1つの不備が検出されている。IFIAR は、GPPC ネットワーク及びそのメンバーファームが監査品質を向上させ、不備を伴う監査数を減少させるための継続的な努力を促すとともに、ビジネスや経済環境の変化について、現在の状況が監査リスクの増大や監査品質に影響を及ぼし得ることから、引き続き注視する。

メンバー当局の検査プログラムの集計結果の各年毎の変化が、必ずしも監査品質の継続的な変化を示すものではないため、IFIAR は、調査結果の全体的な傾向を長期的にモニターしている。さらに、本調査結果は、監査法人による監査品質改善の進捗を測定する唯一の要素ではない。IFIAR メンバー当局の検査はリスクベースの手法を取っているため、年間を通じて、必ずしも全ての監査事務所や品質管理項目、保証業務を代表するサンプルを選んでいるわけではない。

監査品質を向上させる責任は監査法人にあるが、IFIAR は、メンバー当局の権限に基づく監督能力を向上させ、また、より高品質な監査の実現のため、

---

<sup>1</sup>（公認会計士・監査審査会事務局注）Global Public Policy Committee networks : BDO、Deloitte Touche Tohmatsu、Ernst & Young、Grant Thornton、KPMG 及び PricewaterhouseCoopers。

GPPC ネットワークと定期的に対話し、問い掛けを行うといった様々な活動を通じて、グローバルに一貫した高品質な監査に向けた発展に影響を与えることに努める。

#### **検査指摘事項調査について**

IFIAR の年次検査指摘事項調査は、監査法人の品質管理態勢及びシステム上重要な金融機関（SIFIs）を含む上場 PIEs の監査について、IFIAR メンバー当局の主な検査結果をまとめたものである。PIE 監査における検査指摘事項は、監査事務所が監査意見を裏付けるのに十分かつ適切な監査証拠を入手していなかったことを示す、監査手続上の不備である。しかし、必ずしも当該財務諸表に重要な虚偽表示があることを示唆するものではない。

#### **IFIAR について**

監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）は、2006年に設立され、アフリカ、北米、南米、アジア、オセアニア、ヨーロッパの54の国・地域の独立した監査監督当局で構成されている。その使命は、グローバルに監査品質を向上することにより、投資家を含む公益に資することである。IFIAR は、世界中の監査品質や規制実施について、対話や知見の共有ができるプラットフォームを提供し、規制活動における協調を促している。IFIAR の公式のオブザーバーは、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）、欧州委員会（EC）、金融安定理事會（FSB）、保険監督者国際機構（IAIS）、証券監督者国際機構（IOSCO）、公益監視委員会（PIOB）及び世界銀行である。IFIAR に関する更なる情報については、IFIAR ウェブサイト（[www.ifiar.org](http://www.ifiar.org)）を参照されたい。



## **IFIAR Releases 2022 Report on Annual Survey of Audit Inspection Findings**

March 15, 2023

IFIAR released today a report on the results of its eleventh annual survey of inspection findings arising from its Member regulators' individual inspections of audit firms affiliated with the six largest global audit firm networks (the Global Public Policy Committee networks, or "GPPC networks"). IFIAR collected information about two categories of activities: inspections of firm-wide systems of quality control and inspections of individual audit engagements. IFIAR Members from fifty-one jurisdictions contributed to the 2022 survey.

IFIAR Members reported in the 2022 survey that 26% of audit engagements inspected had at least one finding, compared to 30% in the 2021 survey, and down from 47% in the first survey capturing this metric in 2014.

Approximately 64% of the results of inspections submitted in the 2022 survey are in relation to audits with year-ends in 2020 or 2021, thus reflecting year-ends that would have fallen during the pandemic. While the majority of inspections during this period may have been performed remotely, the rigor of inspection programs, including the number of listed public interest entity (PIE) audits inspected, remained consistent with prior years.

While the survey findings have shown improvement since tracking began in 2014, there remains over a quarter of listed PIE audits inspected with at least one finding. IFIAR urges the GPPC networks and their member firms to make continued efforts to enhance audit quality, reduce the number of audits with findings, and remain vigilant towards changes in the business and economic environment, where current conditions may increase audit risk and affect audit quality.

IFIAR monitors general trends in survey findings over time, as individual year-over-year changes in aggregate results across our Members' inspections programs are not necessarily indicative of lasting changes in audit quality. Furthermore, the survey results are not the sole factor when considering firms' progress in improving audit quality. Members' inspection processes follow a risk-based methodology and are not necessarily intended to select a representative sample of all firms or of all their quality control elements or assurance work throughout the year.

While responsibility for improving audit quality rests with audit firms, IFIAR seeks to influence progress towards consistent, high-quality audits globally through various activities, including by advancing the regulatory oversight capabilities of its Members and by regularly engaging with and challenging the GPPC networks to achieve higher quality audits.

### **About the Survey**

IFIAR's annual Inspection Findings Survey collects data on key results from IFIAR Members' inspections of audit firms' systems of quality control and audits of listed public interest entities (PIEs), including systemically important financial institutions (SIFIs). Inspection findings for PIE audits are deficiencies in audit procedures that indicate that the audit firm did not obtain sufficient appropriate audit evidence to support its opinion, but do not necessarily imply that those financial statements are also materially misstated.

### **About IFIAR**

Established in 2006, the International Forum of Independent Audit Regulators (IFIAR) comprises independent audit regulators from 54 jurisdictions representing Africa, North America, South America, Asia, Oceania, and Europe. Our mission is to serve the public interest, including investors, by enhancing audit oversight globally. IFIAR provides a platform for dialogue and information-sharing regarding audit quality matters and regulatory practices around the world; and promotes collaboration in regulatory activity. IFIAR's official observer organizations are the Basel Committee on Banking Supervision, the European Commission, the Financial Stability Board, the International Association of Insurance Supervisors, the International Organization of Securities Commissions, the Public Interest Oversight Board and the World Bank. For more information about IFIAR, visit [www.ifiar.org](http://www.ifiar.org).

## IFIAR 検査ワークショップ開催実績

	期 間	場 所	参 加 当 局
第 1 回	平成 19 年 5 月 30・31 日	アムステルダム	22 か国・地域
第 2 回	平成 20 年 1 月 29・30 日	ベルリン	20 か国・地域
第 3 回	平成 21 年 2 月 11～13 日	ストックホルム	25 か国・地域
第 4 回	平成 22 年 2 月 9～12 日	パリ	31 か国・地域
第 5 回	平成 23 年 2 月 23～25 日	ワシントン DC	30 か国・地域
第 6 回	平成 24 年 3 月 5～7 日	アブダビ	32 か国・地域
第 7 回	平成 25 年 3 月 4～6 日	チューリッヒ	38 か国・地域
第 8 回	平成 26 年 3 月 10～12 日	クアラルンプール	36 か国・地域
第 9 回	平成 27 年 3 月 2～4 日	ロンドン	37 か国・地域
第 10 回	平成 28 年 2 月 22～24 日	アブダビ	34 か国・地域
第 11 回	平成 29 年 2 月 8～10 日	アテネ	41 か国・地域
第 12 回	平成 30 年 2 月 20～22 日	コロンボ	41 か国・地域
第 13 回	平成 31 年 3 月 6～8 日	パリ	47 か国・地域
第 14 回	令和 2 年 2 月 4～6 日	ワシントン DC	40 か国・地域
第 15 回	令和 3 年 3 月 23～25 日	オンライン形式	51 か国・地域
第 16 回	令和 4 年 3 月 22～24 日	オンライン形式	50 か国・地域
第 17 回	令和 5 年 3 月 7～9 日	バリ	約 40 か国・地域

## 日本 IFIAR ネットワーク 会員

### 【会計監査税務】

- 日本監査研究学会
- 日本監査役協会
- 日本公認会計士協会  
日本税理士会連合会
- 日本内部監査協会

### 【経済界】

- 経済同友会
- 日本経済団体連合会

### 【金融資本市場】

- 金融先物取引業協会
- 国際銀行協会（I B A）
- 信託協会
- 生命保険協会
- 全国銀行協会
- 第二種金融商品取引業協会
- 投資信託協会
- 日本証券アナリスト協会
- 日本証券業協会
- 日本損害保険協会
- 日本投資顧問業協会
- 日本取引所グループ
- 日本 I R 協議会

### 【その他】

- 日本弁護士連合会

### 【オブザーバー】

- 東京都

計 22 団体

（注 1）各分類内で 50 音順

（注 2）○印は、ネットワークの行事を企画する企画委員会に所属する会員。計 9 会員。

## 公認会計士・監査審査会の活動状況に関連する主な公表資料

- 過去の年次報告『公認会計士・監査審査会の活動状況』

<https://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakai/reports/index.html>

- 過去の公認会計士試験の試験結果等

<https://www.fsa.go.jp/cpaob/kouninkaikeishi-shiken/kakoshiken.html>

- 監査事務所に対する審査及び検査

監査事務所等モニタリング基本方針－監査品質の持続的な向上の促進－

<https://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakensa/kihonkeikaku/20220520/20220520.html>

令和4事務年度監査事務所等モニタリング基本計画

<https://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakensa/kihonkeikaku/20220715/20220715-1.html>

令和4年版モニタリングレポート

<https://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakensa/kouhyou/20220715/20220715-2.html>

監査事務所検査結果事例集（令和4事務年度版）

<https://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakensa/kouhyou/20220715/20220715-3.html>

過去の基本方針・基本計画等

<https://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakensa/kihonkeikaku/index.html>

過去の検査結果等の取りまとめ

<https://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakensa/kouhyou/index.html>

- 国際関係

監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）議長就任について（令和5年4月28日）

<https://www.fsa.go.jp/cpaob/sonota/kokusai/20230428.html>

監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）について

<https://www.fsa.go.jp/ifiar/20161207-1.html>



**公認会計士・監査審査会**

Certified Public Accountants and Auditing Oversight Board

<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/index.html>